

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第5章 (省略)	第1章～第5章 (同左)
第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務	第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務
(中略)	
個⑥033-3 国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書	(新設)
個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書(居住者用)(平成30年分以降用)	(新設)
個⑥033-5 外国税額控除に関する明細書(非居住者用)(平成30年分以降用) (中略)	(新設)
個⑥040-1 試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書(平成30年分以降用)	(新設)
個⑥040-2 中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書(平成30年分以降用)	(新設)
個⑥040-3 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書(平成30年分以降用) (中略)	(新設)
個⑥055 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (中略)	(新設)
個⑥060 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除 (中略)	個⑥060 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
個⑥064-2 雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書(付表)【表面】 (中略)	個⑥064-2 雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書(付表)【表面】
個⑥069 革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (中略)	(新設)
(廃止) (中略)	個⑥109-1 平成23年分の所得税の___申告書付表(損失申告用)(東日本大震災の被災者の方用)
個⑥200 雑損失の金額の計算書	(新設)
個⑥201 雑損失の金額の計算書(2年目以降用)	(新設)

改正後	改正前
個◎202 被災した住宅、家財等の損失額の計算書	(新設)
個◎203 仮想通貨の計算書（移動平均法用）	(新設)
個◎204 仮想通貨の計算書（総平均法用）	(新設)
(後略)	(後略)

改正後

改正前

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

(平成 年分) 氏 名

(平成 年分) 氏 名

提出用

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

この計算書は、農業を営む方が、次の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ⑦ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
⑧ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。
※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

- ⑦ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
⑧ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。
※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑫に記入する金額を求めます。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑫に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

1 申告書に記載する農業所得

Table with 5 columns: 収入金額, 必要経費, 専従者控除額, 所得金額, 農業所得. Includes rows for total and specific sale income.

Table with 5 columns: 収入金額, 必要経費, 専従者控除額, 所得金額, 農業所得. Includes rows for total and specific sale income.

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。
2 ②欄には、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
3 ③欄の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。
※ ③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。
2 ②欄には、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
3 ③欄の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。
※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

2 課税総所得金額に対する税額の計算

Table for tax calculation with 13 rows and 3 columns. Includes fields for total tax, deductions, and final tax amount.

Table for tax calculation with 13 rows and 3 columns. Includes fields for total tax, deductions, and final tax amount.

○この計算書を使った方は、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額の頭部に「⑬」と書いてください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

○この計算書を使った方は、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額の頭部に「⑬」と書いてください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥010-1 医療費控除の明細書【表面】

個⑥010-1 医療費控除の明細書【表面】

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏 名

氏 名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(4)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(明：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

Table with 4 columns: (1) 医療費通知に記載された医療費の額, (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額, (3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額, (4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額. Includes checkboxes for medical insurance types.

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

Main table for medical expenses with columns for recipient name, provider name, expense type (diagnosis, treatment, etc.), amount paid, and amount covered by insurance.

Summary row for total medical expenses: 2の合計, 医療費の合計, A (ア+イ), B (イ+ロ).

3 控除額の計算

Calculation table for tax credit amount with columns A through G and explanatory text for each step.

30.11

この明細書は、申告書「経理」欄に掲載してください。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(4)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

Table with 4 columns: (1) 医療費通知に記載された医療費の額, (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額, (3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額, (4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額.

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

Main table for medical expenses with columns for recipient name, provider name, expense type, amount paid, and amount covered by insurance.

Summary row for total medical expenses: 2の合計, 医療費の合計, A (ア+イ), B (イ+ロ).

3 控除額の計算

Calculation table for tax credit amount with columns A through G and explanatory text for each step.

「重要なお知らせ」がありますので、必ず裏面をご確認ください。

個⑥010-1 医療費控除の明細書【裏面】

個⑥010-1 医療費控除の明細書【裏面】

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができますので、ご留意ください。

1 医療費通知に関する事項

- 医療費通知を添付する場合、(1)~(4)を記入します。
*1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- (1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄
自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

- (1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
* 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

- 生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。
* 保険金などで補てんされる金額は、その給付目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引けません。

記入例
(1) 医療費通知に記載された医療費の額 176,584 円
(2) (1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額 153,300 円
(3) (2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額 0 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。
(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を算定額等で控除し、その金額合計額を記入します。
(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額合計額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。
(「⑩医療費通知に関する事項」に記入したのものについては、記入しなくても構いません。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる医療費の額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記③と同様です。

例) 国税太郎さんが△△病院に入院した場合
2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR, ○○バス) 往復780円
5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR, ○○バス) 往復780円
△△病院計: 12,000円 通院費計: 1,560円
* 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。
* 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

Table with 5 columns: (1) 医療を受けた方の氏名, (2) 病院・薬局などの支払先の名称, (3) 医療費の区分, (4) 支払った医療費の額, (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額. Example values: 国税太郎, △△病院, 診療・通院, 12,000円, 0円.

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」(添付)
● 医療費通知(原本)「⑩ 医療費通知に関する事項」に記入したものに限ります。(添付)
● 次の費用について医療費控除を受けたい場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。
これらの書類に記載された①証明年月日、②証明者の名称及び③証明者の名称(医療機関名称)を明細書の適宜の欄又は欄外(白など)に記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間に自宅等で保存する必要があります。

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができますので、ご留意ください。

1 医療費通知に関する事項

- 医療費通知を添付する場合、(1)~(4)を記入します。
*1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- (1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄
自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

- (1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
* 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

- 生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。
* 保険金などで補てんされる金額は、その給付目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引けません。

記入例
(1) 医療費通知に記載された医療費の額 176,584 円
(2) (1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額 153,300 円
(3) (2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額 0 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。
(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を算定額等で控除し、その金額合計額を記入します。
(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額合計額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。
(「⑩医療費通知に関する事項」に記入したのものについては、記入しなくても構いません。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる医療費の額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記③と同様です。

例) 国税太郎さんが△△病院に入院した場合
2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR, ○○バス) 往復780円
5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR, ○○バス) 往復780円
△△病院計: 12,000円 通院費計: 1,560円
* 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。
* 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

Table with 5 columns: (1) 医療を受けた方の氏名, (2) 病院・薬局などの支払先の名称, (3) 医療費の区分, (4) 支払った医療費の額, (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額. Example values: 国税太郎, △△病院, 診療・通院, 12,000円, 0円.

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」(添付)
● 医療費通知(原本)「⑩ 医療費通知に関する事項」に記入したものに限ります。(添付)
● 次の費用について医療費控除を受けたい場合は、それぞれ該当する書類(添付又は提示)
● 寝たきりのおむつ代
● おむつ代について医療費控除を受けたい場合は、おむつ代が介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、申請期間中に発行されるおむつ代利用明細書等(おむつ使用証明)に代えることができます。
● 温泉療養証明書
● 運動療法実施証明書
● 指定運動療法施設の利用料金
● ストマ用器具の購入費用
● B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用
● 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
● 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする旨を記載したものである)
● 在宅介護費用証明書
● 医師が発行した「おむつ使用証明書」
● 温泉療養証明書
● 運動療法実施証明書
● ストマ用器具使用証明書
● 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
● 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする旨を記載したものである)
● 在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

改正後

改正前

個⑥010-3 セルフメディケーション税制の明細書【表面】

個⑥010-3 セルフメディケーション税制の明細書【表面】

平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住 所 _____ 氏 名 _____

平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません

氏 名 _____

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> （ ）
(2) 発行者名 <small>(保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)</small>			

※取組に要した費用（人間ドックなど）は、控除対象となりません。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> （ ）
(2) 発行者名 <small>(保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)</small>			

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額 円	(4) ③のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額 円
合 計		A	B

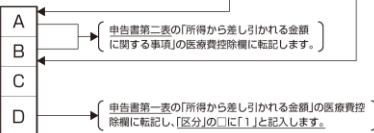
2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額 円	(4) ③のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額 円
合 計		A	B

〈重要なお知らせ〉がありますので、必ず裏面をご確認ください。

3 控除額の計算

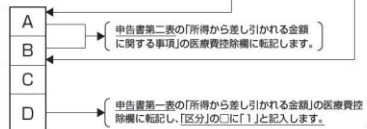
支払った金額 <small>(合計)</small>	円
保険金などで 補てんされる金額	
差引金額 <small>(A - B)</small>	<small>(赤字のときは0円)</small>
医療費控除額 <small>(C - 12,000円)</small>	<small>(最高8万8千円、赤字のときは0円)</small>



30.11

3 控除額の計算

支払った金額 <small>(合計)</small>	円
保険金などで 補てんされる金額	
差引金額 <small>(A - B)</small>	<small>(赤字のときは0円)</small>
医療費控除額 <small>(C - 12,000円)</small>	<small>(最高8万8千円、赤字のときは0円)</small>



個⑥011 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書【裏面】

個⑥011 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書【裏面】

特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ

特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ

居住者が、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうちに特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する場合には、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額を控除することができます。

居住者が、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうちに特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する場合には、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額を控除することができます。

なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

1 (1) 特定証券投資信託

特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、**特定外貨建等証券投資信託**以外のものをいいます。

1 特定証券投資信託

特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、**特定外貨建等証券投資信託**以外のものをいいます。

(2) 特定外貨建等証券投資信託

特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託（注1）のうち、外貨建資産割合（注2）及び非株式割合（注3）のいずれもが100分の75以下に定められている以外のものをいいます。この収益の分配に係る配当所得については**配当控除を受けられません**。

(注) **外貨建等証券投資信託**とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債権、その他の資産（以下「外貨建資産」といいます。）又は株式（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。）以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合（以下「外貨建資産割合」といいます。）及びその株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合（以下「非株式割合」といいます。）のいずれもが100分の50以下に定められているものをいいます。
また、**特定外貨建等証券投資信託**とは、外貨建等証券投資信託のうち、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められているもの以外のものをいいます。この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。

なお、外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」や「約款規定なし」等の場合は特定外貨建等証券投資信託に該当するため、配当控除を受けることはできません。

(注1) 外貨建等証券投資信託とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、証券、その他の資産（以下「外貨建資産」といいます。）又は株式（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。）以外の資産に運用する証券投資信託で、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の50以下に定められている以外のものをいいます。

		非株式割合		
		50%以下	50%超～75%以下	75%超【注】
外貨建資産割合	50%以下	裏面の④	裏面の⑤	特定証券投資信託 (④+⑤)
	50%超～75%以下			
	75%超【注】	特定外貨建等証券投資信託(配当控除なし)		

(注2) 外貨建資産割合とは、証券投資信託の外貨建資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合をいいます。
(注3) 非株式割合とは、証券投資信託の株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合をいいます。

【注】制限なし/約款規定なし/等と記載されている場合も該当
※ 外貨建等証券投資信託……以外の部分

2 配当控除額の計算

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に当て計算します。なお、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。

(1) 課税総所得金額（注1）が1千万円以下の場合・・・次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額×10%
ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%

(1) 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額×10%
ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%

(2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を控除した金額が1千万円以下の場合・・・次のイからハの合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10%
ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円を控除した金額に相当する部分の金額(A)×2.5%
ハ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち(A)以外の部分の金額×5%

(2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10%
ロ $\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金額} \\ \text{から1千万円を控除した金額に相当する} \\ \text{部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{部分の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$

(3) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を差し引いた金額が1千万円を超える場合（(4)に該当する場合を除きます。）・・・次のイからハの合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額に相当する部分の金額(A)×5%
ロ 剰余金の配当等に係る配当所得のうち、(A)以外の部分の金額×10%
ハ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(3) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（(4)に該当する場合を除きます。）……次のイとロの合計額

イ $\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額の} \\ \text{うち、課税総所得金額から1千万円と} \\ \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額の合計額を控除した} \\ \text{金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{部分の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$
ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(4) 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を差し引いた金額が1千万円を超える場合・・・次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5%
ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(4) 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5%
ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(注1) 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。

(注1) 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。

(注2) 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、**外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は**、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となります。

2 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、**外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は**、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となります。

なお、具体的な控除額の計算は、裏面の『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により行ってください。

なお、具体的な控除額の計算は、裏面の『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により行ってください。

改正後

改正前

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【表面】

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【表面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成30年分) 所得用		氏名	
課税仕入れ等の税額等	①	円	← 二面の①の金額を転記します。
控除対象仕入税額等	②		← 二面の②の金額を転記します。
控除対象外消費税額等 (①-②)	③	(赤字のときは0)	
③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④		
③のうち資産に係るもの以外のものの金額	⑤		
消費税の課税売上割合	⑥	円	← 平成30年分の必要経費に算入します。
④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円	← この割合が80% (増数処理は行いません。) 以上の場合は、④の金額を平成30年分の必要経費に算入します。 ⑦の場合には、⑦欄～⑩欄は書かないでください。
④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額	⑧	円	
④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの合計額	⑨		← これらの金額は、平成30年分の必要経費に算入します。
④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの合計額	⑩		
⑩のうち平成30年分の必要経費算入額 (⑩×⑥)	⑪		
平成31年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑩-⑪)	⑫		
平成29年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑬		← 「-」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑭		
⑬のうち平成30年分の必要経費算入額 (⑬×⑥)	⑮		
平成31年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑬-⑮)	⑯		
平成28年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑰		← これらの金額は、平成30年分の必要経費に算入します。
⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑱		
⑰のうち平成30年分の必要経費算入額 (⑰×⑥)	⑲		
平成31年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑰-⑲)	⑳		
平成27年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉑		← 「-」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉒		
㉑のうち平成30年分の必要経費算入額 (㉑×⑥)	㉓		
平成31年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉑-㉓)	㉔		
平成26年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉕の金額)	㉕		← これらの金額は、平成30年分の必要経費に算入します。
㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉕の金額)	㉖		
㉕のうち平成30年分の必要経費算入額 (㉕×⑥)	㉗		
平成31年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉕-㉗)	㉘		
平成25年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉙の金額)	㉙		← 「-」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉙の金額)	㉚		
㉙のうち平成30年分の必要経費算入額 (㉙×⑥)	㉛		
平成31年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉙-㉛)	㉜		
平成24年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉝の金額)	㉝		← これらの金額は、平成29年分の必要経費に算入します。
㉝のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉝の金額)	㉞		
㉝のうち平成29年分の必要経費算入額 (㉝×⑥)	㉟		
平成30年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉝-㉟)	㊱		
平成23年に生じた繰延消費税額等 (前年の㊲の金額)	㊲		← 「-」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
㊲のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㊲の金額)	㊳		
㊲のうち平成29年分の必要経費算入額 (㊲×⑥)	㊴		
平成30年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㊲-㊴)	㊵		
平成22年に生じた繰延消費税額等 (前年の㊶の金額)	㊶		← この金額は、平成29年分の必要経費に算入します。
㊶のうち平成29年分の必要経費算入額 (㊶×⑥)	㊷		

(平成29年分) 所得用		氏名	
課税仕入れ等の税額等	①	円	← 二面の①の金額を転記します。
控除対象仕入税額等	②		← 二面の②の金額を転記します。
控除対象外消費税額等 (①-②)	③	(赤字のときは0)	
③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④		
③のうち資産に係るもの以外のものの金額	⑤		
消費税の課税売上割合	⑥	円	← 平成29年分の必要経費に算入します。
④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円	← この割合が80% (増数処理は行いません。) 以上の場合は、④の金額を平成29年分の必要経費に算入します。 ⑦の場合には、⑦欄～⑩欄は書かないでください。
④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額	⑧	円	
④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの合計額	⑨		← これらの金額は、平成29年分の必要経費に算入します。
④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの合計額	⑩		
⑩のうち平成29年分の必要経費算入額 (⑩×⑥)	⑪		
平成30年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑩-⑪)	⑫		
平成28年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑬		← 「-」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑭		
⑬のうち平成29年分の必要経費算入額 (⑬×⑥)	⑮		
平成30年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑬-⑮)	⑯		
平成27年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	⑰		← これらの金額は、平成29年分の必要経費に算入します。
⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	⑱		
⑰のうち平成29年分の必要経費算入額 (⑰×⑥)	⑲		
平成30年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑰-⑲)	⑳		
平成26年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉑		← 「-」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉒		
㉑のうち平成29年分の必要経費算入額 (㉑×⑥)	㉓		
平成30年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉑-㉓)	㉔		
平成25年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉕の金額)	㉕		← これらの金額は、平成29年分の必要経費に算入します。
㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉕の金額)	㉖		
㉕のうち平成29年分の必要経費算入額 (㉕×⑥)	㉗		
平成30年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉕-㉗)	㉘		
平成24年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉙の金額)	㉙		← 「-」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉙の金額)	㉚		
㉙のうち平成29年分の必要経費算入額 (㉙×⑥)	㉛		
平成30年以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉙-㉛)	㉜		
平成23年に生じた繰延消費税額等 (前年の㊲の金額)	㊲		← この金額は、平成29年分の必要経費に算入します。
㊲のうち平成29年分の必要経費算入額 (㊲×⑥)	㊳		

一面 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

一面 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※1 ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (輸出取引等の金額を含みます。)
分母 資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)
(注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

※1 ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (輸出取引等の金額を含みます。)
分母 資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)
(注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

改正後

改正前

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【裏面】

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【裏面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

二
面

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

- 平成30年における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- 平成25年、平成26年、平成27年、平成28年又は平成29年に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎ 平成30年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率適用分		税率6.3%適用分	地方消費税相当額	計
	消費税額	地方消費税相当額			
課税仕入れ等の税額等	㊶ 円	㊷ (㊶×1/4) 円	㊸ 円	㊹ (㊸×1.7/6.3) 円	㊺ (㊶+㊷+㊸+㊹) 円
控除対象仕入税額等	㊻	㊼ (㊻×1/4)	㊽	㊾ (㊽×1.7/6.3)	㊿ (㊻+㊼+㊽+㊾)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

二
面

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

- 平成29年における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- 平成24年、平成25年、平成26年、平成27年又は平成28年に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎ 平成29年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率適用分		税率6.3%適用分	地方消費税相当額	計
	消費税額	地方消費税相当額			
課税仕入れ等の税額等	㊶ 円	㊷ (㊶×1/4) 円	㊸ 円	㊹ (㊸×1.7/6.3) 円	㊺ (㊶+㊷+㊸+㊹) 円
控除対象仕入税額等	㊻	㊼ (㊻×1/4)	㊽	㊾ (㊽×1.7/6.3)	㊿ (㊻+㊼+㊽+㊾)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。

改正後

改正前

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

平成 30 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA 4 0 2 1

平成 29 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA 4 0 2 1

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。

1 住所及び氏名
郵便番号
住所
フリガナ
氏名

1 住所及び氏名
郵便番号
住所
フリガナ
氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日
取得対価の額
総(床)面積
うち居住用部分の(床)面積

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日
取得対価の額
総(床)面積
うち居住用部分の(床)面積

4 特定取得に係る事項
家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の②)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

4 特定取得に係る事項
家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の②)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

5 家屋や土地等の取得対価の額
あなたの共有持分
あなたの持分に係る取得対価の額等

5 家屋や土地等の取得対価の額
あなたの共有持分
あなたの持分に係る取得対価の額等

6 居住用部分の家屋又は土地に係る住宅借入金等の年末残高
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高
特定増改築等に係る住宅借入金等の年末残高
居住用割合
住宅借入金等の年末残高の合計額

6 居住用部分の家屋又は土地に係る住宅借入金等の年末残高
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高
特定増改築等に係る住宅借入金等の年末残高
居住用割合
住宅借入金等の年末残高の合計額

7 特定の増改築等に係る事項
高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)
2 障害者(1に該当する方を除きます)
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます)

7 特定の増改築等に係る事項
高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)
2 障害者(1に該当する方を除きます)
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます)

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
二面の該当する算式のうち、いずれかの算式により計算し、その番号を書きます。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑬の金額を転記します。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
二面の該当する算式のうち、いずれかの算式により計算し、その番号を書きます。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑬の金額を転記します。

9 控除証明書の要否
平成30年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

9 控除証明書の要否
平成30年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

○平成30年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

○平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for 氏名, 住宅借入金等の年末残高の合計額, and various calculation formulas for tax deductions. Includes rows for 住宅借入金, 住宅借入金等特別控除, and 認定住宅の新築等.

提出用
二面は一面と一緒に提出してください。

※1 ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。
※2 ⑬欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑭欄を記載します。
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その作成した各明細書の⑬欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑭欄に記載します。

Summary table for overlapping applications and disaster provisions, with columns for 重複適用を受ける場合 and 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合.

※ ⑭欄の金額を一面の⑭欄に転記します。

Table with columns for 氏名, 住宅借入金等の年末残高の合計額, and various calculation formulas for tax deductions. Includes rows for 住宅借入金, 住宅借入金等特別控除, and 認定住宅の新築等.

提出用
二面は一面と一緒に提出してください。

※1 ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。
※2 ⑬欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑭欄を記載します。
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その作成した各明細書の⑬欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑭欄に記載します。

Summary table for overlapping applications and disaster provisions, with columns for 重複適用を受ける場合 and 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合.

※ ⑭欄の金額を一面の⑭欄に転記します。

改正後

改正前

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
【書き方・1 ページ】

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
【書き方・1 ページ】

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1～7に留意して記載してください。
なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(附表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(附表1)」)といひます。)及び「(附表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(附表2)」)といひます。)を併せて使用します。

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (以下「計算明細書」といひます。)の作成に当たっては、次の1～7に留意して記載してください。
なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(附表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(附表1)」)といひます。)及び「(附表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(附表2)」)といひます。)を併せて使用します。

種類	使用区分
(附表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与税の非課税)又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といひます。)の適用がある場合
(附表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

種類	使用区分
(附表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与税の非課税)又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といひます。)の適用がある場合
(附表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。また、「土地等に関する事項」欄の「[平成 □□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。また、「土地等に関する事項」欄の「[平成 □□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

②欄は次の表に従って、該当する金額を転記又は計算して記載します。

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
③の②欄	㉔	㉔×㉕の①	(附表1)の㉔の㉖
④の②欄	㉖	㉖×㉗の①	(附表1)の①の㉘
①の②欄	補助金等なし	㉙×㉚の①	(附表1)の㉙の㉛
	補助金等あり	(附表1)の㉛	

2 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

②欄は次の表に従って、該当する金額を転記又は計算して記載します。

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
③の②欄	㉔	㉔×㉕の①	(附表1)の㉔の㉖
④の②欄	㉖	㉖×㉗の①	(附表1)の①の㉘
①の②欄	補助金等なし	㉙×㉚の①	(附表1)の㉙の㉛
	補助金等あり	(附表1)の㉛	

3 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書」(以下「証明書」といひます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

3 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書」(以下「証明書」といひます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合又は⑨の⑦欄と⑩の⑦欄の割合の差が10%以内(⑦欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれ⑥の面積は「㉜×㉝の⑦」又は「㉜×㉝の⑦」とし、⑨の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑨の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。

- (2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合又は⑨の⑦欄と⑩の⑦欄の割合の差が10%以内(⑦欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれ⑥の面積は「㉜×㉝の⑦」又は「㉜×㉝の⑦」とし、⑨の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑨の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。

- (3) ⑥の⑦欄の記入に当たって、⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合又は⑨の⑦欄と⑩の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑨の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

- (3) ⑥の⑦欄の記入に当たって、⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合又は⑨の⑦欄と⑩の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑨の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{④の②欄又は⑤の②欄の金額(円)}}{\text{③の②欄の金額(円)}}$ × ⑥の⑦欄又は⑧の⑦欄の割合(%) = (円)

i ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{④の②欄又は⑤の②欄の金額(円)}}{\text{③の②欄の金額(円)}}$ × ⑥の⑦欄又は⑧の⑦欄の割合(%) = (円)

ii ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{⑧の②欄の金額(円)}}{\text{③の②欄の金額(円)}}$ × ⑥の⑦欄の割合(%) = (円)

ii ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{⑧の②欄の金額(円)}}{\text{③の②欄の金額(円)}}$ × ⑥の⑦欄の割合(%) = (円)

改正後

改正前

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
【書き方・2ページ】

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
【書き方・2ページ】

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成30年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
 ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合
 ※3 適用は平成21年6月4日以降

4 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

- ⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。
- ⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑭欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ※1 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑫、⑬又は⑭欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫、⑬又は⑭欄に書きます。
- ※2 ⑩欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※3 ⑪欄又は⑫欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※4 ⑬欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑭欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

5 二面への転記

- 一面⑯欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。
- (1) ⑩欄の金額がある場合は、二面番号5の⑯欄へ転記
 (2) ⑪欄の金額がなく、⑫欄又は⑬欄の金額がある場合は、二面番号6の⑯欄へ転記
 (3) ⑭欄から⑮欄の金額がなく、⑯欄の金額がある場合は、二面番号7の⑯欄へ転記

6 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑯欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。
- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合
 「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。
- (2) (1)以外の場合で災害により居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき
 「適用期間」の文字を○で囲みます。
- (3) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
 「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑯欄に記載します。
- (4) (3)以外の重複適用を受ける場合
 「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑯欄に記載します。
- ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

7 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
 ⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例:平成30年3月13日居住開始(特定))を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
 ⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例:平成23年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例:平成30年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成29年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
 ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合
 ※3 適用は平成21年6月4日以降

4 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

- ⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。
- ⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑭欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ※1 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑫、⑬又は⑭欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫、⑬又は⑭欄に書きます。
- ※2 ⑩欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※3 ⑪欄又は⑫欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※4 ⑬欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑭欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

5 二面への転記

- 一面⑯欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。
- (1) ⑩欄の金額がある場合は、二面番号5の⑯欄へ転記
 (2) ⑪欄の金額がなく、⑫欄又は⑬欄の金額がある場合は、二面番号6の⑯欄へ転記
 (3) ⑭欄から⑮欄の金額がなく、⑯欄の金額がある場合は、二面番号7の⑯欄へ転記

6 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑯欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。
- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合
 「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。
- (2) (1)以外の場合で災害により居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき
 「適用期間」の文字を○で囲みます。
- (3) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
 「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑯欄に記載します。
- (4) (3)以外の重複適用を受ける場合
 「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑯欄に記載します。
- ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

7 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
 ⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例:平成29年3月13日居住開始(特定))を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
 ⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例:平成23年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例:平成29年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

改正後

改正前

個⑥022 (付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

個⑥022 (付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

書き方 (提出用)

書き方 (提出用)

1 「I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

1 「I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

(1) 補助金等の範囲
住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。
(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄
表面の④の②欄又は③の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。
なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額②と、「土地等」に係る補助金等の額③とに区分した金額をそれぞれ表面の④の②欄又は③の②欄に転記してください。
② マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等を有する場合で、それぞれの取得対価の額を区分しないときは、この欄の記入は省略し、家屋及び土地等の取得対価の額の合計額からその補助金等の額を差し引いた金額を計算明細書の④の②欄に記入します。

(1) 補助金等の範囲
住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。
(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄
表面の④の②欄又は③の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。
なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額②と、「土地等」に係る補助金等の額③とに区分した金額をそれぞれ表面の④の②欄又は③の②欄に転記してください。
② マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等を有する場合で、それぞれの取得対価の額を区分しないときは、この欄の記入は省略し、家屋及び土地等の取得対価の額の合計額からその補助金等の額を差し引いた金額を計算明細書の④の②欄に記入します。

イ「家屋」に係る補助金等の額の計算

イ「家屋」に係る補助金等の額の計算

「家屋」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) x 表面の④の①欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の④の②欄の金額 (円)) = ② (円)

「家屋」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) x 表面の④の①欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の④の②欄の金額 (円)) = ② (円)

ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算

ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算

「土地等」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) x 表面の④の③欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の④の②欄の金額 (円)) = ③ (円)

「土地等」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) x 表面の④の③欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の④の②欄の金額 (円)) = ③ (円)

(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄
家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。
なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の⑤欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。
(4) 「4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合」欄
家屋につき行う増改築等の工事で、その工事で併せて行うその家屋の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄
家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。
なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の⑤欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。
(4) 「4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合」欄
家屋につき行う増改築等の工事で、その工事で併せて行うその家屋の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

2 「II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」

2 「II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。
表面の⑥欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の額に充てた金額をそれぞれ書きます。
なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額②と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額③とに区分した金額をそれぞれ表面の⑥の②欄又は③の②欄に転記してください。

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。
表面の⑥欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の額に充てた金額をそれぞれ書きます。
なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額②と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額③とに区分した金額をそれぞれ表面の⑥の②欄又は③の②欄に転記してください。

イ「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

イ「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

「家屋」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) x 計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の①欄の金額 (円) / (計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の①欄の金額 (円) + 計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の②欄の金額 (円)) = ② (円)

「家屋」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) x 計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の①欄の金額 (円) / (計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の①欄の金額 (円) + 計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の②欄の金額 (円)) = ② (円)

ロ「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

ロ「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

「土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) x 計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の③欄の金額 (円) / (計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の①欄の金額 (円) + 表面の⑥の②欄の金額 (円)) = ③ (円)

「土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) x 計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の③欄の金額 (円) / (計算明細書の⑥の金額又は表面の⑥の①欄の金額 (円) + 表面の⑥の②欄の金額 (円)) = ③ (円)

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けるためには、別途「贈与税の申告書」を期限までに提出する必要があります。詳しくは、『贈与税の申告のしかた』をご覧ください。

改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【一面】

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【一面】

平成30年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

提出用

一面

一面

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

この明細書の書き方については、控除の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所 郵便番号 () 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ

住所 郵便番号 () 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ

(再び居住の用に供したことに係る事項)

(再び居住の用に供したことに係る事項)

Table with columns for date of residence and details of the house used for residence.

Table with columns for date of residence and details of the house used for residence.

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

Table for new construction or purchase of a house, including start date and cost details.

Table for new construction or purchase of a house, including start date and cost details.

3 増改築等をした部分に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

Table for renovation or improvement work.

Table for renovation or improvement work.

4 特定取得に係る事項

4 特定取得に係る事項

Table for special acquisition.

Table for special acquisition.

5 家屋や土地等の取得対価の額

5 家屋や土地等の取得対価の額

Table for acquisition price of house/land.

Table for acquisition price of house/land.

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table for year-end balance of housing loans.

Table for year-end balance of housing loans.

整理欄 入力 住民 台帳番号 一連番号

整理欄 入力 住民 台帳番号 一連番号

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
(再び居住の用に供した方用) 【二面】

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
(再び居住の用に供した方用) 【二面】

提出用

提出用

7 特定の増改築等に係る事項

氏名 _____

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)

2 障害者(1に該当する方を除きます)

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます)

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)	⑩	円
断熱改修工事等の費用の額(※)	⑪	
特定断熱改修工事等の費用の額(※)	⑫	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)	⑬	
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)	⑭	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑮又は⑮×一面の⑰の⑱)	⑯	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑲と⑳のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)	㉑	

※ ⑩欄から⑱欄までの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方」の5をご覧ください。

8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれかの算式により計算し、その番号を書きます。	番号	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	⑱	円 00

※ 三面の⑱の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑳の金額を右に転記します。	⑲	円 00
---------	---------	-------------------------------------	---	------

9 控除証明書の要否

平成31年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。	要する
---	-----

二面
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

二面
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

7 特定の増改築等に係る事項

氏名 _____

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)

2 障害者(1に該当する方を除きます)

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます)

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)	⑩	円
断熱改修工事等の費用の額(※)	⑪	
特定断熱改修工事等の費用の額(※)	⑫	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)	⑬	
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)	⑭	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑮又は⑮×一面の⑰の⑱)	⑯	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑲と⑳のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)	㉑	

※ ⑩欄から⑱欄までの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方」の5をご覧ください。

8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれかの算式により計算し、その番号を書きます。	番号	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	⑱	円 00

※ 三面の⑱の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑳の金額を右に転記します。	⑲	円 00
---------	---------	-------------------------------------	---	------

9 控除証明書の要否

平成30年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。	要する
---	-----

改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方) 【三面】

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方) 【三面】

○ 平成30年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

○ 平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for '提出用' (Submission), '氏名' (Name), and '住宅借入金等の年末残高の合計額' (Total year-end balance of housing loan). It includes sub-sections for '住宅借入金等特別控除' (Special Deduction for Housing Loans) and '認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例' (Special provisions for special deductions for new construction of certified housing).

*1 ⑧欄の金額を二面の⑧欄に転記します。
*2 ⑧欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑨欄に記載します。

Table for '重複適用を受ける場合' (Cases of double application) and '震災特例法の重複適用の特例を受ける場合' (Special provisions for double application of disaster relief provisions).

* ⑨欄の金額を二面の⑨欄に転記します。

Table with columns for '提出用' (Submission), '氏名' (Name), and '住宅借入金等の年末残高の合計額' (Total year-end balance of housing loan). It includes sub-sections for '住宅借入金等特別控除' (Special Deduction for Housing Loans) and '認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例' (Special provisions for special deductions for new construction of certified housing).

*1 ⑧欄の金額を二面の⑧欄に転記します。
*2 ⑧欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑨欄に記載します。

Table for '重複適用を受ける場合' (Cases of double application) and '震災特例法の重複適用の特例を受ける場合' (Special provisions for double application of disaster relief provisions).

* ⑨欄の金額を二面の⑨欄に転記します。

三面は、一面及び二面と一緒に提出してください。

三面は、一面及び二面と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
(再び居住の用に供した方用) 【書き方・1 ページ】

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
(再び居住の用に供した方用) 【書き方・1 ページ】

平成30年分(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) の書き方

平成29年分(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) の書き方

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。
- なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。)及び「(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。)を併せて使用します。

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。
- なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。)及び「(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。)を併せて使用します。

種類	使用区分
(付表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

種類	使用区分
(付表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

- 1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄
所定の欄に該当する事項を書いてください。
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。
なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】」の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。
- 2 「2 新築又は購入した家屋に係る事項」欄及び「3 増改築に係る事項」欄
(付表1)の所定の事項を記載の上、その③の金額又は④の金額を㊸、㊹又は㊺欄に転記します。
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合には、その先行取得の日を書いてください。
- 3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄
②欄は次の表に従って、該当する金額を転記又は計算して記載します。

- 1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄
所定の欄に該当する事項を書いてください。
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。
なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】」の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。
- 2 「2 新築又は購入した家屋に係る事項」欄及び「3 増改築に係る事項」欄
(付表1)の所定の事項を記載の上、その③の金額又は④の金額を㊸、㊹又は㊺欄に転記します。
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合には、その先行取得の日を書いてください。
- 3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄
②欄は次の表に従って、該当する金額を転記又は計算して記載します。

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
㊸の②欄	㊸	㊸×㊸の①	(付表1)の㊸の㊸
㊹の②欄	㊹	㊹×㊹の①	(付表1)の㊹の㊹
㊺の②欄	補助金等なし 補助金等あり	㊺ (付表1)の㊺	㊺×㊺の① (付表1)の㊺の㊺

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
㊸の②欄	㊸	㊸×㊸の①	(付表1)の㊸の㊸
㊹の②欄	㊹	㊹×㊹の①	(付表1)の㊹の㊹
㊺の②欄	補助金等なし 補助金等あり	㊺ (付表1)の㊺	㊺×㊺の① (付表1)の㊺の㊺

- 4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

- 4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
なお、㊸の⑦欄と㊹の⑦欄の割合又は㊹の⑦欄と㊺の⑦欄の割合の差が10%以内(⑦欄が90%以上のため、100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれ㊸の面積は「㊸×㊸の⑦」又は「㊸×㊹の⑦」とし、㊹の⑦欄は、それぞれ㊸の⑦欄の割合又は㊹の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。
- (3) ㊸の⑦欄の記入に当たって、㊸の⑦欄と㊹の⑦欄の割合又は㊹の⑦欄と㊺の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ㊸の⑦欄の割合又は㊹の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㊸の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ㊸の⑧欄の金額 (円) × $\frac{\text{㊸の⑦欄又は㊹の⑦欄の金額(円)}}{\text{㊸の⑦欄の金額(円)}} \times \text{㊸の⑦欄又は㊹の⑦欄の割合} (\%) = (\text{円})$

ii ㊸の⑧欄の金額 (円) × $\frac{\text{㊹の⑦欄の金額(円)}}{\text{㊸の⑦欄の金額(円)}} \times \text{㊸の⑦欄の割合} (\%) = (\text{円})$

- (2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
なお、㊸の⑦欄と㊹の⑦欄の割合又は㊹の⑦欄と㊺の⑦欄の割合の差が10%以内(⑦欄が90%以上のため、100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれ㊸の面積は「㊸×㊸の⑦」又は「㊸×㊹の⑦」とし、㊹の⑦欄は、それぞれ㊸の⑦欄の割合又は㊹の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。
- (3) ㊸の⑦欄の記入に当たって、㊸の⑦欄と㊹の⑦欄の割合又は㊹の⑦欄と㊺の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ㊸の⑦欄の割合又は㊹の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㊸の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ㊸の⑧欄の金額 (円) × $\frac{\text{㊸の⑦欄又は㊹の⑦欄の金額(円)}}{\text{㊸の⑦欄の金額(円)}} \times \text{㊸の⑦欄又は㊹の⑦欄の割合} (\%) = (\text{円})$

ii ㊸の⑧欄の金額 (円) × $\frac{\text{㊹の⑦欄の金額(円)}}{\text{㊸の⑦欄の金額(円)}} \times \text{㊸の⑦欄の割合} (\%) = (\text{円})$

改正後

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
(再び居住の用に供した方用) 【書き方・2ページ】

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	三面番号1及び2	三面番号3及び4 (認定住宅の特例)	三面番号8 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)	三面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成30年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
- ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供したの場合
- ※3 適用は平成21年6月4日以降

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

- ⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑭欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

- ※1 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑩、⑪、⑫又は⑬欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫又は⑬欄に書きます。
- ※2 ⑩欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※3 ⑪欄又は⑫欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※4 ⑬欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑭欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

6 三面への転記

一面の⑨欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。

また、二面⑭欄の金額は、以下の区分に応じて三面へ転記してください。

- (1) ⑩欄の金額がある場合は、三面番号5の⑭欄へ転記
- (2) ⑪欄の金額がなく、⑫欄又は⑬欄の金額がある場合は、三面番号6の⑭欄へ転記
- (3) ⑩欄から⑫欄の金額がなく、⑬欄の金額がある場合は、三面番号7の⑭欄へ転記

7 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑮欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②災害により家屋を居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき、③重複適用(二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)を受ける場合、④震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
(再び居住の用に供した方用) 【書き方・2ページ】

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	三面番号1及び2	三面番号3及び4 (認定住宅の特例)	三面番号8 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)	三面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成29年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
- ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供したの場合
- ※3 適用は平成21年6月4日以降

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

- ⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑭欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

- ※1 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑩、⑪、⑫又は⑬欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫又は⑬欄に書きます。
- ※2 ⑩欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※3 ⑪欄又は⑫欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※4 ⑬欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑭欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

6 三面への転記

一面の⑨欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。

また、二面⑭欄の金額は、以下の区分に応じて三面へ転記してください。

- (1) ⑩欄の金額がある場合は、三面番号5の⑭欄へ転記
- (2) ⑪欄の金額がなく、⑫欄又は⑬欄の金額がある場合は、三面番号6の⑭欄へ転記
- (3) ⑩欄から⑫欄の金額がなく、⑬欄の金額がある場合は、三面番号7の⑭欄へ転記

7 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑮欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②災害により家屋を居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき、③重複適用(二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)を受ける場合、④震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
(再び居住の用に供した方用) 【書き方・3ページ】

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書
(再び居住の用に供した方用) 【書き方・3ページ】

8 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

⑧(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例:平成30年3月13日居住開始(特定))を書きます。

- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

⑨(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税額の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」に転記します。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等又は増改築等をした家屋に係る居住開始年月日等(例:平成23年4月10日居住開始)と後の取得等又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例:平成30年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

- 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

- 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、『再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ』を参照してください。

- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

8 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

⑧(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。

- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署にお尋ねください。

- 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

- 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、『再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ』を参照してください。

- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

Table with columns for 寄附金の区分等 and 所得金額の合計額. Includes sub-tables for 寄附金の額 and 区分等.

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。（政党等寄附金の内訳）

Table for 寄附金の内訳 with columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金額.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほか申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除後の金額）なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 政党等寄附金特別控除額の計算

Table for 2 政党等寄附金特別控除額の計算 with columns ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫.

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除（申告書Aは②～④欄、申告書Bは③～⑤欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

30.11

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成29年分)

氏 名

この明細書は、平成29年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

Table with columns for 寄附金の区分等 and 所得金額の合計額. Includes sub-tables for 寄附金の額 and 区分等.

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。（政党等寄附金の内訳）

Table for 寄附金の内訳 with columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金額.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほか申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除後の金額）なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 政党等寄附金特別控除額の計算

Table for 2 政党等寄附金特別控除額の計算 with columns ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫.

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除（申告書Aは②～④欄、申告書Bは③～⑤欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

29.11

改正後

改正前

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の取支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

個人が平成29年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の取支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならないが、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということではありません。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならないが、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということではありません。

- 1 対象となる政治団体
 - ① 政党（本部、支部とも含みます。）
 - ② 政治資金団体

- 1 対象となる政治団体
 - ① 政党（本部、支部とも含みます。）
 - ② 政治資金団体

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
 - ② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額
- 但し 上記①の算式中の「本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

- ① (本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
 - ② 本年の所得税の額の25%に相当する金額
- 但し 上記①の算式中の「本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、本年の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、裏面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 具体的な控除額の計算は、裏面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書に係る電磁的記録印刷書面）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 年分) 氏 名

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定NPO法人等寄附金の額 ①	円
	①以外の寄附金の額 ②	円
	① + ②	③
所得金額の合計額 ④		
	④ × 40%	⑤

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	平 . .	円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0)	円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧ (赤字のときは0)	
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨ (100円未満の端数切捨て)	
平成 年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪ (100円未満の端数切捨て)	
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫ (赤字のときは0)	
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑥と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除(申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑩～⑫欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

(平成 29 年分) 氏 名

この明細書は、平成 29 年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定NPO法人等寄附金の額 ①	円
	①以外の寄附金の額 ②	円
	① + ②	③
所得金額の合計額 ④		
	④ × 40%	⑤

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	平 . .	円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0)	円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧ (赤字のときは0)	
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨ (100円未満の端数切捨て)	
平成 29 年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪ (100円未満の端数切捨て)	
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫ (赤字のときは0)	
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑥と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除(申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑩～⑫欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

改正後

改正前

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならない、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）をいいます。

個人が平成29年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならない、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定等の有効期限内に支出したものに限り、）をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定等の有効期限内に支出したものに限り、）をいいます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

- ① （本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%
 - ② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額
- ②1 上記①の算式中の「本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
- ただし、寄付金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。
- 4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

- ① （本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%
 - ② 本年の所得税の額の25%に相当する金額
- ②1 上記①の算式中の「本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、本年の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
- ただし、寄付金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が本年の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。
- 4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

- 次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。
- ① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』
 - ② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）
 - (1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
 - (2) その寄附金の額
 - (3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
 - (4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

- 次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。
- ① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』
 - ② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの
 - (1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
 - (2) その寄附金の額
 - (3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
 - (4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

Table with 3 columns: 寄附金の区分等, 公益社団法人等寄附金の額, 円. Rows include ①, ②, ③, ④, ⑤.

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。（公益社団法人等寄附金の内訳）

Table with 4 columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金 額, 円. Rows include ①, ②, ③.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

Table with 3 columns: ⑤ - ②, ⑥, 円. Rows include ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫.

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（申告書Aは②～②欄、申告書Bは③～③欄）に転記してください。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の④の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 29 年分)

氏 名

この明細書は、平成 29 年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

Table with 3 columns: 寄附金の区分等, 公益社団法人等寄附金の額, 円. Rows include ①, ②, ③, ④, ⑤.

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。（公益社団法人等寄附金の内訳）

Table with 4 columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金 額, 円. Rows include ①, ②, ③.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

Table with 3 columns: ⑤ - ②, ⑥, 円. Rows include ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫.

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（申告書Aは②～②欄、申告書Bは③～③欄）に転記してください。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の④の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。
なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

個人が平成29年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。
なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

1 公益社団法人等寄附金

- ①から⑦の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。
- ① 公益社団法人及び公益財団法人
 - ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人
 - ③ 社会福祉法人
 - ④ 更生保護法人
 - ⑤ 国立大学法人
 - ⑥ 公立大学法人
 - ⑦ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構
- ⑧ 上記①から⑦の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

1 公益社団法人等寄附金

- ①から⑦の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。
- ① 公益社団法人及び公益財団法人
 - ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人
 - ③ 社会福祉法人
 - ④ 更生保護法人
 - ⑤ 国立大学法人
 - ⑥ 公立大学法人
 - ⑦ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構
- ⑧ 上記①から⑦の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

- 公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）
- ①（本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%
 - ② 本年分の所得税額の25%に相当する金額
- ③ 上記①の算式中の「本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
- ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。
 - 3 具体的な控除額の計算は、裏面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

- 公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）
- ①（本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%
 - ② 本年分の所得税額の25%に相当する金額
- ③ 上記①の算式中の「本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、本年の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
- ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。
 - 3 具体的な控除額の計算は、裏面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の④の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の④の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』のほかに、次の区分に応じた書類（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

1の①～④に該当する場合	1の⑤～⑦に該当する場合
(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称	(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の行う学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称
(2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限り）の写し	(2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 イ その法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限り）の写し ロ その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（その寄附金を支出する日の属する年の1月1日に発行されたものに限り）の写し

公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』のほかに、次の区分に応じて、必要書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

1の①～④に該当する場合	1の⑤～⑦に該当する場合
(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称	(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の行う学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称
(2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限り）の写し	(2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 イ その法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限り）の写し ロ その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（その寄附金を支出する日の属する年の1月1日に発行されたものに限り）の写し

公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式等の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①から⑥に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式(以下「特定新規株式」といいます。)

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13(特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例)は適用されません。

1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑥の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑥の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑥の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。)

⑥ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社(復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。)

(注) 対象となる特定新規中小会社には都道府県知事、認定地方公共団体の長又は国家戦略特別区域担当大臣による確認書が発行されています。

2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)

3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の④から⑥で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになります。

- ③ 1の①から⑥の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書(注) 1の①については都道府県知事が、②、⑤及び⑥については認定地方公共団体の長が、③については沖繩県知事が、④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正前

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式等の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①から⑥に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式(以下「特定新規株式」といいます。)

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13(特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例)は適用されません。

1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑥の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑥の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑥の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。)

2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の④から⑥で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになります。

- ③ 1の①から⑥の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書(注) 1の①については都道府県知事が、②、⑤及び⑥については認定地方公共団体の長が、③については沖繩県知事が、④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

個⑥030 返品調整引当金に関する明細書【裏面】

個⑥030 返品調整引当金に関する明細書【裏面】

返品調整引当金に関する明細書

返品調整引当金に関する明細書

この明細書は、平成30年4月1日時点において、出版業、出版に係る取次業、医薬品（医薬部外品を含みます。）、農薬、化粧品、既製服、蓄音機用レコード、磁気音声再生機用レコード又はデジタル式の音声再生機用レコードの製造業及び卸売業（以下「指定事業」といいます。）を営む青色申告書が、平成30年改正前の所得税法（以下「旧所法」といいます。）第53条の規定による返品調整引当金の繰入れを行う場合に使用します。

この明細書は、返品調整引当金の繰入れを行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「本年及び前年における指定事業の棚卸資産の総売上高」①欄には、返品調整引当金の繰入れをしようとする年及びその前年の2か年間に於ける指定事業の棚卸資産（指定事業以外の事業を兼業している場合には、兼業事業の棚卸資産は除きます。）の総売上高を記載します。
- (2) 本年分における「指定事業の棚卸資産の販売による利益の総額」⑥欄には、次の算式により計算した額を記載します。
④の額－⑤の額－販売手数料
- (3) 「本年末における指定事業分の売掛金」⑧欄には、⑦旧所法第65条第3項に規定する延払条件付販売等をした棚卸資産で、同条第1項本文又は第2項の規定の適用を受けたものに係る売掛金及び⑩雑誌の販売に関して返品債権特別勘定を設定している場合のその雑誌の販売に係る売掛金の帳簿価額を除いて記載します。
- (4) 「本年末以前2月間の指定事業の棚卸資産の総売上高」⑩欄には、雑誌の販売に関して返品債権特別勘定を設定している場合のその雑誌の販売の対価の額を除いて記載します。
- (5) 「繰入限度額」⑨欄又は⑪欄は、以下の年分に応じて「⑧×③×⑦」又は「⑩×③×⑦」に以下の計算式を追加して計算します。

申告年分	⑨欄 (⑧×③×⑦) ⑪欄 (⑩×③×⑦)
平成33年(2021年)分まで	-
平成34年(2022年)	×0.9
平成35年(2023年)	×0.8
平成36年(2024年)	×0.7
平成37年(2025年)	×0.6
平成38年(2026年)	×0.5
平成39年(2027年)	×0.4
平成40年(2028年)	×0.3
平成41年(2029年)	×0.2
平成42年(2030年)	×0.1

- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
旧所法第53条

この明細書は、出版業、出版に係る取次業、医薬品（医薬部外品を含みます。）、農薬、化粧品、既製服、蓄音機用レコード、磁気音声再生機用レコード又はデジタル式の音声再生機用レコードの製造業及び卸売業（以下「指定事業」といいます。）を営む青色申告書が、所得税法（以下「所法」といいます。）第53条の規定による返品調整引当金の繰入れを行う場合に使用します。

この明細書は、返品調整引当金の繰入れを行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「本年及び前年における指定事業の棚卸資産の総売上高」①欄には、返品調整引当金の繰入れをしようとする年及びその前年の2か年間に於ける指定事業の棚卸資産（指定事業以外の事業を兼業している場合には、兼業事業の棚卸資産は除きます。）の総売上高を記載します。
- (2) 本年分における「指定事業の棚卸資産の販売による利益の総額」⑥欄には、次の算式により計算した額を記載します。
④の額－⑤の額－販売手数料
- (3) 「本年末における指定事業分の売掛金」⑧欄には、⑦所法第65条第3項に規定する延払条件付販売等をした棚卸資産で、同条第1項本文又は第2項の規定の適用を受けたものに係る売掛金及び⑩雑誌の販売に関して返品債権特別勘定を設定している場合のその雑誌の販売に係る売掛金の帳簿価額を除いて記載します。
- (4) 「本年末以前2月間の指定事業の棚卸資産の総売上高」⑩欄には、雑誌の販売に関して返品債権特別勘定を設定している場合のその雑誌の販売の対価の額を除いて記載します。
- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
所法第53条

個⑥033-3 国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書【表面】

(新設)

国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算
及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書

(平成 年分)		氏名	
国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算に関する明細			
国外事業所等の名称等	名 称 ①	円	円
	国名又は地域名 ②		円
	所在地 ③		円
	主たる事業 ④		円
	国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額 ⑤		円
	⑤のうち国外事業所等から居住者の事業場等に対する内部支払利子の額 ⑥		円
	⑤のうち国外事業所等帰属所得に係る必要経費として配分した金額に含まれる負債の利子の額 ⑦		円
国外事業所等に係る負債の根拠価額の平均残高 ⑧			円
国外事業所等に係る負債の根拠価額の平均残高 ⑩			円
国外事業所等に係る純資産の額 (⑩-⑧)			円
国外事業所等に帰せられる有利子負債の根拠価額の平均残高 (⑧-⑩)と⑨のうち少ない金額 ⑪			円
必要経費不算入額 (⑪× $\frac{⑦}{⑩}$) ⑫			円
国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細			
資本配賦法	総資産の根拠価額の平均残高 ⑬	円	円
	総負債の根拠価額の平均残高 ⑭		円
	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 ⑮		円
	12月31日における総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 ⑯		円
	国外事業所等帰属純資産相当額 (⑬-⑭)× $\frac{⑮}{⑯}$ ⑰	(マイナスの場合は0)	円
	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の根拠価額の平均残高 ⑳		円
	12月31日における負債対照表に計上されている総資産の根拠価額 ㉑		円
	国外事業所等帰属純資産相当額 (⑳-㉑)× $\frac{㉒}{㉑}$ ㉒	(マイナスの場合は0)	円
	比較対象年の12月31日における借借対照表に計上されている純資産の額 ㉓		円
	比較対象年の12月31日における負債対照表に計上されている総資産の額 ㉔		円
同業個人比率 (㉓÷㉔) ㉕		%	
国外事業所等帰属純資産相当額 (㉒×㉕) ㉖		円	
資本配賦簡便法	総資産の根拠価額の平均残高 ㉗		円
	総負債の根拠価額の平均残高 ㉘		円
	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の根拠価額 ㉙		円
	12月31日における借借対照表に計上されている総資産の根拠価額 ㉚		円
	国外事業所等帰属純資産相当額 (㉗-㉘)× $\frac{㉙}{㉚}$ ㉛	(マイナスの場合は0)	円
	比較対象年の12月31日における借借対照表に計上されている純資産の額 ㉜		円
	比較対象年の12月31日における負債対照表に計上されている総資産の額 ㉝		円
	簿価資産資本比率 (㉜÷㉝) ㉞		%
	国外事業所等帰属純資産相当額 (㉛×㉞) ㉟		円

改正後	改正前
<p>個⑥033-3 国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算 及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、居住者が所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第221条の4第1項《国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子》に規定する国外事業所等に帰せられるべき純資産の額を計算する場合に記載します。</p> <p>なお、この明細書は、適用の対象となる国外事業所等（所得税法第95条第4項第1号に規定する国外事業所等をいいます。以下同じ。）ごとに作成します。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑥」欄は、所令第221条の4第2項第2号に掲げる金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑦」欄は、所令第221条の4第2項第3号に掲げる金額を記載します。</p> <p>(3) 「⑧」欄は、資産配賦法（「⑮～⑲」欄）、資本配賦簡便法（「㉑～㉒」欄）、同業個人比準法（「㉓～㉔」欄）又は簿価資産資本比率比準法（「㉕～㉖」欄）のいずれかの方法により計算した金額を記載します。この場合、その金額の計算に関する書類については保存が必要となります。</p> <p>なお、国外事業所等を通じて行う事業の種類に変更があるなどの事情がある場合を除き、前年に資産配賦法等（資産配賦法及び資本配賦簡便法）により計算した場合は資産配賦法等により計算し、前年に同業個人比準法等（同業個人比準法及び簿価資産資本比率比準法）により計算した場合は同業個人比準法等により計算します。</p> <p>(4) 「⑨」欄は、所令第221条の4第1項に規定する資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑩」欄は、所令第221条の4第1項に規定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑪」欄は、「⑨」欄の金額から「⑩」欄の金額を控除した金額を記載し、「⑪」欄の金額が「⑧」欄の金額に満たない場合に必要経費不算入額の計算（⑫～⑭）が必要となります。</p> <p>(7) 「⑫」欄は、所令第221条の4第8項第2号に規定する国外事業所等に帰せられる負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑬」欄に記載した金額が、負債の利子の額のうち、必要経費に算入できない金額となります。</p> <p>(9) 「⑮」欄又は「⑲」欄の各欄は、所令第221条の4第3項第1号イに規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。</p> <p>(10) 「⑯」欄又は「㉑」欄の各欄は、所令第221条の4第3項第1号ロに規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。</p> <p>(11) 「⑰」欄、「㉓」欄又は「㉔」欄の各欄に記載した金額の計算の根拠を明らかにする事項を記載した書類については、保存が必要となります。</p> <p>(12) 同業個人比準法等により計算した場合は、比較対象者の選定に係る事項を計算した書類及び「⑮」欄、「⑲」欄、「⑯」欄又は「㉑」欄の各欄に記載した金額の基礎となる書類については、保存が必要となります。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 所令第221条の4</p>	<p>(新設)</p>

個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成30年分以降用）【1ページ】

(新設)

外国税額控除に関する明細書（居住者用）
（平成30年分以降用）

(平成 年分)

氏名 _____

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告 (賦課)の区分	所得の 計算期間	相手国での 課税標準	左に係る 外国所得税額
			・	・		・	(外貨)	円
			・	・		・	(外貨)	円
			・	・		・	(外貨)	円
計							円	円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告 (賦課)の区分	所得の 計算期間	外国税額控除の計算 基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減額された 外国所得税額
			・		・	平成 年分	・	(外貨) 円
			・		・	平成 年分	・	(外貨) 円
			・		・	平成 年分	・	(外貨) 円
計								円

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

Ⓐの金額がⒺの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

Ⓐ 円 - Ⓑ 円 = Ⓒ 円 → 6の「Ⓔ」欄に転記します。

Ⓐの金額がⒺの金額より少ない場合

Ⓑ 円 - Ⓐ 円 = Ⓓ 円 → 2の「Ⓓ」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額			
年分	① 前年繰越額	② ①から控除すべき③の金額	④ ① - ②
平成 年分（3年前）	円	円	円
平成 年分（2年前）			円
平成 年分（前年）			円
計		円	円

→ ③、④、①の金額を5の「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本年発生額	⑤に充当された前3年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額（⑤ - ⑥）	円
円	円	円	円

→ 雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成30年分以降用）【2ページ】

(新設)

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額 ①	円	2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、 控除の裏面 を確認してください）。
所得総額 ②		2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、 控除の裏面 を確認してください）。
調整国外所得金額 ③		2の②の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
控除限度額(①× $\frac{③}{②}$) ④		5の「⑤」欄及び6の「⑩」欄に記載します。

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額 ⑤	円	3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
所得総額 ⑥		3の「②」欄の金額を転記します。
調整国外所得金額 ⑦		3の「③」欄の金額を転記します。
控除限度額(⑤× $\frac{⑦}{⑥}$) ⑧		5の「⑥」欄及び6の「⑪」欄に記載します。

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算				
控除限度額	所得税 (3の④の金額) ①	円	所得税 (①) ②	円
	復興特別所得税 (4の⑧の金額) ②		道府県民税 (③+④+⑤) と⑥のいずれか少ない方の金額 ③	
	道府県民税 (②×12%又は6%) ③		市町村民税 (③-②) と⑥のいずれか少ない方の金額 ④	
	市町村民税 (②×18%又は24%) ④		計 (③+④+⑤) ⑤	
	計 (②+③+④+⑤) ⑤		控除限度超過額 (①-⑤) ⑥	
外国所得税額 (1の①の金額) ⑥				

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細					
年 分	区 分	控 除 余 裕 額		控 除 限 度 超 過 額	
		①前年繰越額及び本年発生日額	②本年使用額	③前年繰越額及び本年発生日額 (③-④)	④本年使用額 (④-⑤)
平成 年分 (3年前)	所得税			⑥	
	道府県民税				
	市町村民税				
	地方税計				
平成 年分 (2年前)	所得税			円 ⑦	
	道府県民税				
	市町村民税				
	地方税計				
平成 年分 (前年)	所得税			①	
	道府県民税				
	市町村民税				
	地方税計				
合 計	所得税	①			⑧
	道府県民税				
	市町村民税				
	計	⑧			
本 年 分	所得税 ⑨	④			⑩
	道府県民税 ⑩				
	市町村民税 ⑪				
	計 ⑫	⑫			

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額 (3の④の金額) ⑬	円	復興税法第14条第1項による控除税額 (⑬+⑭)と⑮とのいずれか少ない方の金額	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額 (4の⑧の金額) ⑭		所法第95条第2項による控除税額 (5の①の金額)	⑮	
外国所得税額 (1の①の金額) ⑮		所法第95条第3項による控除税額 (5の②の金額)	⑯	
所法第95条第1項による控除税額 (⑬と⑮とのいずれか少ない方の金額) ⑯		控 除 税 額 (⑭+⑮+(⑯又は⑰))	⑰	

⑯の金額がある場合には、申告書第一表「税額の計算」欄の「外国税額控除」欄（申告書Aは⑮欄、申告書Bは⑰欄）の「区分」の□に「1」と記入します。

改正後	改正前
<p>個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成30年分以降用）【書き方1ページ】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第95条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第14条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第41条又は第42条に掲げる書類を添付してください。</p> <p>外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（居住者用）（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）」をご覧ください。</p> <p>なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。</p> <p>2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄</p> <p>イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第41条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。</p> <p>なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。</p> <p>なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。</p> <p>(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。</p> <p>(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。</p> <p>(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄</p> <p>イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の①の金額がある場合）に記載します。</p> <p>なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。</p> <p>ロ 「② ④から控除すべき③の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「③」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑤の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「③」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。</p> <p>(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成30年分以降用）【書き方2ページ】</p> <p>記します。</p> <p>なお、2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ロ 「②」欄には、次の④と⑤の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得の金額については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。</p> <p>④ 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）</p> <p>⑤ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額</p> <p>ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。</p> <p>なお、2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ハ 「③」欄には、純損失又は雑損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額（非永住者については、国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「所得総額②」を超えるときは、「所得総額②」の金額を限度とします。</p> <p>なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（その合計額が0を下回る場合には、0）をいい、2の⑤の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載してこの明細書に添付してください。</p> <p>④ 所得税法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得</p> <p>※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。</p> <p>⑤ 所得税法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）</p> <p>ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「調整国外所得金額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。</p> <p>ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。</p> <p>ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。</p> <p>ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「調整国外所得金額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 「5 外国所得税額の繰越控除限度超過額の計算の明細」欄</p> <p>この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除限度超過額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除限度超過額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。</p> <p>イ 「本年分の控除限度超過額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（$\times 12\%$又は6%）」又は「市町村民税（$\times 18\%$又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を⑤の金額に乗じて計算します。</p>	<p>(新設)</p>

個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成30年分以降用）【書き方3ページ】

(新設)

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

- ※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。
- ※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0と記載します。
- ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㉓～㉗）には、「外国所得税額㉑」の金額が「控除限度額」の「計㉑」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㉒」欄には、「外国所得税額㉑」の金額が「控除限度額」の「計㉑」の金額を超えるときに記載します。
- ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄に記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。
- ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。
- ホ 「控除余裕額」の「㉔本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㉒」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。
- また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。
- へ 「控除限度超過額」の「㉖本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㉑」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。
- なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。
- ※ 「平成29年分の所得税の控除限度額」欄及び「平成30年1月1日の住所の区分」欄には、平成30年1月2日から平成31年1月1日までに、住所が指定都市と指定都市以外の市町村の間において異動があり、かつ、「㉑前年繰越額及び本年発生額」欄の平成29年分の金額がある場合に以下の事項を記載します。
- 「平成29年分の所得税の控除限度額」欄には、平成29年分の申告において「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「所得税㉑」の欄に記載した金額を記載します。
- 「平成30年1月1日の住所の区分」欄には、平成30年1月1日時点において、指定都市の区域内に住所を有していた方は「指定都市」に「○」を、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた方は「一般市」に「○」を記載します。

改正後	改正前
<p>個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成30年分以降用）【書き方4ページ】</p> <p style="text-align: center;">書き方 (国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用)</p> <p>1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第95条の2の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第153条の6の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第95条第10項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。</p> <p>このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第95条の2第1項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第41条又は第42条（同令第43条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方 次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。</p> <p>イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方で、所法137条の2第1項（第2項の規定により適用する場合を含みます。）の規定による納税の猶予を受けている方</p> <p>ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をしている方</p> <p>(2) 適用要件 次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。</p> <p>イ 納税猶予に係る期限まで（上記(1)イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記(1)ロの方の場合）に、所得税法施行令第226条の2第1項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第164条第1項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2の(1)において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限ります。2の(1)において同じです。）を納付することとなること。</p> <p>ロ イの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第60条の2の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること。</p> <p>2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄 イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。</p> <p>具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第41条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。</p> <p>ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。</p> <p>(イ) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第1項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第5項の規定の適用があった</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成30年分以降用）【書き方5ページ】</p> <p>金額の合計額を除きます。）を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額</p> <p>(ロ) 当該外国所得税が当該対象資産の譲渡等（所法第60条の2第4項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。）により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第5項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額）を超えるとき 当該計算した金額</p> <p>なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。</p> <p>なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。</p> <p>(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。</p> <p>(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。</p> <p>(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄</p> <p>イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の④の金額がある場合）に記載します。</p> <p>なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限りです。</p> <p>ロ 「④ ④から控除すべき④の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「④」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑤の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「④」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。</p> <p>(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「①」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。</p> <p>なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ロ 「②」欄には、次の②と③の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。</p> <p>② 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）</p> <p>③ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額</p> <p>ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。</p>	<p>(新設)</p>

個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成30年分以降用）【書き方6ページ】

(新設)

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

- ハ 「③」欄には、純損失又は雑損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の本年分の国外所得金額（非永住者については、国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、国外所得金額が上記の「所得総額②」の金額を超えるときは、「所得総額②」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（合計額が0を下回る場合には、0となります。）をいい、2の⑥の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

④ 所得税法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得

※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。

- ⑤ 所得税法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）

⑥ 対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の譲渡等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「調整国外所得金額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」のうちに占める「調整国外所得金額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（⑨×12%又は6%）」又は「市町村民税（⑨×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を⑨の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において、日本国内に住所を有しない場合は、0と記載してください。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（⑩～⑫）には、「外国所得税額⑦」の金額が「控除限度額」の「計⑩」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑪」欄には、「外国所得税額⑦」の金額が「控除限度額」の「計⑩」の金額を超えるときに記載します。

- ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

改正後	改正前
<p>個⑥033-4 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成30年分以降用）【書き方7ページ】</p> <p>ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。</p> <p>ホ 「控除余額」の「㊟本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊟」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。</p> <p>へ 「控除限度超過額」の「㊟本年使用額」欄は、本年において「控除余額」の「計㊟」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余額に充当された金額を記載します。</p> <p>※ 「平成29年分の所得税の控除限度額」欄及び「平成30年1月1日の住所の区分」欄には、平成30年1月2日から平成31年1月1日までに、住所が指定都市と指定都市以外の市町村の間において異動があり、かつ、「㊟前年繰越額及び本年発生額」欄の平成29年分の金額がある場合に以下の事項を記載します。</p> <p>「平成29年分の所得税の控除限度額」欄には、平成29年分の申告において「本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「所得税㊟」の欄に記載した金額を記載します。</p> <p>「平成30年1月1日の住所の区分」欄には、平成30年1月1日時点において、指定都市の区域内に住所を有していた方は「指定都市」に「○」を、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた方は「一般市」に「○」を記載します。</p>	<p>(新設)</p>

個⑥033-5 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成30年分以降用）【1ページ】

(新設)

外国税額控除に関する明細書(非居住者用) 書き方については、説明の裏面を読んでもください。
(平成30年分以降用)

(平成 年分) 氏名 _____

1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
			・	・		・	(外貨)	(外貨)
			・	・		・	(外貨)	(外貨)
			・	・		・	(外貨)	(外貨)
計							円	円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
			・	・		平成 年分	・	(外貨)
			・	・		平成 年分	・	(外貨)
			・	・		平成 年分	・	(外貨)
計								円

④の金額が③の金額より多い場合(同じ金額の場合を含む。)

④ 円 - ③ 円 = ⑤ 円 → 6の「⑤」欄に転記します。

④の金額が③の金額より少ない場合

③ 円 - ④ 円 = ⑥ 円 → 2の「⑥」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額			
年分	① 前年繰越額	② ①から控除すべき③の金額	④ ① - ②
平成 年分(3年前)	円	円	円
平成 年分(2年前)			円
平成 年分(前年)			円
計			円

③、④、⑤の金額を5の「⑤前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	⑥に充当された前3年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額(⑥ - ⑦)
円	円	円

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

提出用 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥033-5 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成30年分以降用）【2ページ】

(新設)

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	2の①の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、 控除の裏面 を 読んでください）。
恒久的施設 帰属所得金額	②		
調整国外所得金額	③		
控除限度額(①× $\frac{②}{③}$)	④		

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額	⑤	円	3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。	
恒久的施設 帰属所得金額	⑥			3の「②」欄の金額を転記します。
調整国外所得金額	⑦			3の「③」欄の金額を転記します。
控除限度額(⑤× $\frac{⑦}{⑥}$)	⑧		5の「⑥」欄及び6の「⑩」欄に転記します。	

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算					
所得税	③	円	所得税	④	円
復興特別所得税	④		道府県民税	⑤	
道府県民税	⑤		市町村民税	⑥	
市町村民税	⑥		計	⑦	
計	⑦		控除限度超過額	⑧	
外国所得税額	⑧				

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細						
年 分	区 分	控 除 余 裕 額		控 除 限 度 超 過 額		
		⑨ 本年使用額	⑩ 前年繰越額 (⑨-⑧)	⑪ 本年使用額	⑫ 前年繰越額 及び本年発生額	⑬ 本年使用額
平成 年分 (3年前)	所得税					
	道府県民税					
	市町村民税					
	地方税計					
平成 年分 (2年前)	所得税					
	道府県民税					
	市町村民税					
	地方税計					
平成 年分 (前年)	所得税					
	道府県民税					
	市町村民税					
	地方税計					
合 計	所得税					
	道府県民税					
	市町村民税					
	計					
本 年 分	所得税					
	道府県民税					
	市町村民税					
	計					

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額	③	円	復興財税法第14条第2項による控除税額	⑬	円
復興特別所得税の控除限度額	④		所法第165条の6第2項による控除税額	⑭	
外国所得税額	⑧		所法第165条の6第3項による控除税額	⑮	
控除税額	⑯		控 除 税 額	⑰	

⑮の金額がある場合には、申告書第一表「税額の計算」欄の「外国税額控除」欄（申告書人は⑮欄、申告書日は⑯欄）の「区分」の□に「1」と記入します。

改正後	改正前
<p>個⑥033-5 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成30年分以降用）【書き方1ページ】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この明細書は、恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第165条の6及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第14条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。 この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第41条又は第42条に掲げる書類を添付してください。 非居住者に係る外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。</p> <p>2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳」欄</p> <p>イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額（恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第41条第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。 なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。</p> <p>(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。</p> <p>(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。</p> <p>(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄</p> <p>イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の①の金額がある場合）に記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。</p> <p>ロ 「② ④から控除すべき①の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「①」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（②の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「①」欄の金額のうち、「②」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。</p> <p>(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。 なお、2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算し</p>	<p>(新設)</p>

個⑥033-5 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成30年分以降用）【書き方2ページ】

(新設)

ます。

ロ 「②」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の所得税法第161条第1項第1号及び第4号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を記載します。

なお、2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ハ 「③」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「恒久的施設帰属所得金額②」を超えるときは、「恒久的施設帰属所得金額②」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは、恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係る金額をいい、2の②の金額がある場合には、その金額も含まれます。国外所得金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「恒久的施設帰属所得金額②」のうちに占める「調整国外所得金額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「恒久的施設帰属所得金額⑥」のうちに占める「調整国外所得金額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第165条の6第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（ $\text{㊸} \times 12\%$ 又は 6% ）」又は「市町村民税（ $\text{㊸} \times 18\%$ 又は 24% ）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を㊸の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※1 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※2 申告年分の翌年の1月1日において、日本国内に住所を有しない場合は、0と記載します。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊸～㊾）には、「外国所得税額㊿」の金額が「控除限度額」の「計㊿」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊿」欄には、「外国所得税額㊿」の金額が「控除限度額」の「計㊿」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「都道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「㊿本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から

改正後	改正前
<p>個⑥033-5 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）（平成30年分以降用）【書き方3ページ】</p> <p>繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。</p> <p>へ 「控除限度超過額」の「㊟本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊟」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記の本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。</p> <p>※ 「平成29年分の所得税の控除限度額」欄及び「平成30年1月1日の住所の区分」欄には、平成30年1月2日から平成31年1月1日までに、住所が指定都市と指定都市以外の市町村の間において異動があり、かつ、「㊟前年繰越額及び本年発生額」欄の平成29年分の金額がある場合に以下の事項を記載します。</p> <p>「平成29年分の所得税の控除限度額」欄には、平成29年分の申告において「本年分の控除余裕又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「所得税㊟」の欄に記載した金額を記載します。</p> <p>「平成30年1月1日の住所の区分」欄には、平成30年1月1日時点において、指定都市の区域内に住所を有していた方は「指定都市」に「○」を、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた方は「一般市」に「○」を記載します。</p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

個⑥039-1 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成27年分以降用）【表面】

個⑥039-1 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成27年分以降用）【表面】

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名			
試験研究費の額	①	円	平均売上金額	⑫	円
調整前事業所得税額	②		平均売上金額の10%相当額 $(⑫ \times \frac{10}{100})$	⑬	
比較試験研究費の額	③		10%相当額を超える試験研究費の額 $(① - ⑬)$	⑭	
基準試験研究費の額	④		試験研究費割合 $(\frac{①}{⑫})$	⑮	
増加試験研究費の額 (①-③の場合0)	⑤		超過税額控除割合 $((⑮ - \frac{10}{100}) \times 0.2)$	⑯	
増加試験研究費割合 $\frac{⑤}{③}$	⑥		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る超過税額控除限度額 $(⑭ \times ⑯)$	⑰	円
増加額に係る税額控除割合	⑥ ≥ 30%の場合	⑦	0.3	本年税額基準額 $(② \times \frac{10}{100})$	⑱
	⑥ < 30%の場合	⑧		本年特別控除額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑲
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (⑤×⑦又は⑧) (⑤ ≤ ③× $\frac{5}{100}$ の場合0)	⑨	円	本年税額控除可能額 (⑰の金額又は⑲の金額)	⑳	
本年税額基準額 $(② \times \frac{10}{100})$	⑩		調整前事業所得税額超過構成額	㉑	
本年特別控除額 (⑨と⑩のうち少ない金額)	⑪		所得税額の特別控除額 (㉑-⑲)	㉒	

(平成 年分)		氏名			
試験研究費の額	①	円	平均売上金額	⑫	円
調整前事業所得税額	②		平均売上金額の10%相当額 $(⑫ \times \frac{10}{100})$	⑬	
比較試験研究費の額	③		10%相当額を超える試験研究費の額 $(① - ⑬)$	⑭	
基準試験研究費の額	④		試験研究費割合 $(\frac{①}{⑫})$	⑮	
増加試験研究費の額 (①-③の場合0)	⑤		超過税額控除割合 $((⑮ - \frac{10}{100}) \times 0.2)$	⑯	
増加試験研究費割合 $\frac{⑤}{③}$	⑥		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る超過税額控除限度額 $(⑭ \times ⑯)$	⑰	円
増加額に係る税額控除割合	⑥ ≥ 30%の場合	⑦	0.3	本年税額基準額 $(② \times \frac{10}{100})$	⑱
	⑥ < 30%の場合	⑧		本年特別控除額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑲
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (⑤×⑦又は⑧) (⑤ ≤ ③× $\frac{5}{100}$ の場合0)	⑨	円	本年税額控除可能額 (⑰の金額又は⑲の金額)	⑳	
本年税額基準額 $(② \times \frac{10}{100})$	⑩		所得税額超過構成額	㉑	
本年特別控除額 (⑨と⑩のうち少ない金額)	⑪		所得税額の特別控除額 (㉑-⑲)	㉒	

改正後

改正前

個⑥039-1 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成27年分以降用）【裏面】

個⑥039-1 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成27年分以降用）【裏面】

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第7項又は、平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第4項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

平成30年以後は、試験研究費の増加額に係る税額控除の適用はありませんので、「㉓～㉗」欄は記載しなくてください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

ただし、この特別控除は、試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除又は中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除における税額控除額の上限の特例（措法第10条第4項第2号又は第5項）の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「㉑」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「㉒」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii}} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
（注）平成27年分においてこの控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「㉓」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』（以下「明細書」といいます。）の「㉑」欄の金額を記載します。

(4) 「㉔」欄には、明細書の「㉑」欄の金額を記載します。

(5) 「㉕」欄には、明細書の「㉑」欄の金額を記載します。

(6) 「㉖」欄は、旧措法第10条第4項第1号（平成27年改正前旧措法第10条第6項第1号）の規定の適用を受ける場合には「又は㉗の金額」を抹消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合及び平成30年以後は「㉗の金額又は」を抹消して記載します。

(7) 「㉗」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉘」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条、旧措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条

この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第4項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「㉑」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「㉒」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii}} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所得税法95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧)震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

（注）平成27年分においてこの控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「㉓」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』（以下「明細書」といいます。）の「㉑」欄の金額を記載します。

(4) 「㉔」欄には、明細書の「㉑」欄の金額を記載します。

(5) 「㉕」欄には、明細書の「㉑」欄の金額を記載します。

(6) 「㉖」欄は、旧措法第10条第4項第1号（平成27年改正前旧措法第10条第6項第1号）の規定の適用を受ける場合には「又は㉗の金額」を抹消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「㉗の金額又は」を抹消して記載します。

(7) 「㉗」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉘」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条

改正後

改正前

個⑥040-1 試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(平成30年分以降用)

(新設)

試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

試験研究費の額	①	円	税額	⑩	$\left[\frac{9}{100} + \left(\frac{5}{100} - \frac{5}{100} \right) \times 0.3 \right]$ <small>(小数点以下3位未満切捨て)</small> <small>(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)</small>	(平成30年分以降用)
控除対象試験研究費以外の額	②		控除割合	⑪	$\left[\frac{9}{100} - \left(\frac{5}{100} - \frac{5}{100} \right) \times 0.1 \right]$ <small>(小数点以下3位未満切捨て)</small> <small>(0.06未満の場合は0.06)</small>	
①のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の計算	③		税額控除割合	⑫	<small>(⑩又は⑪)</small> <small>(⑦=0の場合は0.085)</small>	
控除対象試験研究費の額	④		税額控除限度額	⑬	円	
			調整前事業所得税額	⑭		
平均売上金額	⑤		試験研究費割合	⑮	$\left[\frac{\text{⑥}}{\text{①} + \text{⑥}} \times 2 \right]$ <small>(小数点以下3位未満切捨て)</small> <small>(0.1を超える場合は0.1)</small>	
試験研究費割合	⑥		増減試験研究費の額	⑰	円	
増減試験研究費の額	⑦		増減試験研究費の額	⑱		
増減試験研究費の額の計算	⑧		調整前事業所得税額超過構成額	⑲		
増減試験研究費割合	⑨		所得税額の特別控除額	⑳		

個⑥040-1 試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(平成30年分以降用)

(新設)

試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項及び第5項に規定する試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、措法第10条第3項の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。
- (3) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑦」欄の金額を記載します。
なお、0の場合は、「⑦」欄に「0.085」を記載します。
- (5) 「⑩」欄は、平成30年分及び平成31年分については「0.1又は」を消し、平成32年分以降については「又は0.14」を消します。
- (6) 「⑫」欄は、当該年分が事業を開始した日の属する年である場合には、「0.085」と記載します。
- (7) 「⑬」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改策等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (8) 「⑭」欄は、平成30年分及び平成31年分の各年分（『試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の⑭欄に記載がある場合を除きます。）のみ記載します。
- (9) 「⑮」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条第1項、第2項及び第5項

改正後

改正前

個⑥040-2 中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する
明細書（平成30年分以降用）【表面】

(新設)

中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

試験研究費の額①		円	調整前事業所得税額⑩	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額②	円	税 本 額 年 基 税 率 割 合 の 調 整 の 計 算	平均売上金額⑪
	①のうち中小事業者の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額③			試験研究費割合 (①÷⑪)⑫
増減試験研究費の額の計算	控除対象試験研究費の額 (②+③)④	円	調 整 の 計 算	⑫>10%の場合の特例加算割合 $\left[\left(\frac{⑫-10}{100} \right) \times 2 \right]$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)⑬
	比較試験研究費の額⑤			⑦ > 5% の場合⑭ 0.35
増減試験研究費割合の計算	増減試験研究費の額 (①-⑤)⑥	円	計 算	本年税額基準額 (⑩×(0.25、(0.25+⑬)又は⑭))⑮
	増減試験研究費割合 (⑥÷⑤)⑦			本年税額控除可能額 (⑨と⑮のうち少ない金額)⑯
税額控除割合の計算	税額控除割合 $\left[\frac{12}{100} + \left(\frac{⑦}{100} - \frac{5}{100} \right) \times 0.3 \right]$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、 0.12未満の場合又は⑤=0の場合 は0.12とする。)⑳	円	調整前事業所得税額超過構成額㉑	円
中小事業者税額控除限度額 (④×⑳又は0.12)	㉒	円	所得税額の特別控除額 (㉑-㉒)	円

(平成30年分以降用)

個⑥040-2 中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する
明細書（平成30年分以降用）【裏面】

(新設)

中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第3項に規定する中小事業者の試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、措法第10条第1項の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「税額控除割合の計算⑤～⑧」欄及び「税額基準割合の調整⑩～⑬」欄は、平成30年分及び平成31年分の各年分の場合にのみ記載します。

なお、開業1年目については、「税額控除割合」は「0.12」、「⑩」欄は「0.25」となりますので、「⑨」欄の「(⑧又は)」を消し、「⑬」欄の「(0.25+⑬)又は⑬」を消します。

(2) 「④」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(3) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。

(4) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。

なお、0の場合は、「⑧」欄に「0.12」を記載します。

(5) 「⑧」欄は、「増減試験研究費割合(⑦)」が5%を超える場合のみ計算し、超えない場合は「0.12」と記載します。

(6) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(7) 「⑩」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。

(8) 「⑬」欄は、『試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の⑩欄に記載がある場合には、「(0.25+⑬)又は⑬」を消します。

(9) 「⑭」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条第3項から第5項

改正後

改正前

個⑥040-3 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(平成30年分以降用)【表面】

(新設)

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

特別試験研究費の額 (⑬の計)	①	円	調整前事業所得税額	⑥	円
控除対象済特別試験研究費の額	②		本年税額基準額 (⑥× $\frac{5}{100}$)	⑦	
差引対象特別試験研究費の額 (①-②)	③		本年税額控除可能額 (⑤と⑦のうち少ない金額)	⑧	
同上のうち税額控除割合が30%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 (③と④のうち少ない金額)	④		調整前事業所得税額超過構成額	⑨	
特別研究税額控除限度額 (④× $\frac{30}{100}$ + (③-④) × $\frac{20}{100}$)	⑤		所得税額の特別控除額 (⑧-⑨)	⑩	
特別試験研究費の額の明細					
措法第10条第6項 各号の該当号	特別試験研究の内容			特別試験研究費の額	
⑪	⑫			⑬	
第1号・第2号				円	
第1号・第2号					
第1号・第2号					
第1号・第2号					
第1号・第2号					
計					
同上のうち⑪が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額			⑭		

(平成30年分以降用)

個⑥040-3 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(平成30年分以降用)【裏面】

(新設)

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第6項に規定する特別試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「②」欄には、『試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、もしくは、『中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄の金額を記載します。

(2) 「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}} (\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑦」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条第6項

改正後	改正前
<p>個⑥041 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>1 記載要領</p> <p>I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第3項若しくは第7項又は平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項若しくは第4項第2号又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第2号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が措法第10条第1項、若しくは第3項又は旧措法第10条第4項第1号、平成27年改正前旧措法第10条第6項第1号又は平成26年改正前の租税特別措置法（以下「平成26年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第1号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条、旧措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条、平成26年改正前旧措法第10条</p>	<p>個⑥041 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>1 記載要領</p> <p>I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第2号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が旧措法第10条第6項第1号、平成27年改正前旧措法第10条第6項第1号又は平成26年改正前の租税特別措置法（以下「平成26年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第1号の規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条、平成26年改正前旧措法第10条</p>

改正後

個⑥043-1 中小事業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】

中小事業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項及び平成29年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）10条の3第6項に規定する中小事業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。

(注1) 平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を平成27年改正前の措法第10条第4項に定める「中小企業者」に、「㊸」欄の「調整前事業所得税額」を同法第10条の3第5項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(注2) 平成29年分以後においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「特定生産性向上設備等」を「平成29年3月31日以前に取得等した特定生産性向上設備等」に読み替えて使用します。また、「㊸」欄の「第 号」には、旧措法における該当号を記載します。

1 記載要領

- (1) 「㊸」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
なお、旧措法10条の3第6項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。
- (2) 「㊸」欄及び「㊹」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
- (3) 「㊺」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「㊻」欄には、(旧)措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「㊺」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載します。
- (5) 「㊼」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\ast 2)$$

- i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧)震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「㊽」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㊿」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「㊾」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㊿」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「㊿」欄には、「㊽」欄の金額から「㊾」欄の金額及び「㊿」欄の金額を控除した額を記載します。
ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「㊿」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「㊿」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。
- (9) 「㊿」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㊿」欄のBの金額を記載します。
- ㊿ 平成26年分の所得税につきこの特別控除の適用を受ける場合の「㊿」欄の「平成 年分（前年分）」には、前年分の「㊿」欄の本年分の金額を転記します。
- ㊿ 「㊿」欄の外書には、「生産性以外」欄の外書には「㊿」欄の金額を記載し、「生産性」欄の外書には「㊿」欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- ㊿ 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の3、旧措法第10条の3、平成29年改正法附則46

改正前

個⑥043-1 中小事業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）【裏面】

中小事業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項及び平成29年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）10条の3第6項に規定する中小事業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。

(注1) 平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「中小事業者」を平成27年改正前の措法第10条第4項に定める「中小企業者」に、「㊸」欄の「調整前事業所得税額」を同法第10条の3第5項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(注2) 平成29年分以後においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「特定生産性向上設備等」を「平成29年3月31日以前に取得等した特定生産性向上設備等」に読み替えて使用します。また、「㊸」欄の「第 号」には、旧措法における該当号を記載します。

1 記載要領

- (1) 「㊸」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
なお、特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。
- (2) 「㊸」欄及び「㊹」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
- (3) 「㊺」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「㊻」欄には、(旧)措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「㊺」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載します。
- (5) 「㊼」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\ast 2)$$

- i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所法95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「(旧)震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「㊽」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㊿」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「㊾」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㊿」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「㊿」欄には、「㊽」欄の金額から「㊾」欄の金額及び「㊿」欄の金額を控除した額を記載します。
ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「㊿」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「㊿」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。
- (9) 「㊿」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㊿」欄のBの金額を記載します。
- ㊿ 平成26年分の所得税につきこの特別控除の適用を受ける場合の「㊿」欄の「平成 年分（前年分）」には、前年分の「㊿」欄の本年分の金額を転記します。
- ㊿ 「㊿」欄の外書には、(旧)措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（(旧)震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- ㊿ 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の3、旧措法第10条の3、平成29年改正法附則46

改正後

改正前

個⑥046 □の特別償却に関する明細書【裏面】

個⑥046 □の特別償却に関する明細書【裏面】

の特別償却に関する明細書

の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した減価償却資産については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 標題「□の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の2《医療用機器の特別償却》の適用を受けるときは「医療用機器」などのように記載します。

(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

(3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「③」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5) 「特別償却費」欄の「減価償却資産を事業の用に供した年」(⑤～⑦)欄は、減価償却資産を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「減価償却資産を事業の用に供した年の翌年」(⑧～⑩)欄は、減価償却資産を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「③」欄には、減価償却資産の取得価額(⑥)の金額。ただし、措法第10条の3に規定する特定の減価償却資産などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額)に、特別償却率((%)内に記載します。)を乗じて計算した金額を記載します。

(注) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成26年改正前の措法第11条の2第1項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第19条第1号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第2号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率((%)内に記載します。)を乗じて計算した金額を「③」欄に記載します。

i 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産 50億円 × (⑥ / 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額)

ii 農林漁業関連業種用集積産業用資産 30億円 × (⑥ / 農林漁業関連業種用集積産業用資産の取得価額の合計額)

なお、次の場合などにおいては、「③」欄には、「⑥-①④」の金額を記載します。

- 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした平成28年改正前の措法第10条の2第1項第1号ロに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をした平成27年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした平成26年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をした措法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成28年4月1日以後に取得等した機械及び装置につき、特定の個人が震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の減価償却資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成23年12月26日）から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成26年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合
平成28年4月1日以後に取得等した一定の開発研究用資産につき、特定の個人が震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合(※)
復興特区法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合(※)
この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。
平成29年4月1日以後に取得等をした措法第10条の5の3第12項に規定する特定経営力向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の4の2、第10条の5の2、第10条の5の3、第10条の5の5、第11条、第11条の2、第11条の3、第12条、第12条の2、震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の5等

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した減価償却資産については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 標題「□の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の2《医療用機器の特別償却》の適用を受けるときは「医療用機器」などのように記載します。

(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

(3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「③」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5) 「特別償却費」欄の「減価償却資産を事業の用に供した年」(⑤～⑦)欄は、減価償却資産を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「減価償却資産を事業の用に供した年の翌年」(⑧～⑩)欄は、減価償却資産を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「③」欄には、減価償却資産の取得価額(⑥)の金額。ただし、措法第10条の3に規定する特定の減価償却資産などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額)に、特別償却率((%)内に記載します。)を乗じて計算した金額を記載します。

(注) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成26年改正前の措法第11条の2第1項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第19条第1号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第2号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率((%)内に記載します。)を乗じて計算した金額を「③」欄に記載します。

i 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産 50億円 × (⑥ / 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額)

ii 農林漁業関連業種用集積産業用資産 30億円 × (⑥ / 農林漁業関連業種用集積産業用資産の取得価額の合計額)

なお、次の場合などにおいては、「③」欄には、「⑥-①④」の金額を記載します。

- 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした平成28年改正前の措法第10条の2第1項第1号ロに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をした平成27年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした平成26年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をした措法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
平成28年4月1日以後に取得等した機械及び装置につき、特定の個人が震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の減価償却資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成23年12月26日）から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成26年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合
平成28年4月1日以後に取得等した一定の開発研究用資産につき、特定の個人が震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合(※)
復興特区法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合(※)
この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。
平成29年4月1日以後に取得等をした措法第10条の5の3第12項に規定する特定経営力向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の4の2、第10条の5の2、第10条の5の3、第11条、第11条の2、第11条の3、第12条、第12条の2、震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の5等

改正後

改正前

個⑥055 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

(新設)

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

租税特別措置法第10条の2第1項各号の該当号	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
資 種 類	②					
産 構造、設備の種類又は区分	③					
区 細 目	④					
分 取 得 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)		⑫	円
税額控除限度額 (⑧ × $\frac{7}{100}$)	⑨		調整前事業所得税額超過構成額		⑬	
調整前事業所得税額	⑩		所得税額の特別控除額 (⑫ - ⑬)		⑭	
本年税額基準額 (⑩ × $\frac{20}{100}$)	⑪					
機 械 設 備 等 の 概 要						

(平成30年分以降用)

個⑥055 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

(新設)

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2第3項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の2」と記載してください。

なお、高度省エネルギー増進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません（措法第10条の2第5項）。

1 記載要領

(1) 「①」欄は、高度省エネルギー増進設備等が措法第10条の2第1項各号のいずれに該当するかを記載します。

なお、平成30年改正法附則第62条の規定により読み替えて適用する措法第10条の2第1項第2号に定める減価償却資産にあつては、「第1号」と記載します。

(2) 「②」欄から「④」欄には、その高度省エネルギー増進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。

(3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2、平成30年改正法附則62

改正後

改正前

個⑥056 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥056 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏名 _____

租税特別措置法第10条の2第1項各号の該当号	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
資 産 区 分	種 類 ②					
	構造、設備の種類又は区分 ③					
	細 目 ④					
	取 得 年 月 日 ⑤	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日 ⑥	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	取得価額又は製作価額 ⑦	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦の合計) ⑧	円	前	差引本年税額基準額残額 (⑧-⑫)	⑬	円
	税額控除限度額 (⑧ × $\frac{7}{100}$) ⑨		年	繰越税額控除限度超過額 (⑨の「平成 年分」)	⑭	
	調整前事業所得税額 ⑩		繰	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑭と⑮のうち少ない金額)	⑯	
	本年税額基準額 (⑩ × $\frac{20}{100}$) ⑪		越	所得税額超過構成額 ⑰		
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額) ⑫		分	本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑱	
	所得税額超過構成額 ⑬			所得税額の特別控除額 (⑱+⑲)	⑲	
	本年税額控除額 (⑫-⑬) ⑲					
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算						
年 分	前年繰越額又は本年税額控除限度額 ⑳	円	本年控除可能額等 ㉑	円	翌年繰越額 (㉑-㉒)	㉒
平成 年分 (前年分)			⑰の金額			
本 年 分	⑩の金額		⑱の金額		外	円
合 計						
機 械 設 備 等 の 概 要						

(平成 年分) 氏名 _____

租税特別措置法第10条の2第1項各号の該当号	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
資 産 区 分	種 類 ②					
	構造、設備の種類又は区分 ③					
	細 目 ④					
	取 得 年 月 日 ⑤	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日 ⑥	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	取得価額又は製作価額 ⑦	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦の合計) ⑧	円	前	差引本年税額基準額残額 (⑧-⑫)	⑬	円
	税額控除限度額 (⑧ × $\frac{7}{100}$) ⑨		年	繰越税額控除限度超過額 (⑨の「平成 年分」)	⑭	
	調整前事業所得税額 ⑩		繰	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑭と⑮のうち少ない金額)	⑯	
	本年税額基準額 (⑩ × $\frac{20}{100}$) ⑪		越	所得税額超過構成額 ⑰		
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額) ⑫		分	本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑱	
	所得税額超過構成額 ⑬			所得税額の特別控除額 (⑱+⑲)	⑲	
	本年税額控除額 (⑫-⑬) ⑲					
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算						
年 分	前年繰越額又は本年税額控除限度額 ⑳	円	本年控除可能額等 ㉑	円	翌年繰越額 (㉑-㉒)	㉒
平成 年分 (前年分)			⑰の金額			
本 年 分	⑩の金額		⑱の金額		外	円
合 計						
機 械 設 備 等 の 概 要						

改正後

改正前

個⑥056 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

個⑥056 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成30年3月31日以前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等について、平成30年改正前租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2第3項及び第4項（平成28年改正前、平成27年改正前、平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法第10条の2の2第3項及び第4項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2第3項及び第4項（平成28年改正前、平成27年改正前、平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「平成30年旧措法10の2」（平成27年分以前は「旧措法10の2の2」）と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の2」（平成27年分以前は「措法10の2の2」）と記載してください。

なお、平成25年4月1日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

なお、平成25年4月1日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

（注）エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外部分がある場合は、税務署にお尋ねください。

（注）エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外部分がある場合は、税務署にお尋ねください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が旧措法第10条の2（の2）第1項各号のいずれに該当するかを記載します。(2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が（旧）措法第10条の2（の2）第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
- (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額}（※1） \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii}（※2）$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額}（※1） \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii}（※2）$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（平成30年改正前所得税法（以下「旧所法」といいます。）所法95）、非居住者に係る外国税額控除（旧所法165条の6）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、（旧）措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（（旧）措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（（旧）措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（（旧）措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（（旧）措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（（旧）措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別控除（（旧）措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（旧措法41の19の5）、外国税額控除（（平成27年改正前の）所法95）及び（旧）震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の2の2第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の2の2第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (5) 「⑬」欄及び「⑱」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄及び「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「㉑」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (5) 「⑬」欄及び「⑱」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄及び「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「㉑」欄の外書には、（旧）措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（（旧）震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

2 提出先

納税地の所轄税務署長

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

3 根拠条文

旧措法第10条の2、旧措法第10条の2の2、平成30年改正法附則65、平成29年改正法附則45、平成28年改正法附則59、平成27年改正法附則59、平成26年改正法附則51、平成25年改正法附則35

措法第10条の2、旧措法第10条の2の2、平成29年改正法附則45、平成28年改正法附則59、平成27年改正法附則59、平成26年改正法附則51、平成25年改正法附則35

改正後

改正前

個⑥060 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥060 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名				
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日	①	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
計画の区分及び事業実施地域	②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種 類	③				
	構 造 又 は 区 分	④				
	細 目	⑤				
	取 得 年 月 日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑦	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取 得 価 額	⑧		円		円	
所得税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額 (⑧の合計)	⑨		円	本年税額基準額 (⑫ × 20 / 100)	⑬	円
同上のうち移転型計画に係る額	⑩			本年税額控除可能額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭	
税額控除限度額 (⑨ - ⑩) × 4 / 100 + ⑩ × 7 / 100	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑮	
調整前事業所得税額	⑫			所得税額の特別控除額 (⑭ - ⑮)	⑯	
建 物 等 の 概 要						

(平成27年分以降用)

(平成 年分)		氏名				
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	①	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
計画の区分及び事業実施地域	②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種 類	③				
	構 造 又 は 区 分	④				
	細 目	⑤				
	取 得 年 月 日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑦	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取 得 価 額	⑧		円		円	
所得税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額 (⑧の合計)	⑨		円	本年税額基準額 (⑫ × 20 / 100)	⑬	円
同上のうち移転型計画に係る額	⑩			本年税額控除可能額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭	
税額控除限度額 (⑨ - ⑩) × 4 / 100 + ⑩ × 7 / 100	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑮	
調整前事業所得税額	⑫			所得税額の特別控除額 (⑭ - ⑮)	⑯	
建 物 等 の 概 要						

(平成27年分以降用)

改正後

個⑥060 地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4の2第3項（平成29年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4の2」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄は、次の区分に応じて該当するものを○で囲みます。
- ・「拡充型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が拡充型計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
 - ・「移転型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
- (2) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数者令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除((旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除((旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除((旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除((旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除((旧)措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る外国税額控除(所法165条の6)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の4第3項及び平成27年措法等改正法附則第60条に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (5) 「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑤」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4の2、旧措法第10条の4の2

改正前

個⑥060 地方活力向上地域において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

地方活力向上地域において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4の2第3項（平成29年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4の2」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄は、次の区分に応じて該当するものを○で囲みます。

- ・「拡充型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が拡充型計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
- ・「移転型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合

(2) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数者令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。

(3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除((旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除((旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除((旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除((旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除((旧)措法41の19の4)、外国税額控除((旧)所法95)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(注)平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の4第3項及び平成27年措法等改正法附則第60条に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (5) 「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑤」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4の2、旧措法第10条の4の2

改正後

改正前

個⑥061-3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成29年分以降用) 【表面】

個⑥061-3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成29年分以降用) 【表面】

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名	
本年分の開始の日の前日における雇用者の数 (付表「③の1」-付表「④の1」)	①	人	本
基準雇用者数 (付表「⑤の1」)	②	人	年
基準雇用者割合 (②÷①)	③		税
給与等支給額 (付表「⑩」)	④	円	額
比較給与等支給額 (付表「⑫」)	⑤	円	控
特定地域基準雇用者数 (付表「②の4」と「⑤の4」のうち少ない数)	⑥	人	除
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項			の
認定年月日	平・・		計
地方事業所基準雇用者数に係る計算	地方事業所特別基準雇用者数に係る計算		算
計画の区分	拡充型・移転型	基準年	平成 年
地方事業所基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	⑬	人	適
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	⑭	人	用
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	⑮	人	年
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	⑯	人	本
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	⑰	人	年
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	⑱	人	税
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	⑲	人	額
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	⑳	人	限
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉑	人	度
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉒	人	控
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉓	人	除
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉔	人	の
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉕	人	計
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉖	人	算
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉗	人	所
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉘	人	得
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉙	人	税
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉚	人	額
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉛	人	の
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉜	人	特
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉝	人	別
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉞	人	控
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㉟	人	除
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊱	人	額
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊲	人	の
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊳	人	明
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊴	人	細
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊵	人	書
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊶	人	(
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊷	人	平
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊸	人	成
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊹	人	2
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊺	人	9
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊻	人	年
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊼	人	分
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊽	人	以
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊾	人	降
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「⑤の7」)	㊿	人	用

(平成 年分)		氏名	
基準雇用者数 (①-②)	①	人	本
基準雇用者割合 (②÷①)	②		年
給与等支給額 (③)	③	円	税
比較給与等支給額 (④)	④	円	額
特定地域基準雇用者数 (⑤-⑥)	⑤	人	除
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項			の
認定年月日	平・・		計
地方事業所特別基準雇用者数に係る計算	地方事業所特別基準雇用者数に係る計算		算
計画の区分	拡充型・移転型	基準年	平成 年
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	⑬	人	適
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	⑭	人	用
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	⑮	人	年
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	⑯	人	本
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	⑰	人	年
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	⑱	人	税
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	⑲	人	額
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	⑳	人	限
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉑	人	度
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉒	人	控
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉓	人	除
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉔	人	の
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉕	人	計
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉖	人	算
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉗	人	所
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉘	人	得
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉙	人	税
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉚	人	額
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉛	人	の
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉜	人	特
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉝	人	別
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉞	人	控
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㉟	人	除
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊱	人	額
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊲	人	の
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊳	人	明
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊴	人	細
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊵	人	書
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊶	人	(
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊷	人	平
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊸	人	成
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊹	人	2
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊺	人	9
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊻	人	年
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊼	人	分
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊽	人	以
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊾	人	降
地方事業所特別基準雇用者数 (付表「④の1」)	㊿	人	用

改正後

改正前

個⑥061-3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成29年分以降用)【裏面】

個⑥061-3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成29年分以降用)【裏面】

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成30年改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。)第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。)第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

なお、明細書上の「付表」とは、『基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書(付表)』のことをいいます。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「㉓」欄には、「㉑」欄が零である場合には、記載を要しません。
(2) 「㉒」欄については、基準雇用者数(「㉑」欄)が4人以下の場合は、0となります。

- (1) 「㉑」欄には、『基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書(付表)』(以下「付表」といいます。)の「4の㉑」欄の数を記載します。

なお、適用を受ける個人が中小事業者(旧措法第10条第7項5号に規定する中小事業者をいいます。以下同じ。)である場合には、基準雇用者数(「㉑」欄)が1人以下の場合は、0となります。

- (2) 「㉒」欄には、次の算式により計算した割合を記載します。ただし、「(付表「2の㉑」)-(付表「3の㉑」)」が零である場合には、記載を要しません。

- (3) 「㉒」欄には、次の算式により計算した額を記載します。
総所得金額に係る所得税額(※1) × 事業所得の金額 / (1+㉒)(※2)

- (3) 「㉒」欄には、次の算式により計算した割合を記載します。ただし、「(付表「2の㉑」)-(付表「3の㉑」)」が零である場合には、記載を要しません。

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)

- (4) 「㉓」欄には、付表「㉑」欄の額を記載します。

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)

- (5) 「㉓」欄には、付表「㉑」欄の額を記載します。

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増収等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法(以下「所法」といいます。)95)、非居住者に係る外国税額控除(所法165条の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

- (6) 「㉓」欄には、次の算式により計算した額を記載します。
総所得金額に係る所得税額(※1) × 事業所得の金額 / (1+㉒)(※2)

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増収等)住宅借入金等特別控除(旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(旧)措法41の19の4)、外国税額控除(旧)措法95)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増収等)住宅借入金等特別控除(旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(旧)措法41の19の4)、外国税額控除(旧)措法95)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「㉒」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「10又は」を抹消し、その他の場合には「又は20」を抹消します。

- (7) 「㉑」欄は、適用年の1月1日において地域雇用開発促進法第7条(地域雇用開発のための助成及び援助)に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事業所(以下「特定地域事業所」といいます。)において適用年に新たに雇用された旧措法第10条の5第4項第5号イ及びロに掲げる要件を満たす雇業者が当該適用年の12月31日において特定地域事業所に勤務するもの(以下「特定地域新規雇業者」といいます。)の数を記載します。

- (5) 「㉑」欄は、平成30年分については「(50万円×㉑)又は」を抹消し、平成29年分については「又は(60万円×㉑)+50万円×㉑+40万円×㉑」を抹消します。

- (8) 「㉒」欄は、特定地域新規雇業者のうち旧措法第10条の5第2項の規定の適用に係る同条第4項第6号に規定する特定業務施設に勤務するものの数を記載します。

- (6) 「㉒」欄は、平成30年分については「(20万円×㉒)又は」を抹消し、平成29年分については「又は(30万円×㉒)+20万円×㉒+10万円×㉒」を抹消します。

- (9) 「㉑」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者(旧措法第10条第6項4号に規定する中小事業者をいいます。)である場合には「10又は」を抹消し、その他の場合には「又は20」を抹消します。

なお、適用を受ける個人が中小事業者である場合には、基準雇用者数(「㉑」欄)が1人以下の場合は、0となります。

- (10) 「㉑」欄は、「㉒」欄が0.1以上である場合又は「(付表「2の㉑」)-(付表「3の㉑」)」が零である場合は「20万円又は」を抹消し、その他の場合は「又は50万円」を抹消します。

- (8) 「基準年」欄は、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。

- (11) 「基準年」欄は、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。

- (9) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、旧措法10条の5第4項第12号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

- (12) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、旧措法10条の5第4項第11号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

- (10) 措置法第10条の4の2(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除)の適用を受ける場合、「㉑」欄の欄中「㉑-㉒」とあり、「㉑」欄の欄中「㉑-㉒-㉓」とあるのは、それぞれ「㉑-㉒-『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』「㉑」欄」、「㉑-㉒-㉓-『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』「㉑」欄」として記載します。

- (13) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合、「㉑」欄の欄中「㉑-㉒」とあり、「㉑」欄の欄中「㉑-㉒-㉓」とあるのは、それぞれ「㉑-㉒-『地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』「㉑」欄」、「㉑-㉒-㉓-『地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』「㉑」欄」として記載します。

- (11) 「㉑」欄、「㉒」欄及び「㉓」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉑」欄、「㉒」欄及び「㉓」欄のBの金額を記載します。

- (14) 「㉑」欄、「㉒」欄及び「㉓」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉑」欄、「㉒」欄及び「㉓」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5、平成30年改正法附則64

3 根拠条文

旧措法第10条の5、平成29年改正法附則47

改正後

改正前

個⑥061-4 基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）【表面】

個⑥061-4 基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）【表面】

基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

氏名 _____

基準雇用者数等の計算に関する明細						
		① 適用年の12月31日における雇用者の数	② ①のうち新規雇用者の数	③ 適用年の前年の12月31日における雇用者の数	④ ③のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者の数	⑤ 基準雇用者数 (①-(③-④))
		①	②	③	④	⑤
全 体		1	人	人	人	人
特定地域等 雇用者数 等の 計算	同意雇用開発促進地域内に所在する事業所	2	人			
	「2」のうち措置第10条の5第2項の規定の適用に係る特定業務施設に該当する事業所	3				
	差 引 (2-3)	4				
地方事業等 雇用者数 等の 計算	特定業務施設	5	内			
	「5」のうち同意雇用開発促進地域内に所在する事業所で措置第10条の5第1項の規定の適用に係るもの	6	内			
	差 引 (5-6)	7	内			
特定新規雇用者数等の計算						
特定新規雇用者数 (②の7の内書)		⑥		⑧ (⑦-⑥)と⑧のうち少ない数	⑨	(マイナスの場合は0)
新規雇用者総数 (「②の7」と本表⑥のうち少ない数)		⑦		⑩ (本表⑥-⑦)	⑪	
新規雇用者総数の40%相当数 (⑦× $\frac{40}{100}$)		⑫	(小数点以下切捨て)	⑬ (⑦-⑫)	⑭	(マイナスの場合は0)
給与等支給額の計算に関する明細						
適用年における給与等の支給額						⑮
同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額						⑯
給 与 等 支 給 額 (⑮-⑯)						⑰
比較給与等支給額の計算に関する明細						
適用年の前年分	給与等の支給額	⑱のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引 (⑲-⑳)	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた期間の月数}}$	改訂給与等の支給額 (⑳×㉑)	
⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	
平成 年 分	円	円	円	1 2	円	
比 較 給 与 等 支 給 額 (⑳+ (㉑×本表③)× $\frac{30}{100}$)						㉔

氏名 _____

基準雇用者数等の計算に関する明細					
		① 適用年の12月31日における雇用者の数	② 適用年の前年の12月31日における雇用者の数	③ 「2」のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者の数	④ 基準雇用者数 (「1」-(「2」-「3」))
		1	2	3	4
全 体		①	人	人	人
適用年の1月1日において同意雇用開発促進地域内に所在する事業所	②のうち特定業務施設	②			
	③のうち特定業務施設に該当する事業所	③			
	特定業務施設	④	内	内	内
給与等支給額の計算に関する明細					
適用年における給与等の支給額				⑤	円
同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額				⑥	
給 与 等 支 給 額 (⑤-⑥)				⑦	
比較給与等支給額の計算に関する明細					
適用年の前年分	給与等の支給額	⑧のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差 引 (⑧-⑨)	$\frac{1 2}{\text{事業を営んでいた期間の月数}}$	改訂給与等の支給額 (⑧×⑩)
⑧	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成 年 分	円	円	円	1 2	円
比 較 給 与 等 支 給 額 (⑧+ (⑩×本表②)× $\frac{30}{100}$)				⑬	

改正後	改正前
<p>個⑥061-4 基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）【裏面】</p> <p style="text-align: center;">基準雇用者数、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）</p> <p>この明細書（付表）は、平成29年分以降に、青色申告者が平成30年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。平成29年改正前の租税特別措置法を含みます。）第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②の2」には、適用年の1月1日における地域雇用開発促進法第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事務所（以下「特定地域事務所」といいます。）において、適用年に新たに雇用された旧措法第10条の5第4項第6号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で、当該適用年の12月31日において特定地域事務所に勤務するものの数を記載します。</p> <p>(2) 「②」の「地方事業所基準雇用者数等の計算」の各欄及び「特定新規雇用者数等の計算」の各欄は、平成29年分については記載を要しません。</p> <p>(3) 「②の5」欄は、旧措法第10条の5第2項の適用を受ける場合に、同条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）において適用年に新たに雇用された雇用者で、適用年の12月31日において当該特定業務施設に勤務するものの総数を記載し、同欄の内書には、当該特定業務施設において適用年に新たに雇用された同条第2項第1号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で、適用年の12月31日において当該特定業務施設に勤務するものの数を記載します。</p> <p>(4) 「③の1」-「④の1」が0である場合には、「④」欄中「⑤+ (⑥×本表③) ×$\frac{30}{100}$」とあるのは「⑤+ (⑥×$\frac{30}{100}$)」として記載します。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条の5、平成30年改正法附則64</p>	<p>個⑥061-4 基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）【裏面】</p> <p style="text-align: center;">基準雇用者数、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）</p> <p>この明細書（付表）は、平成29年分以降に、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②」の各欄には、適用年の1月1日における地域雇用開発促進法第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事務所（以下「特定地域事務所」といいます。）において、適用年に新たに雇用された旧措法第10条の5第4項第5号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で、当該適用年の12月31日において特定地域事務所に勤務するものの数を記載します。</p> <p>(2) 「③」には、「②」欄のうち旧措法第10条の5第2項の適用を受ける場合に、同条第4項第6号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）に該当するものに係る数を記載します。</p> <p>(3) 「1の④」、「2の④」及び「3の④」の各欄の内書には、特定業務施設のうち旧措法第10条の5第1項の規定の適用に係る特定地域事業所に該当するものに係る数を記載します。</p> <p>なお、「4の④」欄の記載に当たっては、内書した数を「1の④」、「2の④」及び「3の④」から控除して計算します。</p> <p>(4) 「2の①」-「3の①」が0である場合には、「④」欄中「比較給与等支給額 ⑩+ (⑪+本表②) ×$\frac{30}{100}$」とあるのは「比較給与等支給額 ⑩+ (⑪×$\frac{30}{100}$)」として記載します。</p> <p>2 提出先 納税地の所轄税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条の5、平成29年改正法附則47</p>

改正後

改正前

個⑥064-1 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成29年分以降用）【表面】

個⑥064-1 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成29年分以降用）【表面】

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名 _____	
雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算	雇用者給与等支給額	①	円
	基準雇用者給与等支給額	②	円
	調整前雇用者給与等支給増加額	③	(マイナスのときは0)
	雇用者給与等支給増加割合	④	($\frac{③}{②}$)
	比較雇用者給与等支給額	⑤	円
	平均給与等支給額	⑥	($\frac{⑤}{A}$)
	比較平均給与等支給額	⑦	($\frac{⑤}{B}$)
	平均給与等支給増加額	⑧	(マイナスのときは0)
	平均給与等支給増加割合	⑨	($\frac{⑧}{⑦}$)
	雇用者給与等支給増加重複控除額	⑩	円
	雇用者給与等支給増加額	⑪	(マイナスのときは0)
基準雇用者給与等支給額の計算			
基準年分	基準年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{12}{⑫}$ の月数	基準雇用者給与等支給額 ($⑬ \times ⑫$)
平成 年分	円	12	円
比較雇用者給与等支給額の計算			
適用年の前年分	適用年の前年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{12}{⑭}$ の月数	比較雇用者給与等支給額 ($⑮ \times ⑭$)
平成 年分	円	12	円
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算			
		平均給与等支給額の計算 適用年	比較平均給与等支給額の計算 適用年の前年
		A	B
雇用者給与等支給額	①(①の金額)	円	(⑮の金額) 円
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	②		
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	③		
継続雇用者給与等支給額	④(②+③)		
月別支給対象者の合計数	⑤	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額	⑥($\frac{④}{⑤}$)	円	円

(平成29年分以降用)

(平成 年分)		氏名 _____		
雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算	雇用者給与等支給額	①	円	
	基準雇用者給与等支給額	②	円	
	雇用者給与等支給増加額	③	(赤字のときは0)	
	雇用者給与等支給増加割合	④	($\frac{③}{②}$)	
	比較雇用者給与等支給額	⑤	円	
	平均給与等支給額	⑥	($\frac{⑤}{A}$)	
	比較平均給与等支給額	⑦	($\frac{⑤}{B}$)	
	雇用者給与等支給増加重複控除額	⑧	(付表「⑦」)	
	雇用者給与等支給増加額	⑨	(赤字のときは0)	
	基準雇用者給与等支給額の計算			
	基準年分	基準年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{12}{⑩}$ の月数	基準雇用者給与等支給額 ($⑪ \times ⑩$)
平成 年分	円	12	円	
比較雇用者給与等支給額の計算				
適用年の前年分	適用年の前年分の国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{12}{⑫}$ の月数	比較雇用者給与等支給額 ($⑬ \times ⑫$)	
平成 年分	円	12	円	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算				
		平均給与等支給額の計算 適用年	比較平均給与等支給額の計算 適用年の前年	
		A	B	
雇用者給与等支給額	④(①の金額)	円	(⑬の金額) 円	
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	⑤			
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	⑥			
継続雇用者給与等支給額	⑦(⑤+⑥)			
月別支給対象者の合計数	⑧	人	人	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額	⑨($\frac{⑦}{⑧}$)	円	円	

(平成29年分以降用)

改正後

改正前

個⑥064-1 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成29年分以降用）【裏面】

個⑥064-1 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成29年分以降用）【裏面】

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成30年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4又は平成29年改正前旧措法第10条の5の3を受ける場合に使用します。
この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3に規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。
この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「平成29年旧措法10の5の3」と記載してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「④」に記載した割合が次に掲げる年分の区分に応じ、それぞれに定める増加促進割合未満である場合には、この特別控除の適用は受けられません。
なお、中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。
イ 平成29年分 0.04（中小事業者である場合は、0.03）
ロ 平成30年分 0.05（中小事業者である場合は、0.03）
- (2) 「⑩」欄は、旧措法第10条の5の4第1項の規定の適用を受ける年において、同法第10条の5の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、該当する場合、当該欄には『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「⑦」欄の額を記載します。
- (3) 「⑫」欄は、平成30年分にあつては「⑫又は」を、平成29年分にあつては「又は（⑫+⑭）」及び「又は⑫<0.02若しくは⑫=0の場合」を抹消します。
- (4) 「⑮」欄は、平成30年分にあつては「⑮又は」を、平成29年分にあつては「又は（⑮+⑯）」を抹消します。
- (5) 「⑰」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「⑧」欄は、旧措法第10条の5の3第1項の規定の適用を受ける年において、同法第10条の5の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、該当する場合、当該欄には『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「⑦」欄の額を記載します。
- (2) 「⑩」欄は、「④」に記載した割合が次に掲げる年分の増加促進割合未満である場合には、「0」と記載します。
イ 平成29年分 0.04（中小事業者である場合は、0.03）
ロ 平成30年分 0.05（中小事業者である場合は、0.03）
- (3) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

- i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
 - ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（(旧)措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（(旧)措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（(旧)措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（(旧)措法41の19の4）、外国税額控除（(旧)所得税法95）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

- ※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
- (4) 「⑱」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。
なお、中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。
 - (5) 「⑲」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。
 - (6) 平成29年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の6の3第9項第1号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「⑳」欄には「1」と記載します。
 - (7) 「㉑」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以後に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。
ただし、旧措令第5条の6の3第9項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合は、同号に規定する最初の年分を記載します。
 - (8) 「㉒」欄の「基準雇用者給与等支給額（㉒×㉓）」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額（㉒× $\frac{20}{100}$ ）」として記載します。

- i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
 - ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（(旧)措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（(旧)措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
- (6) 「⑱」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。
 - (7) 「⑲」欄は、その適用を受ける個人が中小事業者である場合には「⑲又は」を、その他の場合には「又は⑳」を抹消します。
 - (8) 「㉑」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。
 - (9) 平成30年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の6の4第9項第1号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「㉒」欄には「1」と記載します。
 - (10) 「㉓」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以後に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。
ただし、旧措令第5条の6の4第9項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する場合は、同号に規定する最初の年分を記載します。
 - (11) 「㉔」欄の「(㉔×㉕)」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「(㉔×㉕× $\frac{20}{100}$)」として記載します。
イ 平成26年以後に事業を開始した場合
ロ 旧措令第5条の6の4第9項第2号又は第3号に掲げる場合
 - (12) 旧措令第5条の6の4第12項に規定する継続雇用者給与等支給額が「0」である場合には、「㉔」欄のA及び「㉕」欄のAの各欄には「1」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「0」である場合には、「㉕」欄のBには「1」と記載します。
- 2 提出先
納税地の所轄税務署長
- 3 根拠条文
旧措法第10条の5の4、平成29年改正前旧措法第10条の5の3、平成30年改正法附則65、平成29年改正法附則48

- イ 旧措法第10条の5の3第2項第4号ロに掲げる場合
ロ 旧措令第5条の6の3第9項第2号又は第3号に掲げる場合
- なお、イ又はロの場合で、かつ、事業を開始した日の属する年（又は最初年）において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数と異なる場合の「㉑」欄は、「基準雇用者給与等支給額（㉒× $\frac{20}{100}$ ）」として記載します。
- (9) 旧措令第5条の6の3第12項に規定する継続雇用者給与等支給額が「0」である場合には、「㉔」欄のA及び「㉕」欄のAの各欄には「1」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「0」である場合には、「㉕」欄のBには「1」と記載します。

- 2 提出先
納税地の所轄税務署長
- 3 根拠条文
旧措法第10条の5の3、平成29年改正法附則48

改正後

改正前

個⑥064-2 雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）【表面】

個⑥064-2 雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）【表面】

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）

雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）

(平成 年分)

氏名

雇用者給与等支給額	①	円	雇用者給与等支給増加重複基準額 ($\frac{①}{②} \times (③+④)$)	⑤	円		
適用年の12月31日における雇用者数	②	人	過年度雇用者給与等支給増加重複基準額 (⑬の計)	⑥			
控除対象特定地域基準雇用者数	③		雇用者給与等支給増加重複控除額 ($(⑤+⑥) \times \frac{30}{100}$)	⑦			
控除対象地方事業所基準雇用者数	④		過年分雇用者給与等支給増加重複基準額の計算				
年分	雇用者給与等支給額	特定年の12月31日における雇用者数	平均給与等支給額 ($\frac{⑩}{⑪}$)	控除対象地方事業所基準雇用者数	移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数	過年分重複控除基準雇用者数 (⑫と⑬のうち少ない数)	過年分雇用者給与等支給増加重複基準額 (⑪×⑭)
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
特 定 年	平成 年分	円	人	円	人	人	円
	平成 年分						
計							

(平成29年分以降用)

(平成 年分)

氏名

雇用者給与等支給額	①	円	雇用者給与等支給増加重複基準額 ($\frac{①}{②} \times (③+④)$)	⑤	円		
適用年の12月31日における雇用者数	②	人	過年度雇用者給与等支給増加重複基準額 (⑮の計)	⑥			
控除対象特定地域基準雇用者数	③		雇用者給与等支給増加重複控除額 ($(⑤+⑥) \times \frac{30}{100}$)	⑦			
控除対象地方事業所基準雇用者数	④		過年分雇用者給与等支給増加重複基準額の計算				
年分	雇用者給与等支給額	特定年の12月31日における雇用者数	平均給与等支給額 ($\frac{⑩}{⑪}$)	控除対象地方事業所基準雇用者数	移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数	過年分重複控除基準雇用者数 (⑫と⑬のうち少ない数)	過年分雇用者給与等支給増加重複基準額 (⑪×⑭)
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
特 定 年	平成 年分	円	人	円	人	人	円
	平成 年分						
計							

改正後

改正前

個⑥064-2 雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）【裏面】

個⑥064-2 雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）【裏面】

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）

雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、平成29年分以降に、青色申告者が平成30年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4第1項（平成29改正前旧措法第10条の5の3第1項を含みます。）《雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に、旧措法第10条の5第1項から第3項まで《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除》の規定の適用を受けるときに使用します。

この明細書（付表）は、平成29年分以降に、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3第1項《雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、『雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「①」欄の金額を記載します。
- (2) 「②」欄には、『基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）』の「1の①」欄の数を記載します。
- (3) 「③」欄には、『特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（以下「旧措法10の5に係る明細書」といいます。）』の「⑧」欄の数を記載します。
- (4) 「④」欄には、『旧措法10の5に係る明細書』の「⑩」欄の数を記載します。
- (5) 「過年分雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、旧措法第10条の5の4第1項の規定の適用を受けようとする年（以下「適用年」といいます。）において、同法第10条の5第3項の規定の適用を受けない場合には、記載は不要です。
- (6) 適用年において旧措法第10条の5第3項の規定の適用を受ける場合であって、かつ、適用年の前年又は前々年において、旧措法10条の5第2項の規定の適用を受けた場合における当該規定の適用を受けた年（以下「特定年」といいます。）において、事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数が異なる場合には、当該特定年に係る「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「①」欄には、「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の「①」欄の金額を記載します。
- (2) 「②」欄には、「基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）」の「1の①」欄の数を記載します。
- (3) 「③」欄には、「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（以下「旧措法10の5に係る明細書」といいます。）」の「⑩」欄の数を記載します。
- (4) 「④」欄には、旧措法10の5に係る明細書の「⑩」欄の数を記載します。
- (5) 「過年分雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、旧措法第10条の5の3第1項の規定の適用を受けようとする年（以下「適用年」といいます。）において、同法第10条の5第3項の規定の適用を受けない場合には、記載は不要です。
- (6) 適用年の前年又は前々年において、旧措法10条の5第2項の規定の適用を受けた場合における当該規定の適用を受けた年（以下「特定年」といいます。）において事業を営んでいた期間の月数と適用年において事業を営んでいた期間の月数が異なる場合には、当該特定年に係る「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{当該特定年の雇用者給与等支給額} \times \frac{12}{\text{特定年において事業を営んでいた期間の月数}}$$

$$\text{当該特定年の「①」の額} \times \frac{12}{\text{特定年において事業を営んでいた期間の月数}}$$

- (7) 特定年のうちに旧措法10条の5の4第1項の規定の適用を受けなかった特定年がある場合において、当該特定年に係る「⑨」欄には、適用年の『雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (8) 「⑬」欄には、『旧措法10の5に係る明細書』の「適用年」の各欄に記載した数のうち、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受けた特定年に係る同条第4項第5号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載します。
- (8) 「⑭」欄の数がマイナスになる場合は、当該数に代えて「0」を記載します。

- (7) 「⑬」欄には、旧措法10の5に係る明細書の「適用年」の各欄に記載した数のうち、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受けた特定年に係る同条第4項第6号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載します。
- (8) 「⑭」欄の数がマイナスになる場合は、当該数に代えて「0」を記載します。

2 提出先

2 提出先

納税地の所轄税務署長

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4、平成29改正前旧措法第10条の5の3、旧措法第10条の5、平成30年改正法附則65、平成29年改正法附則48

旧措法第10条の5の3、旧措法第10条の5、平成29年改正法附則48

改正後

改正前

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(平成30年分)

氏名 _____

調整前事業所得税額超過額の計算			
本年税額控除可能額	①	(㉔のA) 円	所得税の額から控除される特別控除額(①と②のうち少ない金額)
本年分の調整前事業所得税額	②		
本年税額基準額	③	$\frac{20}{100}$	調整前事業所得税額超過額(①-②)

調整前事業所得税額超過構成額の明細				
税法第10条の6第1項各号の該当号	年 分		本年税額控除可能額	調整前事業所得税額超過構成額
			A	B
第1号又は第2号	本年分		⑥	
第3号	本年分		⑦	
第4号	本年分		⑧	
第5号	前年繰越分	平成 年分	⑨	
	本年分		⑩	
第6号	前年繰越分	平成 年分	⑪	
	本年分		⑫ 生産性以外	
			⑬ 生産性	
第7号	本年分		⑭	
第8号	本年分		⑮	
第9号	本年分		⑯	
			⑰	
第10号	前年繰越分	平成 年分	⑱	
	本年分		⑲	
第11号	前年繰越分	平成 年分	㉑	
	本年分		㉒	
第12号	本年分		㉓	
第13号	本年分		㉔	
第13号の2	本年分		㉕	
第14号	前年繰越分	平成 年分	㉖	
		平成 年分	㉗	
		平成 年分	㉘	
		計	㉙	
震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項、第10条の2の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の3第3項若しくは第4項	本年分		㉚	
			㉛	
震災特例法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	本年分		㉜	
合計			㉝	(㉝の金額)

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(平成29年分)

氏名 _____

所得税額超過額の計算			
本年税額控除可能額	①	(㉔のA) 円	所得税額から控除される特別控除額(①と②のうち少ない金額)
本年分の調整前事業所得税額	②		
本年税額基準額	③	$\frac{20}{100}$	所得税額超過額(①-②)

所得税額超過構成額の明細				
税法第10条の4第1項各号の該当号	年 分	本年税額控除可能額		所得税額超過構成額
		A	B	
第1号又は第2号	本年分		⑥	
第3号	本年分		⑦	
第4号	本年分		⑧	
第5号	前年繰越分	平成 年分	⑨	
	本年分		⑩	
第6号	前年繰越分	平成 年分	⑪	
	本年分		⑫ 生産性以外	
			⑬ 生産性	
第6号の2	本年分		⑭	
第7号	本年分		⑮	
第8号	本年分		⑯	
			⑰	
第9号	前年繰越分	平成 年分	⑱	
	本年分		⑲	
第10号	前年繰越分	平成 年分	㉑	
	本年分		㉒	
第11号	本年分		㉓	
第12号	前年繰越分	平成 年分	㉕	
		平成 年分	㉖	
		平成 年分	㉗	
		計	㉘	
震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項、第10条の2の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の3第3項若しくは第4項	本年分		㉚	
			㉛	
震災特例法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	本年分		㉜	
合計			㉝	(㉝の金額)

改正後

改正前

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。
この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。
この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「調整前事業所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前事業所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
 - ⑥ 「試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の①欄又は、「中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の②欄の金額
 - ⑦ 「特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の③欄の金額
 - ⑧ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の④欄の金額
 - ⑨ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑤欄の金額
 - ⑩ 「高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑥欄の金額又は、「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑦欄の金額
 - ⑪ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑧欄の金額
 - ⑫ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
 - ⑬ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
 - ⑭ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑪欄の金額
 - ⑮ 「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑯ 「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ⑰ 「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
 - ⑱ 「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ⑲ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
 - ⑳ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ㉑ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ㉒ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
 - ㉓ 「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
 - ㉔ 「革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
 - ㉕ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
 - ㉖ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
 - ㉗ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉔欄の金額

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

1 記載要領

- (1) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
 - ⑥ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の①欄の金額
 - ⑦ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の②欄の金額
 - ⑧ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の③欄の金額
 - ⑨ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の④欄の金額
 - ⑩ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑤欄の金額
 - ⑪ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑥欄の金額
 - ⑫ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑦欄の金額
 - ⑬ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑧欄の金額
 - ⑭ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
 - ⑮ 「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
 - ⑯ 「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑪欄の金額
 - ⑰ 「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑱ 「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ⑲ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
 - ⑳ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ㉑ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
 - ㉒ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ㉓ 「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ㉔ 「沖繩の特定中小事業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
 - ㉕ 「沖繩の特定中小事業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
 - ㉖ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
 - ㉗ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
 - ㉘ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

改正後

改正前

個⑥069 革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

(新設)

革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

革新的情報産業活用設備の名称	①					
資 種 類	②					
	設備の種類又は区分	③				
区 細 目	④					
	取得年月日	⑤	・	・	・	・
分 事業の用に供した年月日	⑥	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	⑦		円		円	
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧		円	調整前事業所得税額	⑯	
継続雇用者給与等支給額 (②のA)	⑨			本年税額基準額 (⑯ × $\frac{20.215}{100}$)	⑰	
継続雇用者比較給与等支給額 (②のB)	⑩					
継続雇用者給与等支給増加額 (⑨-⑩) (マイナスの場合は0)	⑪			本年税額控除可能額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑱	
継続雇用者給与等支給増加割合 ⑪÷⑩ (⑩=0の場合は0)	⑫					
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	⑫ ≥ 3% の 場 合 ⑧ × $\frac{5}{100}$	⑬		調整前事業所得税額超過構成額	⑲	
	⑫ < 3% の 場 合 ⑧ × $\frac{3}{100}$	⑭				
	税額控除限度額 (⑬又は⑭)	⑮			所得税額の特別控除額 (⑱-⑲)	⑳
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算						
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		A適用年		B適用年の前年		
雇用者給与等支給額	㉑		円			円
同上のうち継続雇用者に係る金額	㉒					
$\frac{12}{B}$ の月数	㉓					
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (㉒又は㉒×㉓)	㉔					
設備の概要						

個⑥069 革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

(新設)

革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第5第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の5」と記載してください。
この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、革新的情報産業活用設備等の耐用年数省令耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑫」欄の割合が、3%以上である場合には「⑬」欄で税額控除限度額の計算し、3%未満である場合には「⑭」欄で税額控除限度額の計算します。
- (4) 「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii (\ast 2)}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）96）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (5) 「⑮」欄には、「⑰」欄の割合が3%以上である場合には「又は15」を消し、3%未満である場合には「20又は」を消します。
- (6) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「㉑」欄には、「㉒」欄の雇用者給与等支給額のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額から継続雇用制度対象者に係る金額を差し引いた金額を記載します。
- (8) 「㉑」欄のBの月数には、適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数を記載します。
- (9) 「設備の概要」欄には、その設備が革新的情報産業活用設備に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の5

改正後

改正前

個⑥075 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書
【裏面】

個⑥075 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書
【裏面】

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第14条第1項（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「平成25年前旧措法」といいます。）第14条第1項に係る部分を含みます。）の適用を受ける場合に使用します。

なお、この制度の対象となるのは、平成29年3月31日以前に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅になります。

また、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。

この明細書は、平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第14条第1項（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「平成25年前旧措法」といいます。）第14条第1項に係る部分を含みます。）の適用を受ける場合に使用します。

なお、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (5) 「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。
- (6) 「⑫」欄には、平成29年改正前の租税特別措置法施行令第7条第1項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (7) 「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録をした旧措法第14条第1項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。
- (8) 「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- (9) 「⑲」欄の分子には、旧措法第14条第1項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するか区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。
 - イ 耐用年数が35年以上である場合
 - 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合 … 「114」
 - 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合 … 「120」
 - 平成27年3月31日以前に取得した場合 … 「140」
 - ロ 耐用年数が35年未満である場合
 - 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合 … 「110」
 - 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合 … 「114」
 - 平成27年3月31日以前に取得した場合 … 「128」
- (10) 「㉔」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。

2 提出先
納税地の所轄税務署長

3 根拠法令等
旧措法第14条、平成25年前旧措法第14条

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (5) 「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。
- (6) 「⑫」欄には、平成29年改正前の租税特別措置法施行令第7条第1項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (7) 「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録をした旧措法第14条第1項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。
- (8) 「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- (9) 「⑲」欄の分子には、旧措法第14条第1項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するか区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。
 - イ 耐用年数が35年以上である場合
 - 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合 … 「114」
 - 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合 … 「120」
 - 平成27年3月31日以前に取得した場合 … 「140」
 - ロ 耐用年数が35年未満である場合
 - 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合 … 「110」
 - 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合 … 「114」
 - 平成27年3月31日以前に取得した場合 … 「128」
- (10) 「㉔」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。

2 提出先
納税地の所轄税務署長

3 根拠法令等
旧措法第14条、平成25年前旧措法第14条

改正後

個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2第3項若しくは第4項に規定する復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の3第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10の2」、「震法10の2の2」又は「震法10の2の3」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「㉑」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。
(2) 「㉒」欄には、次により記載します。
イ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。
ロ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。
ハ 震災特例法第10条の2の3第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日がいずれか選い日（認定特定復興再生計画の変更の認定により、当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合は、当該再生計画の当初の認定があった日及び変更の認定があった日）を記載します。
(3) 「㉓」欄、「㉔」欄及び「㉕」欄には、震災特例法第10条の2第1項各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2の2第1項若しくは同法第10条の2の3第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数各別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。
(4) 「㉖」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
(5) 「㉗」欄の税額控除限度額は、資産の種類、取得等の時期の区分に応じ、「㉖」欄の資産の取得価額×税額控除率で計算した金額となる。税額控除率は以下のとおり。

復興産業集積区域において機械等を取付した場合
資産の種類 平成29年3月31日まで 平成29年4月1日～平成31年3月31日 平成31年4月1日～平成32年3月31日 平成32年4月1日～平成33年3月31日
(イ) 震災特例法10の2の2イに規定する機械及び装置 15/100
(ロ) 震災特例法10の2の2ロに規定する機械及び装置 15/100 10/100
(ハ) 震災特例法10の2の2ハに規定する建物及びその附属設備並びに構築物 8/100
(ニ) 震災特例法10の2の2ニに規定する建物及びその附属設備並びに構築物 8/100 6/100
(ホ) 震災特例法10の2の2ホに規定する被災者向け優良賃貸住宅 8/100
(ヘ) 震災特例法10の2の2ヘに規定する被災者向け優良賃貸住宅 8/100 6/100
ロ 企業立地促進区域及び避難解除区域において機械等を取付した場合
(ヘ) 建物及びその附属設備並びに構築物 8/100
(ト) ヘ以外 15/100

- (6) 「㉘」欄には、次の算式により計算した額を記載します。
総所得金額に係る所得税額（※1） × 1 + ㉗（※2）
i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増収等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法96）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
※3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記算式の子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。

- (7) 「㉙」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉕」欄のBの金額を記載します。
(8) 「㉚」欄の外書には、「措法」第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）、に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- 2 提出先
納税地の所轄税務署長
3 根拠条文
震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3

改正前

個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2第3項若しくは第4項に規定する復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の3第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10の2」、「震法10の2の2」又は「震法10の2の3」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「㉑」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。
(2) 「㉒」欄には、次により記載します。
イ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。
ロ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。
ハ 震災特例法第10条の2の3第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日がいずれか選い日（認定特定復興再生計画の変更の認定により、当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合は、当該再生計画の当初の認定があった日及び変更の認定があった日）を記載します。
(3) 「㉓」欄、「㉔」欄及び「㉕」欄には、震災特例法第10条の2第1項各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2の2第1項若しくは同法第10条の2の3第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数各別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。
(4) 「㉖」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
(5) 「㉗」欄の税額控除限度額は、資産の取得価額×税額控除率で計算した金額となる。税額控除率は以下のとおり。

復興産業集積区域において機械等を取付した場合
資産の種類 平成29年3月31日まで 平成29年4月1日～平成31年3月31日 平成31年4月1日～平成32年3月31日 平成32年4月1日～平成33年3月31日
(イ) 震災特例法10の2の2イに規定する機械及び装置 15/100
(ロ) 震災特例法10の2の2ロに規定する機械及び装置 15/100 10/100
(ハ) 震災特例法10の2の2ハに規定する建物及びその附属設備並びに構築物 8/100
(ニ) 震災特例法10の2の2ニに規定する建物及びその附属設備並びに構築物 8/100 6/100
(ホ) 震災特例法10の2の2ホに規定する被災者向け優良賃貸住宅 8/100
(ヘ) 震災特例法10の2の2ヘに規定する被災者向け優良賃貸住宅 8/100 6/100
ロ 企業立地促進区域及び避難解除区域において機械等を取付した場合
資産の種類 税額控除率
(ヘ) 建物及びその附属設備並びに構築物 8/100
(ト) ヘ以外 15/100

- (6) 「㉘」欄には、次の算式により計算した額を記載します。
総所得金額に係る所得税額（※1） × 1 + ㉗（※2）
i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増収等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
※3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記算式の子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。

- (7) 「㉙」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉕」欄のBの金額を記載します。
(8) 「㉚」欄の外書には、「措法」第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）、に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- 2 提出先
納税地の所轄税務署長
3 根拠条文
震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3

改正後

個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「㉑」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合は「又は(⑥×20/100)」を抹消し、控除率を「10/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

ただし、平成31年4月1日から平成33年3月31日の間に被災雇用者に対して支給する給与等がある場合は、③のうち当該給与等の支給額に相当する部分については、控除率を「7/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

また、震災特例法第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×控除率)又は」を抹消します。

(2) 「㉒」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}} (\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（平成27年改正前の所得税法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「㉓」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉔」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3

改正前

個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「㉑」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合は「又は(⑥×20/100)」を抹消し、控除率を「10/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

ただし、平成31年4月1日から平成33年3月31日の間に被災雇用者に対して支給する給与等がある場合は、③のうち当該給与等の支給額に相当する部分については、控除率を「7/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

また、震災特例法第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×控除率)又は」を抹消します。

(2) 「㉒」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + \text{ii}} (\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（平成27年改正前の所得税法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「㉓」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉔」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3

改正後

改正前

個⑥079 申告書 A 第一表

個⑥079 申告書 A 第一表

税務署長 平成 年 月 日 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A FA0114

税務署長 平成 年 月 日 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A FA0113

個人番号, 住所 (又は居所), 氏名, 性別, 世帯主の氏名, 世帯主との続柄, 生年月日, 電話番号, 自宅・勤務先・携帯

個人番号, 住所 (又は居所), フリガナ, 氏名, 性別, 世帯主の氏名, 世帯主との続柄, 生年月日, 電話番号, 自宅・勤務先・携帯

Table with columns for Income (収入金額等), Tax (税金), and Other (その他). Rows include 給与, 公的年金等, 雑所得, 配当, 一時所得, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 寡婦・寡夫控除, 勤労学生・障害者控除, 配偶者(特別)控除, 扶養控除, 基礎控除, 雑損控除, 医療費控除, 寄附金控除.

Table with columns for Income (収入金額等), Tax (税金), and Other (その他). Rows include 給与, 公的年金等, 雑所得, 配当, 一時所得, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 寡婦・寡夫控除, 勤労学生・障害者控除, 配偶者(特別)控除, 扶養控除, 基礎控除, 雑損控除, 医療費控除, 寄附金控除.

整理番号, 区分別異動管理補充欄, 税理士署名押印, 電話番号, 税理士法第30条の書面提出有, 税理士法第33条の2の書面提出有

整理番号, 区分別異動管理補充欄, 税理士署名押印, 電話番号, 税理士法第30条の書面提出有, 税理士法第33条の2の書面提出有

第一表 (平成三十年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

第一表 (平成二十九年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

個⑥080 申告書 A 第二表

個⑥080 申告書 A 第二表

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

住所 フリガナ氏名

住所 フリガナ氏名

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with columns for income type, amount, and source deduction.

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with columns for income type, amount, and source deduction.

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

Table for miscellaneous income, dividends, and one-time income.

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

Table for miscellaneous income, dividends, and one-time income.

住民税に関する事項

Form for resident tax details including family members and special provisions.

住民税に関する事項

Form for resident tax details including family members and special provisions.

Main tax form section with multiple tables and checkboxes for deductions and special provisions.

Main tax form section with multiple tables and checkboxes for deductions and special provisions.

改正後

改正前

個⑥081 申告書B第一表

個⑥081 申告書B第一表

税務署長 平成 年 月 日 申告書B FA0124

税務署長 平成 年 月 日 申告書B FA0123

Income tax return form (revised) with handwritten entries. Includes sections for income (収入金額), tax calculation (税算), and other deductions (その他). Key entries include business income (事営業等 ①) of 200,000 and total tax (税の計 ④) of 0.00. A pink note highlights the 'Revised 30th year tax reduction' (平成三十年分以降用).

Income tax return form (previous year) with handwritten entries. Identical structure to the revised form but with different handwritten values. Key entries include business income (事営業等 ①) of 200,000 and total tax (税の計 ④) of 0.00.

第一表 平成三十年分以降用
復興特別所得税額の記入をお忘れなく

第一表 (平成二十九年分以降用)
復興特別所得税額の記入をお忘れなく

個⑥082 申告書B第二表

個⑥082 申告書B第二表

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所欄: 住所、部屋番号、フリガナ、氏名

住所欄: 住所、部屋番号、フリガナ、氏名

整理番号: FA0078

整理番号: FA0077

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with columns for disaster damage, medical expenses, social insurance, and other deductions.

Table with columns for disaster damage, medical expenses, social insurance, and other deductions.

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table for income breakdown with columns for income type, amount, and tax.

Table for income breakdown with columns for income type, amount, and tax.

雑所得 (公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

雑所得 (公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table for miscellaneous income with columns for type, amount, and tax.

Table for miscellaneous income with columns for type, amount, and tax.

特別適用条文等

特別適用条文等

事業専従者に関する事項

事業専従者に関する事項

Table for business dependents with columns for name, ID, and details.

Table for business dependents with columns for name, ID, and details.

住民税・事業税に関する事項

住民税・事業税に関する事項

Table for resident tax and business tax with columns for name, ID, and residence.

Table for resident tax and business tax with columns for name, ID, and residence.

非課税所得など

非課税所得など

Table for non-taxable income with columns for type and amount.

Table for non-taxable income with columns for type and amount.

第二表 平成三十年分以降適用 (第三表、第二表二種提出でない) 源泉徴収税、国民年金保険料や介護保険料を支払明細を申告書に添付しなければならない。新法は母籍登録簿を添付する。

第二表 平成二十九年分以降適用 (第三表、第二表二種提出でない) 源泉徴収税、国民年金保険料や介護保険料を支払明細を申告書に添付しなければならない。新法は母籍登録簿を添付する。

改正後

個⑥087 申告書第五表 (修正申告用・別表)

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書(別表)

FA0048

住所 (又は事業所、事務所等)	フリガナ 氏名	整理番号	一連番号
○修正前の課税額 (単位は円)			
事業等①	復興特別所得税額(47×2.1%)	48	
業農②	所得税及び復興特別所得税の額(49)	49	
不動産③	外国税額控除区分	50	
利子④	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	51	
配当⑤	所得税及び復興特別所得税の申告納税額(49-50-51)	52	
給与区分	所得税及び復興特別所得税の申告納税額(51-52)	53	
雑⑦	所得税及び復興特別所得税の申告納税額(52-53)	54	00
総合譲渡・一時⑧	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額(53-54)	55	△
合計(①から⑧までの合計)		9	
修正申告により増加する税額等	所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額	56	
	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額	57	00
雑損控除⑫	○修正申告によって異動した事項		
医療費控除区分	○所得金額に関する事項		
社会保険料控除⑭	所得の種類 権目・所得の生ずる場所 収入金額 必要経費		
小規模企業共済等掛金控除⑮	異動の理由		
生命保険料控除⑯	○事業専従者に関する事項		
地震保険料控除⑰	氏名 控除前 控除後		
寄附金控除⑱	○所得から差し引かれる金額に関する事項		
寡婦・寡夫控除⑲	所得控除の種類 所得控除額 異動の理由		
勤労学生・障害者控除⑳	○税金の計算に関する事項		
配偶者(特別)控除㉑	税額控除等の種類 税額控除額等 異動の理由		
扶養控除㉒	○住民税・事業税に関する事項		
基礎控除㉓	配当に関する住民税の特例		
合計(⑫から㉓までの合計)	住 非居住者の特例		
課税される所得金額	配当割額控除額		
⑩対応分	株式等譲渡所得割額控除額		
⑪対応分	寄附金 都道府県 市区町村		
⑫対応分	税額 住所の共同基金 指定分 市区町村		
⑬対応分	非課税所得など		
計(⑩+⑪+⑫+⑬)	非課税所得の特例適用額の不動産所得		
⑭対応分	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		
⑮対応分	事業用資産の譲渡損失など		
⑯対応分	異動の理由		
⑰対応分	整理番号		
⑱対応分	申告書		
⑲対応分	特例適用文		
⑳対応分	法の		
㉑対応分	条の		
㉒対応分	項		
㉓対応分	号		

第五表

(平成二十九年分以降)

第五表は、申告書Bの第一表と一緒に提出してください。

改正前

個⑥087 申告書第五表 (修正申告用・別表)

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書(別表)

FA0048

住所 (又は事業所、事務所等)	フリガナ 氏名	整理番号	一連番号
○修正前の課税額 (単位は円)			
事業等①	復興特別所得税額(47×2.1%)	48	
業農②	所得税及び復興特別所得税の額(49)	49	
不動産③	外国税額控除区分	50	
利子④	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	51	
配当⑤	所得税及び復興特別所得税の申告納税額(49-50-51)	52	
給与区分	所得税及び復興特別所得税の申告納税額(51-52)	53	
雑⑦	所得税及び復興特別所得税の申告納税額(52-53)	54	00
総合譲渡・一時⑧	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額(53-54)	55	△
合計(①から⑧までの合計)		9	
修正申告により増加する税額等	所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額	56	
	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額	57	00
雑損控除⑫	○修正申告によって異動した事項		
医療費控除区分	○所得金額に関する事項		
社会保険料控除⑭	所得の種類 権目・所得の生ずる場所 収入金額 必要経費		
小規模企業共済等掛金控除⑮	異動の理由		
生命保険料控除⑯	○事業専従者に関する事項		
地震保険料控除⑰	氏名 控除前 控除後		
寄附金控除⑱	○所得から差し引かれる金額に関する事項		
寡婦・寡夫控除⑲	所得控除の種類 所得控除額 異動の理由		
勤労学生・障害者控除⑳	○税金の計算に関する事項		
配偶者(特別)控除㉑	税額控除等の種類 税額控除額等 異動の理由		
扶養控除㉒	○住民税・事業税に関する事項		
基礎控除㉓	配当に関する住民税の特例		
合計(⑫から㉓までの合計)	住 非居住者の特例		
課税される所得金額	配当割額控除額		
⑩対応分	株式等譲渡所得割額控除額		
⑪対応分	寄附金 都道府県 市区町村		
⑫対応分	税額 住所の共同基金 指定分 市区町村		
⑬対応分	非課税所得など		
計(⑩+⑪+⑫+⑬)	非課税所得の特例適用額の不動産所得		
⑭対応分	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		
⑮対応分	事業用資産の譲渡損失など		
⑯対応分	異動の理由		
⑰対応分	整理番号		
⑱対応分	申告書		
⑲対応分	特例適用文		
⑳対応分	法の		
㉑対応分	条の		
㉒対応分	項		
㉓対応分	号		

第五表

(平成二十九年分以降)

第五表は、申告書Bの第一表と一緒に提出してください。

改正後

個⑥087 申告書第五表（修正申告用・別表）【控用・裏面】

書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
 - 「平成〇〇〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の〇〇〇に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
 - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。

（注1）⑩又は⑪の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類を略称とその所得金額を書いてください。なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、イからチの順に書いてください。また、イからチの所得が数多くあるなど⑩又は⑪の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

 - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
 - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
 - ハ 一般株式等の譲渡所得等があるときは「一般株式等の譲渡所得等」
 - ニ 上場株式等の譲渡所得等があるときは「上場株式等の譲渡所得等」
 - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得等があるときは「上場株式等の分離配当所得等」
 - ヘ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、先物取引の分離譲渡所得又は「先物取引の分離雑所得」
 - ト 山林所得があるときは「山林所得」
 - チ 退職所得があるときは「退職所得」
- （注2）上記（注1）ハ及びニの両方の所得がある場合の「課税される所得金額」欄については、ハ及びニの課税される所得金額を合計して、ハの所得の対応分の欄に書いてください。
- 「修正申告により増加する税額等」の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額⑥」欄には、申告書B第一表の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額④」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額⑤」欄の金額を差し引いた金額を書き、「所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額⑦」欄には、申告書B第一表の「納める税金④」欄又は「還付される税金④」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金⑤」欄又は「還付される税金⑤」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
- 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したものののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
 - 「平成〇〇〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B」欄の〇〇〇に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
 - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
 - 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。
- 納付すべき税額は、修正申告書（申告書B第一表、申告書第五表（修正申告用・別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

○ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数)	=	延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て				確定申告期限の翌日から完納の日まで		100円未満の端数切捨て
365						

- （注）平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
 - ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
- また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正前

個⑥087 申告書第五表（修正申告用・別表）【控用・裏面】

書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
 - 「平成〇〇〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の〇〇〇に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
 - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。

（注1）⑩又は⑪の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類を略称とその所得金額を書いてください。なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、イからチの順に書いてください。また、イからチの所得が数多くあるなど⑩又は⑪の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

 - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
 - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
 - ハ 一般株式等の譲渡所得等があるときは「一般株式等の譲渡所得等」
 - ニ 上場株式等の譲渡所得等があるときは「上場株式等の譲渡所得等」
 - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得等があるときは「上場株式等の分離配当所得等」
 - ヘ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、先物取引の分離譲渡所得又は「先物取引の分離雑所得」
 - ト 山林所得があるときは「山林所得」
 - チ 退職所得があるときは「退職所得」
- （注2）上記（注1）ハ及びニの両方の所得がある場合の「課税される所得金額」欄については、ハ及びニの課税される所得金額を合計して、ハの所得の対応分の欄に書いてください。
- 「修正申告により増加する税額等」の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額⑥」欄には、申告書B第一表の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額④」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額⑤」欄の金額を差し引いた金額を書き、「所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額⑦」欄には、申告書B第一表の「納める税金④」欄又は「還付される税金④」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金⑤」欄又は「還付される税金⑤」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
- 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したものののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
 - 「平成〇〇〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B」欄の〇〇〇に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
 - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
 - 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。

なお、「その他」の各欄は、修正申告によって各金額が異動した場合にだけ異動後の金額を書いてください。
- 納付すべき税額は、修正申告書（申告書B第一表、申告書第五表（修正申告用・別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

○ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数)	=	延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て				確定申告期限の翌日から完納の日まで		100円未満の端数切捨て
365						

- （注）平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
 - ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
- また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

個⑥088 確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）【一面】

個⑥088 確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）【一面】

連番号 1面

連番号 1面

平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表

(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表

(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の特設課税配当所得等金額」がない場合には、③の記載は要しません。

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の特設課税配当所得等金額」がない場合には、③の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 4 columns: Description, Item No., Unit, Amount. Rows for general stocks, specific investment stocks, listed stocks, and listed stocks with loss.

Table with 4 columns: Description, Item No., Unit, Amount. Rows for general stocks, specific investment stocks, listed stocks, and listed stocks with loss.

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面)の②の括弧書きの金額)のみを記載します。

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面)の②の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の特設課税配当所得等金額

(2) 本年分の損益通算前の特設課税配当所得等金額

Table with 2 columns: Description, Amount. Rows for general and specific investment stocks.

Table with 2 columns: Description, Amount. Rows for general and specific investment stocks.

(3) 本年分の損益通算前の特設課税配当所得等金額

(3) 本年分の損益通算前の特設課税配当所得等金額

Table with 4 columns: Category, Income/Expense, Tax, Amount. Rows for interest and dividends.

Table with 4 columns: Category, Income/Expense, Tax, Amount. Rows for interest and dividends.

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

Table with 4 columns: Description, Item No., Unit, Amount. Rows for general and specific investment stocks.

Table with 4 columns: Description, Item No., Unit, Amount. Rows for general and specific investment stocks.

(平成28年分以降適用) H30.11

(平成28年分以降適用) H28.11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥088 確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）【二面】

個⑥088 確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）【二面】

2 面

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥-⑦) (⑥欄の金額≧⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑫	△をつけて、申告書第三表 ⑨へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦-⑧) (⑥欄の金額≧⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑬	申告書第三表 ⑨へ	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	A (特定投資株式に係る金額) 円	G (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
	B (上場株式等に係る金額)	H (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		I (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	C (特定投資株式に係る金額)	K (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑭ (C-K-L) 円
	D (上場株式等に係る金額)	L (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		M (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑮ (D-M-N)
本年の 前年分 (平成__年分)	E (特定投資株式に係る金額)	O (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑯ (E-O-P)
	F (上場株式等に係る金額)	P (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		Q (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑰ (F-Q-R)
本年分で一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+K+O)		⑱	計算明細書の「一般株式等」の⑯へ
本年分以上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑦+L+P)		⑲	計算明細書の「上場株式等」の⑯へ
本年分以上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+M+Q)		⑳	計算明細書の「上場株式等」の⑰へ
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (③+N+R)		㉑	申告書第三表 ⑨へ
翌年以後に繰り越される株式等（特定投資株式及び上場株式等）に係る譲渡損失の金額 (⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		㉒	申告書第三表 ⑨へ

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も早い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額（特定投資株式に係る金額）」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「一般株式等」の⑮欄の金額（赤字の場合には0とみなします。）及び「上場株式等」の⑮欄の金額（赤字の場合には0とみなします。）の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る金額）」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の⑮欄の金額（赤字の場合には0とみなします。）及び「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

○ 「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (⑬-⑳)	㉓	申告書第三表 ⑨へ	円
---	---	-----------	---

※ ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑮欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

2 面

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥-⑦) (⑥欄の金額≧⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑫	△をつけて、申告書第三表 ⑨へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦-⑧) (⑥欄の金額≧⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑬	申告書第三表 ⑨へ	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	A (特定投資株式に係る金額) 円	G (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
	B (上場株式等に係る金額)	H (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		I (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	C (特定投資株式に係る金額)	K (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑭ (C-K-L) 円
	D (上場株式等に係る金額)	L (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		M (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑮ (D-M-N)
本年の 前年分 (平成__年分)	E (特定投資株式に係る金額)	O (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑯ (E-O-P)
	F (上場株式等に係る金額)	P (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		Q (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑰ (F-Q-R)
本年分で一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+K+O)		⑱	計算明細書の「一般株式等」の⑯へ
本年分以上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑦+L+P)		⑲	計算明細書の「上場株式等」の⑯へ
本年分以上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+M+Q)		⑳	計算明細書の「上場株式等」の⑰へ
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (③+N+R)		㉑	申告書第三表 ⑨へ
翌年以後に繰り越される株式等（特定投資株式及び上場株式等）に係る譲渡損失の金額 (⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		㉒	申告書第三表 ⑨へ

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も早い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額（特定投資株式に係る金額）」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「一般株式等」の⑮欄の金額（赤字の場合には0とみなします。）及び「上場株式等」の⑮欄の金額（赤字の場合には0とみなします。）の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る金額）」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の⑮欄の金額（赤字の場合には0とみなします。）及び「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

○ 「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (⑬-⑳)	㉓	申告書第三表 ⑨へ	円
---	---	-----------	---

※ ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑮欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【一面】

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【一面】

一連番号 1 面

平成 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は事業所、事務所、居所など） フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）
 ○ ①「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、④「本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合計	④ 申告書第三表⑤へ	⑤

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額
 (④－⑤)（赤字の場合には0と書いてください。）

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③－④) <small>（③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）</small>	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④－③) <small>（③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）</small>	⑥	申告書第三表⑥へ

(平成28年分以降用) H30.11

一連番号 1 面

平成 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は事業所、事務所、居所など） フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）
 ○ ①「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、④「本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合計	④ 申告書第三表⑤へ	⑤

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額
 (④－⑤)（赤字の場合には0と書いてください。）

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③－④) <small>（③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）</small>	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④－③) <small>（③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）</small>	⑥	申告書第三表⑥へ

(平成28年分以降用) H08.11

改正後

改正前

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【二面】

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【二面】

2 面 (確定申告書付表)

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	④(前年分の付表の③欄の金額) 円	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 (平成__年分)	⑥(前年分の付表の③欄の金額) 円	⑦(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
本年の前年分 (平成__年分)	⑦(前年分の付表の③欄の金額) 円	⑧(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
本年分得上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑤+⑦+⑧)		⑨	⑩
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑥+⑧+⑨)		⑩	⑪
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑤+⑦+⑧)		⑪	円

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	④(前年分の付表の③欄の金額) 円	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 (平成__年分)	⑥(前年分の付表の③欄の金額) 円	⑦(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
本年の前年分 (平成__年分)	⑦(前年分の付表の③欄の金額) 円	⑧(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
本年分得上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑤+⑦+⑧)		⑨	⑩
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑥+⑧+⑨)		⑩	⑪
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑤+⑦+⑧)		⑪	円

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。(※1)

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。(※1)

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の⑪欄の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の⑪欄の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。	申告書第三表⑮へ	円
---	----------	---

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。	申告書第三表⑮へ	円
---	----------	---

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

個⑥091 死亡した者の平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

個⑥091 死亡した者の平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

死亡した者の平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

死亡した者の平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

Form for 'After Correction' (改正後). Includes sections for deceased's info, tax amounts, inheritance designation, and executor details.

Form for 'Before Correction' (改正前). Includes sections for deceased's info, tax amounts, inheritance designation, and executor details.

平成二十九年分以降用 ○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

平成二十九年分以降用 ○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

Table for tax processing status (税務整理番号, 身元確認) for the 'After Correction' form.

Table for tax processing status (税務整理番号, 身元確認) for the 'Before Correction' form.

改正後

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書（兼保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書）（平成 27 年分以降用）【裏面】

書き方

- 1 この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実税法」といいます。）（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。）に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。また、実税法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。

- 2 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」のいずれかを抹消します。「保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書」

その他の各欄は次により記入します。

- ① 「1 基本事項」の各欄

「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実税法第 5 条の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る条約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その条約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要とする）、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

- ② 「2（特定社会）保険料に関する事項」の各欄

保険料（実税法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「（特定社会）保険料」といいます。）について記入します。

条約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人」との雇用契約 欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ〇を囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本に就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

Table with 2 columns: 種類, 年月日, 金額

※（特定社会）保険料の支払（控除）金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「（特定社会）保険料の支払（控除）金額（①）」欄に、支払（控除）保険料の合計額を、「（特定社会）保険料の上限（②）」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

(特定社会) 保険料の上限 = (イ+ロ+ハ+ニ) × 保険料の金額の基礎となった期間の月数
イ 厚生年金保険法の最高等級の標準報酬月額 × 保険料率 × 1/2
ロ 厚生年金保険法の標準賞与額の限度額 × 保険料率 × 1/2 × 3 ÷ 12
ハ 健康保険法の最高等級の標準報酬月額 × 保険料率 × 1/2
ニ 健康保険法の標準賞与額の限度額 × 保険料率 × 1/2 ÷ 12

- (注) 1 厚生年金保険法第 20 条第 1 項に規定する標準報酬月額
2 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率
3 厚生年金保険法第 24 条の 4 第 1 項の表の規定より定められる標準賞与額の限度額
4 健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額
5 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率
6 健康保険法第 45 条第 1 項ただし書の規定より定められる標準賞与額の限度額

<居住者の方> 「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に記載し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。

<総合課税により確定申告する非居住者の方> 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。

<172 条申告書を提出する非居住者の方> 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した後の額を記入します。

- ③ 「3 還付に関する事項」の各欄

還付請求書として使用する場合にはのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。

- 3 この届出書には、次の1)（還付請求書として提出する場合は1)及び2)）の書類を添付する必要があります（添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。）

1) 条約相手国の社会保障制度に係る（特定社会）保険料について特例の適用を受ける場合・・・条約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその（特定社会）保険料の金額を証する書類

2) 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等

- 4 この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します（確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します。）

なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日）以後、住所地等の所管税務署に提出します。

※ この届出書又は還付請求書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②届出又は請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

改正前

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書（兼保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書）（平成 27 年分以降用）【裏面】

書き方

- 1 この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実税法」といいます。）（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。）に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。また、実税法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。

- 2 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」のいずれかを抹消します。「保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書」

その他の各欄は次により記入します。

- ① 「1 基本事項」の各欄

「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。

非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実税法第 5 条の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る条約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その条約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要とする）、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

- ② 「2（特定社会）保険料に関する事項」の各欄

保険料（実税法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「（特定社会）保険料」といいます。）について記入します。

条約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人」との雇用契約 欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ〇を囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本に就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

Table with 2 columns: 種類, 年月日, 金額

※（特定社会）保険料の支払（控除）金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「（特定社会）保険料の支払（控除）金額（①）」欄に、支払（控除）保険料の合計額を、「（特定社会）保険料の上限（②）」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

(特定社会) 保険料の上限 = (イ+ロ+ハ+ニ) × 保険料の金額の基礎となった期間の月数
イ 62 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年)) × 1/2
ロ 150 万円 × (14.996% (平成 19 年) ~ 18.3% (平成 29 年)) × 1/2 × 3 ÷ 12
ハ 121 万円 × 12% × 1/2
ニ 540 万円 × 12% × 1/2 ÷ 12

- (注) 1 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率になります。
2 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率になります。

<居住者の方> 「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に記載し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。

<総合課税により確定申告する非居住者の方> 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。

<172 条申告書を提出する非居住者の方> 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる（特定社会）保険料の額（③）」欄の額を控除した後の額を記入します。

- ③ 「3 還付に関する事項」に各欄

還付請求書として使用する場合にはのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。

- 3 この届出書には、次の1)（還付請求書として提出する場合は1)及び2)）の書類を添付する必要があります（添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。）

1) 条約相手国の社会保障制度に係る（特定社会）保険料について特例の適用を受ける場合・・・条約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその（特定社会）保険料の金額を証する書類

2) 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等

- 4 この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します（確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します。）

なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日）以後、住所地等の所管税務署に提出します。

※ この届出書又は還付請求書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②届出又は請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【一面】

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【一面】

1 面

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの 枚

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡(売却)による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)	職業	

※ 譲渡(売却)した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
(また、下記の5面に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨モルタル	(鉄骨)鉄筋コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面 (平成30年分以降用)

H20.11

1 面

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの 枚

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡(売却)による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)	職業	

※ 譲渡(売却)した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
(また、下記の5面に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨モルタル	(鉄骨)鉄筋コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面 (平成28年分以降用)

H20.11

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【二面】

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【二面】

2 面

名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地・建物の種類、利用状況、売買契約日、引き渡した日

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

共有者の住所・氏名表

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

買主の住所、氏名、職業

(4) いくらくで譲渡(売却)されましたか。

譲渡価額

【参考事項】

代金の受領状況表、お売りになった理由

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、...

2 面

名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地・建物の種類、利用状況、売買契約日、引き渡した日

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

共有者の住所・氏名表

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

買主の住所、氏名、職業

(4) いくらくで譲渡(売却)されましたか。

譲渡価額

【参考事項】

代金の受領状況表、お売りになった理由

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、...

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【三面】

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【三面】

3 面

2 譲渡(売却)された土地・建物の購入(建築)代金などについて記載してください。

(1) 譲渡(売却)された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入(建築)されましたか。

Table with columns: 購入建築価額の内訳, 購入(建築)先・支払先(住所・所在地, 氏名(名称)), 購入年月日, 購入・建築代金又は譲渡価額の5%. Rows for Land and Buildings.

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

Table for depreciation calculation: 建物の購入・建築価額(円) × 償却率 × 経過年数 = 償却費相当額(円). Includes a box for ② 取得費.

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に☑してください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

Table for acquisition costs: 費用の種類, 支払先(住所・所在地, 氏名(名称)), 支払年月日, 支払金額. Rows for 仲介手数料, 収入印紙代.

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

③ 譲渡費用

4 譲渡所得金額の計算をします。

Table for net gain calculation: 区分, 特例適用条, A 収入金額(①), B 必要経費(②+③), C 差引金額(A-B), D 特別控除額, E 譲渡所得金額(C-D).

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

3 面

2 譲渡(売却)された土地・建物の購入(建築)代金などについて記載してください。

(1) 譲渡(売却)された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入(建築)されましたか。

Table with columns: 購入建築価額の内訳, 購入(建築)先・支払先(住所・所在地, 氏名(名称)), 購入年月日, 購入・建築代金又は譲渡価額の5%. Rows for Land and Buildings.

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

Table for depreciation calculation: 建物の購入・建築価額(円) × 償却率 × 経過年数 = 償却費相当額(円). Includes a box for ② 取得費.

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に☑してください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

Table for acquisition costs: 費用の種類, 支払先(住所・所在地, 氏名(名称)), 支払年月日, 支払金額. Rows for 仲介手数料, 収入印紙代.

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

③ 譲渡費用

4 譲渡所得金額の計算をします。

Table for net gain calculation: 区分, 特例適用条, A 収入金額(①), B 必要経費(②+③), C 差引金額(A-B), D 特別控除額, E 譲渡所得金額(C-D).

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

※ 租税特別措置法第37条の9の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【四面】

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【四面】

4 面

「交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面(4面)は、交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え(代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・	・	・
		m ²		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え(代替)の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 条の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

4 面

「交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面(4面)は、交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え(代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・	・	・
		m ²		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え(代替)の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 条の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【五面】

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【五面】

5 面

【平成 年分】

現住所			
フリガナ氏名	電話番号(連絡先)	名簿番号	

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋（一の建築物）及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名			死亡年月日	年 月 日
	死亡の時の住所				
	居住期間	年 月 ~ 年 月			
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分
被相続人居住用家屋	(A)		㎡	—	—
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	(B)		㎡	—	—
	(C)		㎡	—	—

(2) 相続の開始の直前においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。特別対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	(B) ㎡	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	(C) ㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫
	床面積	㎡	㎡
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名		
	住所		
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$(B \times \frac{a}{a+d}) \times \frac{c}{b}$		㎡

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名					
	住所					
相続の開始の時にいる被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等
	—	—	—	—	—	—
	譲渡年月日	年 月 日			年 月 日	
適用前譲渡	譲渡の対価の額	円				円

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。(平成28年分以降用)

H30.11

5 面

【平成 年分】

現住所			
フリガナ氏名	電話番号(連絡先)	名簿番号	

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋（一の建築物）及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名			死亡年月日	年 月 日
	死亡の時の住所				
	居住期間	年 月 ~ 年 月			
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分
被相続人居住用家屋	(A)		㎡	—	—
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	(B)		㎡	—	—
	(C)		㎡	—	—

(2) 相続の開始の直前においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。

一団の土地の面積	(B) ㎡	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	(C) ㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫
	床面積	㎡	㎡
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名		
	住所		
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$(B \times \frac{a}{a+d}) \times \frac{c}{b}$		㎡

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名					
	住所					
相続の開始の時にいる被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等
	—	—	—	—	—	—
	譲渡年月日	年 月 日			年 月 日	
適用前譲渡	譲渡の対価の額	円				円

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。(平成28年分以降用)

H28.11

改正後

改正前

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【六面】

個⑥102 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】【六面】

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合(5面の「7」(2)の建築物がある場合)

【計算過程等】

	合計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取得費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の投分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。

(その他)

【建築物の位置関係等】

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合(5面の「7」(2)の建築物がある場合)

【建築物の位置関係等】

【計算過程等】

	合計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取得費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の投分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

(その他)

改正後

改正前

個⑥105 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】

個⑥105 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】

【平成 年分】
譲渡所得の内訳書
（確定申告書付表）
【総合譲渡用】

住所 (フリガナ)	電話 () 番号	名簿 番号	名簿 番号
氏名	職業	関与	税理士 (電話)

1 譲渡（売却）された資産について記載してください。

譲渡された 資産の名称	種 類	利用 状況	数 量
所在地等			

譲渡先の住所 (買主の所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日 年 月 日	引き渡した日 年 月 日	登記・登録等の日 年 月 日

【参考事項】

売却 <input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金返済のため <input type="checkbox"/> その他 ()	代金の受領状況 1回目 年月日 円 2回目 年月日 円 3回目 年月日 円 未収金 年月日 (予定) 円	譲渡価額 ① 円
--	--	-------------

2 譲渡（売却）された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等		購入年月日	購入価額
		住所(所在地)	氏名(名称)		
譲渡資産の購入代金				・	円
				・	円
				・	円
				・	円
小計				※	円

取得費 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = ② 円

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先		支払年月日	支払金額
		住所(所在地)	氏名(名称)		
				・	円
				・	円
				・	円
譲渡費用				③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文 (1)	A 収入金額 (1)	B 必要経費 (2+3)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の 指 条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の 指 条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容（買換え・交換・代替）の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容を「申告書日第一表、第二表」に転記します。

整理欄

【平成 年分】
譲渡所得の内訳書
（確定申告書付表）
【総合譲渡用】

住所 (フリガナ)	電話 () 番号	名簿 番号	名簿 番号
氏名	職業	関与	税理士 (電話)

1 譲渡（売却）された資産について記載してください。

譲渡された 資産の名称	種 類	利用 状況	数 量
所在地等			

譲渡先の住所 (買主の所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日 年 月 日	引き渡した日 年 月 日	登記・登録等の日 年 月 日

【参考事項】

売却 <input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金返済のため <input type="checkbox"/> その他 ()	代金の受領状況 1回目 年月日 円 2回目 年月日 円 3回目 年月日 円 未収金 年月日 (予定) 円	譲渡価額 ① 円
--	--	-------------

2 譲渡（売却）された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等		購入年月日	購入価額
		住所(所在地)	氏名(名称)		
譲渡資産の購入代金				・	円
				・	円
				・	円
				・	円
小計				※	円

取得費 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = ② 円

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先		支払年月日	支払金額
		住所(所在地)	氏名(名称)		
				・	円
				・	円
				・	円
譲渡費用				③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文 (1)	A 収入金額 (1)	B 必要経費 (2+3)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の 指 条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の 指 条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容（買換え・交換・代替）の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容を「申告書日第一表、第二表」に転記します。

整理欄

個⑥105 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】

個⑥105 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日

取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

Table with 6 columns: 区分, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, J 特別控除額, K 譲渡所得金額

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

Table with 6 columns: 区分, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, P 特別控除額, Q 譲渡所得金額

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上限に、その合計額を二段書きで記載してください。
総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいいます。総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は臨賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日

取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

Table with 6 columns: 区分, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, J 特別控除額, K 譲渡所得金額

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

Table with 6 columns: 区分, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, P 特別控除額, Q 譲渡所得金額

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上限に、その合計額を二段書きで記載してください。
総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいいます。総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は臨賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

個⑥107 添付書類台紙【表面】

個⑥107 添付書類台紙【表面】

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

② のりしろ

源泉徴収票 (原本)

② のりしろ

源泉徴収票 (原本)

① のりしろ

本人確認書類 (写)

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「I 番号確認書類」の写しと「II 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

I 番号確認書類	+	II 身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》 ・通知カード ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。) などのうちいずれか1つ		《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》 ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記①②及び裏面の③から⑥の書類(該当するものに限りです。)などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください(源泉徴収票は提出が必要です。)

① のりしろ

本人確認書類 (写)

※ 本人確認書類の写しの添付は、申告書等の提出の都度必要です。

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「I 番号確認書類」の写しと「II 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

I 番号確認書類	+	II 身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》 ・通知カード ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。) などのうちいずれか1つ		《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》 ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記①②及び裏面の③から⑥の書類(該当するものに限りです。)などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください(源泉徴収票は提出が必要です。)

改正後

改正前

個⑥107 添付書類台紙【裏面】

個⑥107 添付書類台紙【裏面】

⑨ のりしろ

⑧ のりしろ

⑦ のりしろ

⑥ のりしろ
 社会保険料
 小規模企業共済等掛金 控除関係書類

⑤ のりしろ
 生命保険料控除関係書類

④ のりしろ
 地震保険料控除関係書類

③ のりしろ
 寄附金控除関係書類

⑨ のりしろ

⑧ のりしろ

⑦ のりしろ

⑥ のりしろ
 社会保険料
 小規模企業共済等掛金 控除関係書類

⑤ のりしろ
 生命保険料控除関係書類

④ のりしろ
 地震保険料控除関係書類

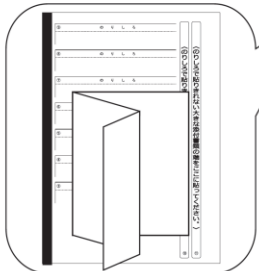
③ のりしろ
 寄附金控除関係書類

⑩ <のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>

⑪ <のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>

⑩ <のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>

⑪ <のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。>



改正後

改正前

(削除)

個⑥109-1 平成 23 年分の所得税の 申告書付表 (損失申告用) (東日本大震災の被災者の方用) 【付表 (一)】

FA0080

平成 23 年分の所得税の 申告書 (損失申告用) 付表
(東日本大震災の被災者の方用)

第四表付表 (一)

番号

住所 (支店・事務所等 所在地)	フリガナ 氏名
------------------------	------------

この付表は、震災特例法第5条(雑損失の繰越控除の特例)、第7条(純損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代入して使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額

○ 純損失の繰越控除の特例に係る要件判定

事業所得	平成22年事業資産震災損失額	㉔	円
	平成23年事業資産震災損失額	㉕	
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㉖	
②+㉔)/㉖≧0.1 のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。			該当 ・ 非該当
不動産所得等	平成22年不動産等震災損失額	㉗	円
	平成23年不動産等震災損失額	㉘	
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㉙	
②+㉗)/㉙≧0.1 のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。			該当 ・ 非該当

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	㉚	円	
	要件該当	被災純損失金額	㉛		
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			㉜		
変動所得の損失額			㉝		
被災事業用資産の損失額	山林	営業等・農業	うち 棚卸資産震災損失額	㉞	
		うち 固定資産震災損失額	㉟		
	以外	不動産	うち 固定資産震災損失額	㊱	
		山林	うち 固定資産震災損失額	㊲	
	山林所得に係る被災事業用資産の損失額		要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	㊳
			要件該当	被災純損失金額	㊴
		要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	㊵	
		要件該当	被災純損失金額	㊶	

資産 整理欄

改正後

改正前

(削除)

個⑥109-1 平成 23 年分の所得税の 申告書付表 (損失申告用) (東日本大震災の被災者の方) 【付表 (二)】

FA0085

平成 23 年分の所得税の 申告書 (損失申告用) 付表 (東日本大震災の被災者の方)

番号 一連番号

第四表付表 (二)

4 繰越損失を差し引く計算

Table with columns for year (年分), loss type (損失の種類), and amount (金額). Rows include categories for 20, 21, and 22 years, with sub-rows for '純' (pure) and '損失' (loss) types. Includes summary rows for stock dividends and other income adjustments.

この付表は、申告書B(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額
特定雑損失の金額

資産 整理欄

個⑥200 雑損失の金額の計算書【1ページ】

(新設)

雑損失の金額の計算書

(平成 年分)

氏名 _____

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。
 なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1 損害の原因等

損害の原因	損害年月日	. . .	一申告書第二表「雑損控除」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ記載します。
-------	-------	-------	---

2 災害関連支出の内訳

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復のための支出額 ($H \times 30\% + I$)
					イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハ イとロの区分が困難な金額	
			. . .	円				円
			. . .					
			. . .					
			. . .					
			. . .					
			. . .					
			. . .					
			. . .					
合計								
区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】			
			. . .	円				
			. . .					
			. . .					
			. . .					
			. . .					
			. . .					
			. . .					
			. . .					
合計								

個⑥200 雑損失の金額の計算書【2ページ】

(新設)

3 損失額の計算

区 分	住 宅	家 財	車 両			C 合 計
	円	円	円	円	円	円
損害金額 <small>〔被災した宅、家財の損壊や車両の損壊に要した修理費、盗難の金額をそれぞれ「宅」、[家財]又は[車両]の欄に入ります。〕</small>	①					
原状回復のための支出額 (2のA欄の各区分ごとの金額)	②					
①と②のいずれか大きい方の金額	③					
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 (③の金額を超える場合は③の金額)	④	()	()	()	()	()
③ - ④	⑤					
原状回復に係る災害関連支出の金額 (② - ①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度)	⑥					
取壊し、除去等の額の合計額 (2のB欄の各区分ごとの金額)	⑦					
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額)	⑧	()	()	()	()	()
⑦ - ⑧	⑨					
災害関連支出の金額 (⑥ + ⑨)	⑩					
損失額の計 (① + ⑩)	⑪					

4 雑損失の金額(雑損控除額)の計算

	損害金額等の全体	
損害金額 ((③のC) + (⑦のC))	⑫	円
保険金などで補てんされる金額 (④のC) + (⑧のC)	⑬	
差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭	
所得金額	⑮	
⑮ × 0.1	⑯	
⑭ - ⑯	⑰	(赤字のときは0)
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑭)	⑱	
⑱ - 50,000円	⑲	(赤字のときは0)
雑損失の金額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳	
雑損控除額 (⑱と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉑	
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑳)	㉒	(赤字のときは0)

⑫の金額を申告書第二表「雑損控除」の「損害金額」欄に記載します。
⑬の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補填される金額」欄に記載します。

この計算書の「書き方」をご覧ください。

申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に記載します。

申告書第一表「雑損控除」欄に記載します。

⑲に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。

個⑥200 雑損失の金額の計算書【書き方】

(新設)

書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。
記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 損害の原因等

「損害の原因」欄には「〇〇地震」などと、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の費用」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、「支払金額」を記入します。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
- (3) 「A 原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記入してください。

- (1) 「損害金額」①欄には、「住宅」、「家財」、「車両」などの資産の被災直前の時価を基に計算した損害額（保険金等を差し引く前の金額）を記入します。
なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を利用された方は、当該計算書の⑤、⑥、⑧の金額が被災直前の時価を基に計算した損害額となります。
- (2) 「原状回復のための支出額」②欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (3) 「③から差し引く保険金等で補てんされる金額」④欄
原状回復のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（③の金額が限度となります。）。
なお、受け取るべき保険金等の金額をかつこ内に記入します。
- (4) 「取壊し、除去等の額の合計額」⑦欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (5) 「⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額」⑧欄
取壊し、除去等のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（⑦の金額が限度となります。）。
なお、受け取るべき保険金等の金額をかつこ内に記入します。

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

- (1) 「損害金額」②欄
災害に係る損失金額でないその他の損失金額がある場合には、右側の「左のうち、その他の雑損失の金額」欄にその金額を記入します。
- (2) 「所得金額」③欄
使用する申告書の区分に応じて、それぞれ以下の金額を記入します。
○ 申告書Aを使用する場合
第一表の⑤欄の金額 _____円 + 退職所得金額 _____円 = 所得金額 _____円
○ 申告書Bを使用する場合
第一表の⑤欄の金額 _____円 + 退職所得金額 _____円 + 山林所得金額 _____円
+ 申告分離課税の所得金額（特別控除前） _____円 = 所得金額 _____円
なお、前年以前から繰り越された繰越損失がある場合の③欄の金額は、繰越控除後の金額となります。
- (3) 「雑損控除額」④欄
⑤欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」と⑥の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- (4) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」⑥欄
⑤欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」を⑥の金額から差し引いた金額を記入します。

個⑥201 雑損失の金額の計算書（2年目以降用）【1ページ】

(新設)

雑損失の金額の計算書（2年目以降用）

(平成 年分)

氏名

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、その年の翌年以後に災害関連支出（前年以前に雑損控除の対象としたものを除きます。）がある場合に雑損失の金額を計算するために使用します。

1 損害の原因等

損害の原因	損害年月日	・ ・
-------	-------	-----

一申告書第二表「雑損控除」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ記載します。

2 災害関連支出の内訳

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復のための支出額 (A×30%+イ)
					イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハ イとロの区分が困難な金額	
原状回復のため			・ ・	円	円	円	円	円
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
合 計								

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
合 計					

個⑥201 雑損失の金額の計算書（2年目以降用）【2ページ】

(新設)

3 損失額の計算

区 分	住 宅	家 財	車 両			C 合 計
	円	円	円	円	円	円
損 害 金 額 (前年分の雑損失の金額の計算書の①の金額)	①					
原 状 回 復 の た め の 支 出 額 (2のA欄の各区分ごとの合計額)	②					
①と②のいずれか大きい方の金額	③					
①+ (前年分までの原状回復費用-①) (かっこ内が赤字のときは0)	④					
② - ④ (赤字のときは0)	⑤					
⑤から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑤の金額を超える場合は⑤の金額)	⑥	()	()	()	()	()
原状回復に係る災害関連支出の金額 (③ - ④ - ⑥)	⑦					
取壊し、除去等の額の合計額 (2のB欄の各区分ごとの金額)	⑧					
⑧から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑧の金額を超える場合は⑧の金額)	⑨	()	()	()	()	()
⑧ - ⑨	⑩					
災 害 関 連 支 出 の 金 額 (⑦ + ⑩)	⑪					

4 雑損失の金額(雑損控除額)の計算

	本年分の損害金額等の全体	
	円	
損 害 金 額 (③のC) - (④のC) + (⑤のC)	⑫	→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除」の「損害金額」欄に記載します。
保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額 ((⑥のC) + (⑨のC))	⑬	→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補填される金額」欄に記載します。
差 引 損 失 額 (⑫ - ⑬)	⑭	
所 得 金 額	⑮	←この計算書の「書き方」をご覧ください。
⑮ × 0.1	⑯	
⑭ - ⑯	⑰	(赤字のときは0)
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑰のC)	⑱	→申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に記載します。
⑱ - 50,000円	⑲	(赤字のときは0)
雑 損 失 の 金 額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳	→申告書第一表「雑損控除」欄に記載します。
雑 損 控 除 額 (⑲と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉑	→㉑に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑲)	㉒	

個⑥201 雑損失の金額の計算書（2年目以降用）【書き方】

(新設)

書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。
記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 損害の原因等

「損害の原因」欄には「〇〇地震」などと、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の費用」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、「支払金額」を記入します。
なお、「原状回復のための支出」については前年分までの雑損控除の対象にしたものも含めて記入します。この場合、「区分」とA欄を記入し、「支払年月日」にその年分を記入するのみで差し支えありません。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
また、本年分の雑損控除の対象とする災害関連支出の「区分」を○で囲みます。
- (3) 「A 原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記入してください。

- (1) 「損害金額」①欄には、前年分の雑損失の金額の計算書の3の①欄の金額をそれぞれ転記します。
- (2) 「原状回復のための支出額」②欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額（前年分までの金額を含みます。）を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (3) 「①+（前年分までの原状回復費用－①）」④欄
「前年分までの原状回復費用」は、前年分の雑損失の金額の計算書の③欄の金額をいいます。
- (4) 「⑤から差し引く保険金等で補てんされる金額」⑥欄
原状回復のための支出に対して保険金等で補てんされる金額（前年分までの損失額を超えた保険金等の金額を含みます。）を記入します（⑤の金額が限度となります。）。
なお、受け取るべき保険金等の金額（前年分までの損失額を超えた保険金等の金額を含みます。）をかつこ内に記入します。
- (5) 「取壊し、除去等の額の合計額」⑧欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (6) 「⑧から差し引く保険金等で補てんされる金額」⑩欄
取壊し、除去等のための支出に対して保険金等で補てんされる金額（前年分までの損失額を超えた保険金等の金額を含みます。）を記入します（⑧の金額が限度となります。）。
なお、受け取るべき保険金等の金額（前年分までの損失額を超えた保険金等の金額を含みます。）をかつこ内に記入します。

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

- (1) 「損害金額」②欄
災害に係る損失金額でないその他の損失金額がある場合には、右側の「左のうち、その他の雑損失の金額」欄にその金額を記入します。
- (2) 「所得金額」③欄
使用する申告書の区分に応じて、それぞれ以下の金額を記入します。
- 申告書Aを使用する場合
第一表の⑤欄の金額 _____ 円 + 退職所得金額 _____ 円 = 所得金額 _____ 円
- 申告書Bを使用する場合
第一表の⑨欄の金額 _____ 円 + 退職所得金額 _____ 円 + 山林所得金額 _____ 円
+ 申告分離課税の所得金額（特別控除前） _____ 円 = 所得金額 _____ 円
なお、前年以前から繰り越された繰越損失がある場合の③欄の金額は、繰越控除後の金額となります。
- (3) 「雑損控除額」④欄
③欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- (4) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」⑤欄
③欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」を⑧の金額から差し引いた金額を記入します。

個⑥202 被災した住宅、家財等の損失額の計算書【1ページ】

(新設)

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住所		氏名	
損害年月日	. . .	損害の要因	
住宅・家財等の損失額の計算			
住宅の種類	住宅・その他 ()	住宅・その他 ()	
住宅の区分	平屋・二階建・その他 ()	平屋・二階建・その他 ()	
住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()	
住宅の取得年月	年 月	年 月	
住宅の床面積	㎡	㎡	
被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下	
浸水時間	24時間以上・24時間未満	24時間以上・24時間未満	
土砂(海水)の流入	有・無	有・無	
1 住宅の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円
	(2) (1) 以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積 ①・②) × 0.9 × 償却率 () ×経過年数 (年)	②	円
	被災直前の時価相当額 ((①・②) - ③)	③	
	損害額 ((④) × 被害割合 ())	④	
	保険金などで補てんされる金額	⑤	
	差引損失額 ((⑤) - ⑥)	⑥	
	2 家財の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑦
(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 歳 : 夫婦・独身)	⑧	円	
(1) 以外の 場合	生計を一にする親族による加算額 大人 (18歳以上の者) 1人につき 1,300,000円 子供 (18歳未満の者) 1人につき 800,000円	⑨	円
被災直前の時価相当額 ((⑧+⑨))	⑩	円	
損害額 ((⑩) × 被害割合 ())	⑪		
保険金などで補てんされる金額	⑫		
差引損失額 ((⑫) - ⑬)	⑬		
3 車両の損失額	普通・軽の区分	普通・軽	普通・軽
	取得年月	年 月	年 月
	車両の取得価額	⑭	円
	⑭ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 ()	⑮	
	被災直前の時価相当額 ((⑮) - ⑯)	⑯	
	損害額 ((⑰) × 被害割合 ())	⑱	
	差引損失額の合計 ((⑱) + ⑬)	⑲	

個⑥202 被災した住宅、家財等の損失額の計算書【書き方・1ページ】

(新設)

書 き 方

- 1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。
- 2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。
 - 「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。
 - 「損害の原因」欄： 「〇〇地震」などと記入します。
 - 「住宅の種類」欄： 該当するものを○で囲んでください。
 - 「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。
 なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、()内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。
 - 「住宅の取得年月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。
 - 「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。
 - 「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。
 なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。
 - 「浸水時間」欄： 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。
 - 「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。
- 「住宅・家財等の損失額の計算」欄
 - イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。
 住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(1)に記載してください。
 住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。
 ②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。
 ③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。
 経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
 ④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。
 ⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。
 - ロ 「2 家財の損失額」欄： 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(1)に記載してください。
 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。
 なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。
 ③欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。
 ⑥欄の被害割合については、参考3を参照してください。
 - ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。
 なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 ⑥欄の償却率は、参考2の種類別の区分に応じた償却率を記載します。
 経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
 ⑦欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。
 ⑧欄の被害割合については、参考3を参照してください。
 - ニ 「保険などで補てんされる金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。

個⑥202 被災した住宅、家財等の損失額の計算書【書き方・2ページ】

(新設)

参考1：住宅の構造別耐用年数表

構 造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

(注1) 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
 (注2) 償却率は、旧定額法で記載しています。
 (注3) 上記以外の資産の償却率については、税務署に照会してください。

参考2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5倍した年数	償却率
普通自動車	6年	9年	0.111
軽自動車	4年	6年	0.166

参考3：被害割合表

区分	被害区分	被害割合		摘要	
		住宅	家財		
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊 (倒壊に準ずるものを含む)	100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合	
	半壊	50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合	
	一部破損	5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合	
	床上 1.5m以上	平屋 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいひ、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一が一階、二階以上とも使用している場合をいひます。	
床上 1m以上 1.5m未満	平屋 (60)	100 (100)			
浸水	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)		90 (75)
		二階建以上	50 (35)		85 (70)
床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)		
	二階建以上	35 (20)	40 (25)		
床下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

個⑥202 被災した住宅、家財等の損失額の計算書【書き方・3ページ】

(新設)

参考4：地域別・構造の工事費用表（1㎡当たり）

(単位：千円)

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	
全国平均	168	254	240	228	
札幌局	北海道 (167)	350 (178)	(206)		
仙台局	青森 (158)	(145)	(229)	(197)	
	岩手 174	(11)	270	(212)	
	宮城 171	(203)	248	(218)	
	秋田 (161)	—	324	(206)	
	山形 (166)	(24)	(211)	(165)	
関東信越局	福島 175	(106)	263	(212)	
	茨城 (165)	(232)	(222)	(208)	
	栃木 (165)	(206)	(232)	(205)	
	群馬 (165)	(228)	(189)	(210)	
	埼玉 (161)	(162)	265	233	
	新潟 170	(177)	(195)	(162)	
	長野 184	383	259	(218)	
	千葉 169	350	252	(225)	
	東京局	東京都 176	293	319	282
		神奈川 173	289	266	252
山梨 177		—	251	(209)	
富山 171		(178)	(211)	(194)	
金沢局	石川 168	—	256	229	
	福井 (165)	—	(208)	(208)	
名古屋局	岐阜 169	(138)	(189)	(223)	
	静岡 174	(244)	(220)	235	
	愛知 172	(244)	(216)	233	
	三重 180	—	(211)	230	
	滋賀 (160)	(196)	(218)	(218)	
大阪局	京都 168	(177)	(218)	(227)	
	大阪 (157)	(218)	(227)	(219)	
	兵庫 (164)	272	(221)	(222)	
	奈良 (159)	—	(223)	(214)	
	和歌山 (161)	(227)	272	229	
	鳥取 173	—	(174)	(190)	
	島根 177	—	(233)	(202)	
広島局	岡山 182	(248)	(199)	(214)	
	広島 (166)	(243)	(227)	(223)	
	山口 172	—	(234)	(223)	
	徳島 (157)	—	278	(188)	
高松局	香川 171	(82)	(172)	(194)	
	愛媛 (164)	(165)	(167)	(203)	
	高知 175	(10)	(218)	(215)	
	福岡局	福岡 (160)	(159)	(187)	(212)
熊本局	佐賀 (162)	(144)	(166)	(208)	
	長崎 (162)	(201)	(192)	(196)	
	熊本 (162)	(208)	(172)	(204)	
	大分 (157)	(191)	(186)	(218)	
	宮崎 (148)	331	(185)	(178)	
	鹿児島 (160)	(37)	(184)	(180)	
沖縄所	沖縄 185	(208)	(196)	(207)	

(注) 該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合 (かつ書き) 又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

参考5：家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	単身
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	300
40 ～ 49	1,100	300
50 ～	1,150	300

(注1) 大人 (年齢18歳以上) 1名につき130万円を加算し、子供 (年齢18歳未満) 1名につき80万円を加算します。
 (注2) 配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分 (130万円) を差し引いて計算します。

個⑥202 被災した住宅、家財等の損失額の計算書【別紙】

(新設)

(別紙)

被災した家財の個別明細書

(この用紙は、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の2(1)を計算する場合に使用します。)

① 品 名	② 取得年月	③ 取得価額	④(③×0.9×償却率×経過年数)	⑤ 時 価(③-④)
	年 月 .	円		円
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
	.			
合 計				

30.10

改正後

改正前

個⑥203 仮想通貨の計算書 (移動平均法)

(新設)

平成 年分 仮想通貨の計算書 (移動平均法用)

氏名 _____

仮想通貨の名称										
月	日	取引先	摘要	購入		売却		残高		
				数量	価額	数量	売却価額	取得価額	数量	価額
1	1	—	繰越			—	—	—		
合計										

2 仮想通貨の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	証拠金 (差益)	取得価額	手数料等	証拠金 (差損)	

【参考】
収入金額計
必要経費計

個⑥204 仮想通貨の計算書（総平均法）

(新設)

平成 年分 仮想通貨の計算書（総平均法用）

氏名 _____

1 仮想通貨の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計				

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計							

4 仮想通貨の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A)	(C)	—	(F)	(H)
金額	(B)	(D)	(E)	(G)	(I)

※前年の(H) (I)を記載

※売却した仮想通貨の取得価額

5 仮想通貨の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	証拠金(差損)	

※売却した仮想通貨の取得価額

【参考】
収入金額計
必要経費計

改正後

改正前

個⑦005 居住形態に関する確認書【一面】

個⑦005 居住形態に関する確認書【一面】

居住形態等に関する確認書

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status etc.

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

(平成30年分)

(平成29年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	_____
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	_____
2 平成30年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2018?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	_____
4 平成30年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2018)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4(2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2018, did you receive any foreign source income during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of foreign source income)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount paid in Japan out of ①)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Amount remitted to Japan out of ①)	円

一面

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	_____
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	_____
2 平成29年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2017?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	_____
4 平成29年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2017)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4(2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2017, did you receive any foreign source income during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of foreign source income)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount of ① paid in Japan)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Portion of ① remitted to Japan)	円

一面

改正後

改正前

個⑦005 居住形態に関する確認書【二面】

個⑦005 居住形態に関する確認書【二面】

住所又は居所を有していた期間の確認表
Confirmation Table of the Period of Resident Status

住所又は居所を有していた期間の確認表
Confirmation Table of the Period of Resident Status

二面

二面

○ 平成20年1月1日から平成29年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2008~2017).

○ 平成19年1月1日から平成28年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2007~2016).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Year)	(Month)	(Day)	(Year)	(Month)	(Day)	
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.						年 月 日

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Year)	(Month)	(Day)	(Year)	(Month)	(Day)	
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.						年 月 日

○ 平成30年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2018.

○ 平成29年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2017.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Month)	(Day)	(Month)	(Day)	
月	日	～	月	日
月	日	～	月	日
月	日	～	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.				年 月 日

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Month)	(Day)	(Month)	(Day)	
月	日	～	月	日
月	日	～	月	日
月	日	～	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.				年 月 日

(平成29年分)

(平成30年分)

改正後

改正前

個⑦005 居住形態に関する確認書【三面】

個⑦005 居住形態に関する確認書【三面】

Resident Status

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is. Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

[1] Resident

A person who has a "JUSHO" (domicile) in Japan, or has had a "KYOSHO"(residence) in Japan for one year or more.

NOTE : In general, you have a "JUSHO" in Japan if your base of living is in Japan, and you have a "KYOSHO" in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your "JUSHO".

- (i) Non-permanent resident
A resident who has not Japanese nationality and has had his/her "JUSHO" or "KYOSHO" in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.
- (ii) Permanent resident
A resident other than non-permanent resident.

[2] Non-resident

A person other than resident.

Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION	INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	
		PAID IN JAPAN	PAID ABROAD
RESIDENT	PERMANENT RESIDENT	Taxable	
	NON-PERMANENT RESIDENT	Taxable	Taxable Only the portion deemed remitted to Japan is taxable. (This means that the remainder retained abroad is not taxable.)
CLASSIFICATION	DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME	
NON-RESIDENT	Taxable in principle	Not Taxable	

NOTE: Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as "domestic source income", whether they are paid in Japan or abroad.

Resident Status

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is. Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

[1] Resident

A person who has a "JUSHO" (domicile) in Japan, or has had a "KYOSHO"(residence) in Japan for one year or more.

NOTE : Generally speaking you have a "JUSHO" in Japan if your principal establishment for living is in Japan, and you have a "KYOSHO" in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your "JUSHO".

- (i) Non-permanent resident
A resident who has not Japanese nationality and has had his/her "JUSHO" or "KYOSHO" in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.
- (ii) Permanent resident
A resident other than non-permanent resident.

[2] Non-resident

A person other than resident.

Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION	INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	
		PAID IN JAPAN	PAID ABROAD
RESIDENT	PERMANENT RESIDENT	Taxable	
	NON-PERMANENT RESIDENT	Taxable	Taxable Only the portion deemed remitted to Japan is taxable. (This means that the remainder retained abroad is not taxable.)

CLASSIFICATION	SCOPE OF TAXABLE INCOME	
	DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME
NON-RESIDENT	Taxable in principle	Not Taxable

NOTE: Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as "domestic source income", whether they are paid in Japan or abroad.

改正後	改正前
<p data-bbox="163 156 721 185">個⑦005 居住形態に関する確認書【四面】</p> <p data-bbox="309 320 940 347">“Confirmation Table of the Period of Resident Status”</p> <p data-bbox="255 408 992 517">○“Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding ten years” may be checked in the manner as mentioned below.</p> <ul data-bbox="271 469 992 517" style="list-style-type: none"> ・ To check the dates of emigration and immigration as stamped in your passport when you keep your passport covering that period. <p data-bbox="255 587 992 635">○In place of stating periods during which you have maintained domicile or residence in Japan, you may attach to this confirmation table a copy of your passport.</p> <p data-bbox="309 775 954 802">「住所又は居所を有していた期間の確認表」の記載について</p> <p data-bbox="255 857 992 936">○ 「過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間」については、次の方法により確認することができます。</p> <ul data-bbox="271 914 913 936" style="list-style-type: none"> ・ その期間の旅券を保管している場合には、その旅券に記録された出入国の履歴 <p data-bbox="255 1007 992 1054">○ 国内に住所又は居所を有していた期間の記載に代えて、旅券の写しを添付することができます。</p>	<p data-bbox="1142 156 1700 185">個⑦005 居住形態に関する確認書【四面】</p> <p data-bbox="1294 316 1912 343">“Confirmation Table of the Period of Resident Status”</p> <p data-bbox="1243 399 1966 446">○“A period of having owned either domicile or residence in Japan within the last ten years” may be checked in the manner as mentioned below.</p> <ul data-bbox="1258 456 1966 504" style="list-style-type: none"> ・ To check the dates of emigration and immigration as stamped in your passport covering the period, if it is still valid. <p data-bbox="1243 571 1966 619">○In place of stating a period of having owned either domicile or residence in Japan, you may attach to this confirmation letter a copy of your passport.</p> <p data-bbox="1294 756 1926 783">「住所又は居所を有していた期間の確認表」の記載について</p> <p data-bbox="1243 834 1966 882">○ 「過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間」については、次の方法により確認することができます。</p> <ul data-bbox="1258 892 1883 914" style="list-style-type: none"> ・ その期間の旅券を保管している場合には、その旅券に記録された出入国の履歴 <p data-bbox="1243 978 1966 1026">○ 国内に住所又は居所を有していた期間の記載に代えて、旅券の写しを添付することができます。</p>

改正後

改正前

個⑦006 平成 年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告書
 (所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する租税特別措置法 17 条の 5 項に規定する申告書)【裏面】

個⑦006 平成 年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告書
 (所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する租税特別措置法 17 条の 5 項に規定する申告書)【裏面】

所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の説明

所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の説明

- この申告書は非居住者（日本に住所がなく、かつ、1年以上居所を有しない個人をいいます。）が日本国内に源泉のある給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得を有しているが所得税法第212条及び第213条の規定による所得税並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定による復興特別所得税の源泉徴収（税率20.42%）を受けていない場合（例えば支払地が国外の場合）に、源泉徴収に代えて申告納税するために使用します。
 (注)復興特別所得税は、平成25年から平成49年（2037年）までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。
 また、平成25年1月1日から平成49年（2037年）12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- この申告書を提出する際には、個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
 なお、この申告書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が覆写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- この申告書により申告すべき所得は次のとおりです。
 - 給与所得……給料、賞金、賞又はこれらの性質を有する給与で、国内で行う勤務に基因するもの
 - 退職所得……退職手当その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で受給者が居住者であった期間に行った勤務に基因するもの
 - 人的役務の提供による所得……例えば弁護士、公認会計士等の自由職業者、科学技術、経営管理等のコンサルタント、あるいは俳優音楽家等の芸能人又は職業運動家が国内において自己の役務を主たる内容とする役務の提供に基因して受ける報酬等
- 上記2の場合のほか、次の所得もこの申告の対象となります。
 - 内国法人の役員（国外勤務等に対する給与所得、退職所得）
 - 居住者又は内国法人の運転する船舶又は航空機での勤務あるいは人的役務の提供を行い、あるいは行ったことに基因する給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得
- 非居住者が、例えば日本国内に事務所等事業を行う一定の場所を有して事業を行う場合などには、この申告書によらないで一般用申告書によって申告することとなりますのでご注意ください。
- この申告書の申告期限は所得が生じた年の翌年の3月15日であり、その申告期限が納期限です（3月15日が日曜日の場合には3月16日、土曜日の場合には3月17日が期日となります。）。ただし、その日までに日本に居所を有しなくなる場合には、その有しなくなる日までに申告・納付してください。

- この申告書は非居住者（日本に住所がなく、かつ、1年以上居所を有しない個人をいいます。）が日本国内に源泉のある給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得を有しているが所得税法第212条及び第213条の規定による所得税並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定による復興特別所得税の源泉徴収（税率20.42%）を受けていない場合（例えば支払地が国外の場合）に、源泉徴収に代えて申告納税するために使用します。
 (注)復興特別所得税は、平成25年から平成49年（2037年）までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。
 また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- この申告書を提出する際には、個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
 なお、この申告書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が覆写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- この申告書により申告すべき所得は次のとおりです。
 - 給与所得……給料、賞金、賞又はこれらの性質を有する給与で、国内で行う勤務に基因するもの
 - 退職所得……退職手当その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で受給者が居住者であった期間に行った勤務に基因するもの
 - 人的役務の提供による所得……例えば弁護士、公認会計士等の自由職業者、科学技術、経営管理等のコンサルタント、あるいは俳優音楽家等の芸能人又は職業運動家が国内において自己の役務を主たる内容とする役務の提供に基因して受ける報酬等
- 上記2の場合のほか、次の所得もこの申告の対象となります。
 - 内国法人の役員（国外勤務等に対する給与所得、退職所得）
 - 居住者又は内国法人の運転する船舶又は航空機での勤務あるいは人的役務の提供を行い、あるいは行ったことに基因する給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得
- 非居住者が、例えば日本国内に事務所等事業を行う一定の場所を有して事業を行う場合などには、この申告書によらないで一般用申告書によって申告することとなりますのでご注意ください。
- この申告書の申告期限は所得が生じた年の翌年の3月15日であり、その申告期限が納期限です（3月15日が日曜日の場合には3月16日、土曜日の場合には3月17日が期日となります。）。ただし、その日までに日本に居所を有しなくなる場合には、その有しなくなる日までに申告・納付してください。

Explanation of the "Income Tax and Special Income Tax For Reconstruction Quasi-Final Return"

Explanation of the "Income Tax and Special Income Tax For Reconstruction Quasi-Final Return"

- This form is to be used by a non-resident (an individual who is not domiciled in Japan nor has resided in Japan for one year or more) in declaring such income from Japanese source as employment income, retirement income or income from personal services, but which is not subject to withholding at the source at the rate of 20.42% by the application of the provisions of articles 212 and 213 of the Income Tax Law and article 28 of the Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake.
 NOTE: Special Income Tax For Reconstruction is calculated by multiplying the base income tax of respective years by 2.1% from 2013 through 2037.
 Also, when withholding tax is collected on the income arising during the period from January 1, 2013 through December 31, 2037, special income tax for reconstruction shall be collected together.
- When submitting this form, it is required to state the individual number in this form and to present your identification document or attach a copy of such document to this form.
 If you keep the copy of this form, please note sufficiently the treatment of the individual number, for example, you don't write the individual number on the copy. (If you make the copy with the duplicator, please take steps that the individual number doesn't be copied.)
- Includes the following : Income which should be declared on this form
 - Employment income—Salary, wages, bonuses or other earnings of the same nature which are based on the rendering of personal services performed in Japan.
 - Retirement income—A lump sum payment such as a severance allowance and the like received by a retiring employee and based on the rendering of personal services as employment duties performed in a period when the person receiving them was a resident of Japan.
 - Income from the provision of personal services—Remuneration, or other payments (a) received by attorneys; certified public accountants; scientific, technical or managerial consultants; public entertainers; athletes or other professionals and (b) based on personal services performed in Japan.
- Besides the income mentioned in section 2 above, the following are the types of income which should be declared on this form.
 - Employment income or retirement income based on personal services, such as employment duty performed outside Japan by an officer * of a domestic corporation
 * "Officer" means a director, auditor, supervisor or liquidator of a corporation as well as other persons specified by Cabinet Order among those engaged in managing the corporation.
 - Employment income, retirement income or income from personal services which are based on personal services performed on a ship or aircraft operated by a Japanese resident or a domestic corporation.
- The Final Return (for General Use) form should be used by a non-resident who conducts a business utilizing an office or any other fixed place of business within Japan.
- Please file this Return with the Tax Office by March 15 of the year following the year in which you earned the income mentioned above, and pay the tax by the same date. (When March 15 falls on Sunday, you must file the return and pay the tax by March 16. When March 15 falls on Saturday, you must file the return and pay the tax by March 17.) However, if by the said March 15, etc., you depart from Japan, you must file the return and pay the tax before you depart from Japan.

- This form is to be used by a non-resident (an individual who is not domiciled in Japan nor has resided in Japan for one year or more) in declaring such income from Japanese source as employment income, retirement income or income from personal services, but which is not subject to withholding at the source at the rate of 20.42% by the application of the provisions of articles 212 and 213 of the Income Tax Law and article 28 of the Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake.
 NOTE: Special Income Tax For Reconstruction is calculated by multiplying the base income tax of respective years by 2.1% from 2013 through 2037.
 Also, when withholding tax is collected on the income arising during the period from January 1, 2013 through December 31, 2037, special income tax for reconstruction shall be collected together.
- When submitting this form, it is required to state the individual number in this form and to present your identification document or attach a copy of such document to this form.
 If you keep the copy of this form, please note sufficiently the treatment of the individual number, for example, you don't write the individual number on the copy. (If you make the copy with the duplicator, please take steps that the individual number doesn't be copied.)
- Includes the following : Income which should be declared on this form
 - Employment income—Salary, wages, bonuses or other earnings of the same nature which are based on the rendering of personal services performed in Japan.
 - Retirement income—A lump sum payment such as a severance allowance and the like received by a retiring employee and based on the rendering of personal services as employment duties performed in a period when the person receiving them was a resident of Japan.
 - Income from the provision of personal services—Remuneration, or other payments (a) received by attorneys; certified public accountants; scientific, technical or managerial consultants; public entertainers; athletes or other professionals and (b) based on personal services performed in Japan.
- Besides the income mentioned in section 2 above, the following are the types of income which should be declared on this form.
 - Employment income or retirement income based on personal services, such as employment duty performed outside Japan by an officer * of a domestic corporation
 * "Officer" means a director, auditor, supervisor or liquidator of a corporation as well as other persons specified by Cabinet Order among those engaged in managing the corporation.
 - Employment income, retirement income or income from personal services which are based on personal services performed on a ship or aircraft operated by a Japanese resident or a domestic corporation.
- The Final Return (for General Use) form should be used by a non-resident who conducts a business utilizing an office or any other fixed place of business within Japan.
- Please file this Return with the Tax Office by March 15 of the year following the year in which you earned the income mentioned above, and pay the tax by the same date. (When March 15 falls on Sunday, you must file the return and pay the tax by March 16. When March 15 falls on Saturday, you must file the return and pay the tax by March 17.) However, if by the said March 15, etc., you depart from Japan, you must file the return and pay the tax before you depart from Japan.